

第1章 流域の自然状況

1-1 釧路川流域の概要

(1) 流域及び河川の概要

釧路川は、北海道東部の太平洋側に位置し、その源を藻琴山（標高 1,000m）など屈斜路カルデラの外輪山に発し、カルデラ湖の屈斜路湖から流れ出て、弟子屈原野を流れ、弟子屈町で鑑別川、標茶町でオソベツ川等の支川を合流し、釧路湿原に入り、さらに久著呂川、雪裡川等の支川を湿原内で合わせ、岩保木地点において新釧路川となり釧路市街地を貫流し、太平洋に注ぐ、幹川流路延長 154km、流域面積 2,510km²の一級河川である。

その流域は、釧路市をはじめとする 1 市 3 町 1 村からなり、釧根地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は、山地等が約 68%、牧草地等の農地が約 21%、釧路湿原が約 8%、宅地等の市街地が約 3%となっている。流域内には、釧根地域の拠点である釧路市等があり、酪農業、水産業、製紙業、観光業等が盛んである。また重要港湾の釧路港、JR根室本線、JR釧網本線、国道 38 号、44 号、241 号、391 号等の基幹交通施設に加え、北海道横断自動車道が整備中であり、交通の要衝となっている。また、上流の屈斜路湖などは阿寒国立公園に、下流の釧路湿原はラムサール条約登録湿地及び釧路湿原国立公園に指定されているなど豊かな自然環境に恵まれている。

このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

流域の地質は、全体の約 9 割が新第三紀の緑色凝灰岩・火山砕屑物、第四紀の火山噴出物等で覆われ、保水・浸透力の高い地盤を形成している。下流の釧路湿原は約 6,000 年前から形成された厚さ 2~4m の泥炭が堆積する第四紀の沖積層で、周辺丘陵地からの豊富な湧水や地下水が供給されており、また南東部の丘陵地は第四紀の洪積層である。

流域の平均年間降水量は約 1,000~1,200mm であり、下流沿岸部は夏期に海流の影響で霧が多発し日照が遮られる湿潤冷涼な気候である。

国内最大のカルデラ湖である屈斜路湖から弟子屈市街部付近までの上流部は、河床勾配が 1/1,000 程度であり、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹とダケカンバ、シラカンバ等の広葉樹の針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成し、また硫黄山と山麓のハイマツ、エゾイソツツジ、ガンコウラン等の高山植物が特徴的な自然景観を形成している。屈斜路湖の和琴半島は、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息するなど独特の生態系を有している。ほ乳類では、ヒグマをはじめエゾシカ、エゾリス等が生息している。また鳥類では、シマフクロウ、アカゲラ、クマガラ、ヤマセミ、オオハクチョウ等が生息している。魚類では、アメマス（エゾイワナ）、ヤマメ、ヒメマスなどサケ科魚類等が生息している。

弟子屈市街部付近からオソベツ川合流点付近までの中流部は、河床勾配が約 1/200~1/1,200 であり、流域の基幹産業を支える約 5 万 ha の広大な酪農地帯が広がり、釧根地域の代表的な景観を形成している。ミズナラ、イタヤカエデ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林のほか、

カラマツの人工林が多く、また標高が上がるとトドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林が分布する。河畔林が生い茂り瀬・淵が連続する河川には、アメマス、ヤマメ、ハナカジカ、エゾウグイ等の魚類や、河岸にカワセミ、ショウドウツバメ等の鳥類が生息している。

我が国最初のラムサール条約登録湿地であり、国内最大の湿原である釧路湿原から新釧路川河口部までの下流部は、河床勾配が1/3,000～1/8,000となっており、釧路湿原においては多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約2,000種の野生生物の生息・生育の場となっている。

ヨシ・スゲ類植生にハンノキ林が分布する低層湿原、ミズゴケ類植生の中間・高層湿原からなる湿原には、河跡湖、池塘が分布するとともに、塘路湖等の海跡湖が点在している。湖沼や池塘には、ネムロコウホネ、ヒシ等の水生植物が水面を覆い、ミツガシワ、クロバナロウゲ、カキツバタ等のほか、氷河期遺存種の湿性植物であるクシロハナシノブ等が生育している。低地であるが冷涼な気候となっているため、高層湿原には、エゾイソツツジ等の高山植物が生育している。また寒冷地の湿地で特徴的なスゲの株“谷地坊主（ヤチボウズ）”の群落が見られる。湿原の水辺は、国指定の特別天然記念物のタンチョウをはじめ、アオサギ、オオハクチョウ、ガン・カモ類等の水鳥のほか、オオワシ、オジロワシ等の猛禽類、オオジシギ等多くの野鳥の繁殖地・渡来地となっている。魚類では国内最大の淡水魚のイトウをはじめとするサケ科魚類、エゾトミヨ、ヤチウグイ、エゾホトケ等が生息しているほか、湿原下流では北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシヤモが遡上・産卵している。哺乳類ではエゾシカ、外来種のミンク等が生息している。また、昆虫類では氷河期遺存種のイイジマルリボシヤンマ等のトンボ類が多数生息するほか、両生類でも氷河期遺存種のキタサンショウウオ等が生息している。

また、釧路川では、内水面漁業が営まれており、サケ、カラフトマス、シシヤモの増殖事業が行われている。

釧路湿原は、度重なる洪水被害の軽減や土地利用の高度化を図るための河川の直線化、木材生産のための流域の森林伐採等に起因する湿原内部への土砂流入の増加等の影響や農地開発、市街地の拡大等により、近年急速に湿原面積が減少するとともに、湿原植生が変化するなど、湿原生態系の質的量的な低下が懸念されている。

釧路地方では、早くから釧路湿原の重要性が認識され、住民生活との共存を図りつつ、その自然保護に関する取り組みが展開され、国立公園指定やラムサール条約登録湿地指定へとつながり、現在の釧路湿原の自然再生の取り組みに至っている。

釧路川の治水事業は、広大な原野や原生林の開拓とともにあり、低平地の洪水氾濫を減少させるほか、地下水の排水促進により土地利用を可能とするもので、捷水路事業を中心に進められた。明治23年及び明治32年より実施された当時釧路川の支川阿寒川の分流工事に始まり、明治42年には、釧路港の機能維持のため築港事業として阿寒川切替工事が実施された。また明治43年には、第1期北海道拓殖計画により釧路川治水設計調査が始まった。

本格的な治水事業は、既往最大洪水である大正9年8月洪水を契機として実施された。この洪水では、釧路湿原全域及び釧路市街のある湿原下流域1万2千町歩が氾濫区域となり、2000戸以上の家屋の流出・浸水等の被害が発生しており、翌大正10年に、同洪水流量を安全に流下させるため河口で計画高水流量4万2千立方尺（1,170m³/s）とする改修計画を策定し、釧

路市街のある下流部において現在の新釧路川となる新水路掘削とともに、川幅 300 間 (545m) の釧路市街堤防工事、さらに幌呂川右岸堤防工事等を実施し、釧路川では、舟運が盛んであったことから、幣舞橋から別保川合流部において、浚渫工事を実施した。戦後、昭和 22 年 9 月及び昭和 23 年 9 月洪水を契機として、昭和 24 年に標茶地点で計画高水流量 900m³/s とする改修計画を策定し、標茶・弟子屈市街のある中上流域において捷水路掘削、堤防工事等を実施した。この頃より、昭和 25 年北海道開発法の制定による北海道総合開発計画に基づき、治水事業を推進するとともに、それによる日本の食糧生産基地としての流域の土地利用の拡大を推進してきた。

その後、昭和 40 年の河川法施行を受け、昭和 43 年に標茶地点で計画高水流量 1,200m³/s とする工事实施基本計画を策定し、河道の掘削、浚渫、堤防の新築及び拡築、護岸工事等を実施してきた。また、昭和 59 年には、下流部における釧路遊水地により、洪水調節を行う計画とした。

また、釧路川流域のある北海道東部太平洋沿岸は地震多発地域であり、過去に昭和 27 年 3 月十勝沖地震が発生している他、近年では平成 5 年 1 月釧路沖地震、平成 6 年 10 月北海道東方沖地震及び平成 15 年 9 月十勝沖地震が発生している。平成 15 年 9 月十勝沖地震では、津波の河川遡上が確認されている。釧路市、釧路町等が平成 18 年に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、現在、地震津波対策の調査・検討を行っている。

河川環境の整備と保全については、釧路湿原の環境保全に向けて、平成 11 年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設立した上で各種調査検討を重ね、平成 13 年の同委員会からの提言を踏まえ、釧路湿原の自然再生に向けた取り組みを実施している。また、平成 15 年の自然再生推進法施行を受け、同年に地域住民、学識者、関係行政機関等多様な主体の参加による「釧路湿原自然再生協議会」が設立された。平成 17 年には検討委員会からの提言を踏まえた「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、地域との協働のもと河川環境の保全・再生をはじめとする各種施策が展開されている。

河川水の利用については、釧路市及び弟子屈町の水道用水、工業用水等に利用されている。

水質については、近年釧路川の BOD75%値が環境基準値を超過している地点がある。また屈斜路湖では pH が酸性から中性となり、これまで魚類の生息に適さなかった環境に変化が見られることから、水質調査等により実態の把握に努めている。

河川の利用については、源流から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んであるほか、湿原散策、釣り、キャンプ等のレクリエーション利用も盛んである。標茶及び釧路市街地の高水敷は広場・公園・緑地等が整備され、パークゴルフ等のスポーツ、散策、花火大会等多目的に利用され、市民の憩いの場となっている。釧路川河口付近は港湾区域になっている他、水辺空間を活用した商業施設に利用されている。

1-2 地形・地質

釧路川本川は火山地帯を足早に南東に流下し、弟子屈を過ぎると、火山性の台地鶴居丘陵に入って標茶に達する。ここで流向をにわかには南西にとり、流勢も衰え、西に鶴居丘陵、東に高度を下げた台地根室段丘を見ながら釧路湿原に入る。釧路市に近づくと湿原は広く開け、川はその中央を直南流するが、東の台地にはより一段低い台地釧路段丘が現れる。

流域の地学的背景は大きくみると3つの地形区に分かれる。上流部は火山地帯にあり、中流部は丘陵台地地帯に、下流部に入ってから沖積低地、海岸砂丘である。

火山地帯は全流域の約1/4を占め、標高およそ300m以上の地域で、屈斜路、摩周のカルデラをはじめ、活・休火山群があつて起伏が激しい。その地質は新第3紀層(2千万年～1千万年前に堆積した地層)と、これを貫いた安山岩類を基底として、その上をおおった火山岩類から成る。

丘陵台地は流域の約2/3を占め、鑑別川付近から南に広がる鶴居丘陵と南東部の海成段丘(根室面、釧路面)に分かれる。前者は北の火山から流下または降下した第4紀の噴出物がおおっている地帯で、鶴居村一帯と標茶町のオソベツ川西側は、阿寒火山を源とした黒～灰色の阿寒溶結凝灰岩(その一部が黒曜石)や白い軽石流で、オソベツ川東側は、屈斜路火山からの軽石流である。これら火山砕屑物で根室面をおおって造られた丘陵地帯を一括して鶴居丘陵と呼んでいる。後者は標高40～120mぐらいで、洪積世の海に堆積した地層(釧路層群)で構成された台地である。

沖積低地釧路湿原は標高10m以下がほとんどで、地質時代では現世あるいは沖積世と言われる最も新しい時代の堆積物から成り、地表はスゲ、ヨシを主体とする低層泥炭で厚さ2～4mに分布する。沖積層は深さ2～80mに分布し、上部から泥土、貝化石を含む細砂礫層、深さ40m付近から下は砂層をともなう礫層から成る。基盤は釧路層群(洪積世)から成っている。

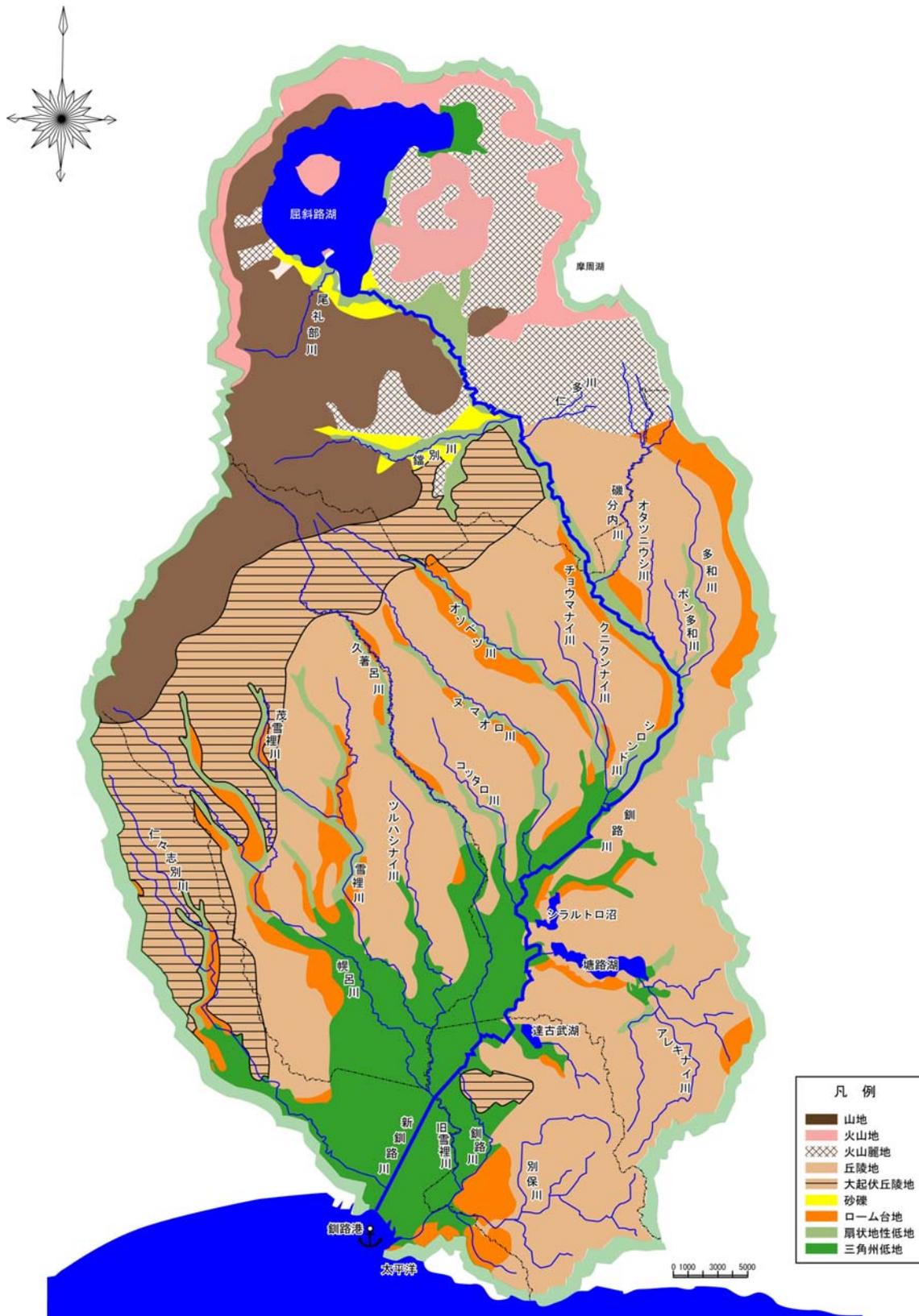


図 1-3 地形分類図

出典：「土地分類図」北海道 VIII、釧路根室支庁 昭和 54 年版

監修：国土庁土地局国土調査課、発行：財団法人日本地図センター

1-3 気象

北海道の気候は図 1-4に示すように 4 つの気候区分に分けられるが、全般的な特徴として「梅雨期がなく、春季の気温上昇と降雨により、融雪洪水が起こりやすく、大雨は夏期末期から、秋期の台風と前線による」ことがあげられている。

釧路川流域は、表日本型に属するといわれ、特有の気候をもつ地域とされている。これは釧路地方が西と北に北海道の背梁山脈をひかえ南は親潮寒流の洗う太平洋に面しており、夏は温暖な南東季節風が寒流上で冷却され、海霧が発生し、日照を遮り気温を低下させ、湿潤で冷涼な日が続く、流域平均気温は全般的に冷涼であり、冬は長い秋の快適さは良く知られている。

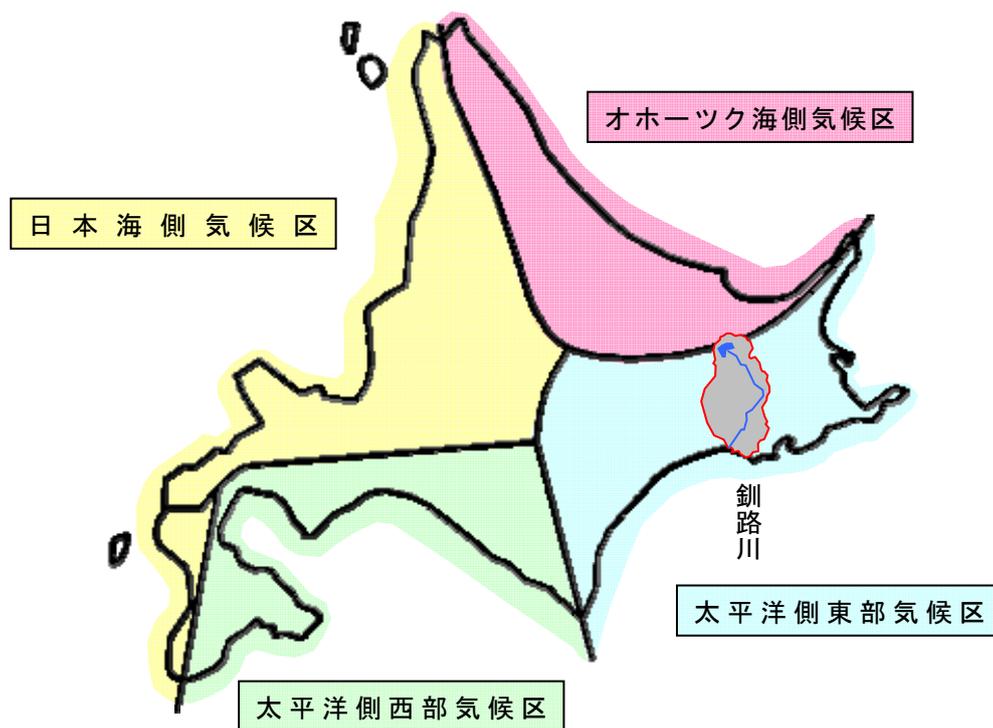


図 1-4 北海道の気候区分

1-3-1 降水量

釧路川流域の年平均降水量は1,000～1200mmとなっており、概ね北海道平均と同程度である。春から秋にかけては道央と同程度の降雨があり、限られた期間には強い雨が降る。降雨の主な原因として考えられるものを以下に挙げる。

- a) 梅雨期から盛夏(6～8月)にかけ前線およびこれを刺激する低気圧ならびに台風によるもの
- b) 夏から早秋にかけての台風によるもの(付近または南側通過)
- c) その他低気圧に前線を伴うもの

なお、これらの降雨は台風、低気圧、前線等の通過位置により降雨量は大きく左右される。

表 1-2 主な気象観測値

項目	弟子屈 地点	標茶 地点	釧路 地点	北海道 平均
データ期間	1978年～ 2004年	1978年～ 2004年	1977年～ 2004年	1977年～ 2004年
平均気温 (°C)	4.8	5.0	5.9	7.4
平均最高気温 (°C)	30.2	30.7	26.3	30.0
平均最低気温 (°C)	-20.4	-25.5	-19.6	-16.3
平均年間降水量 ※3 (mm)	1059.5	1070.7	1030.0	1034.0

※1 出典：気象庁アメダス

※2 全道平均の値は各支庁所在地のデータを平均

※3 釧路(1978～1981年)のデータが欠測のため近年20ヵ年平均(1985～2004年)

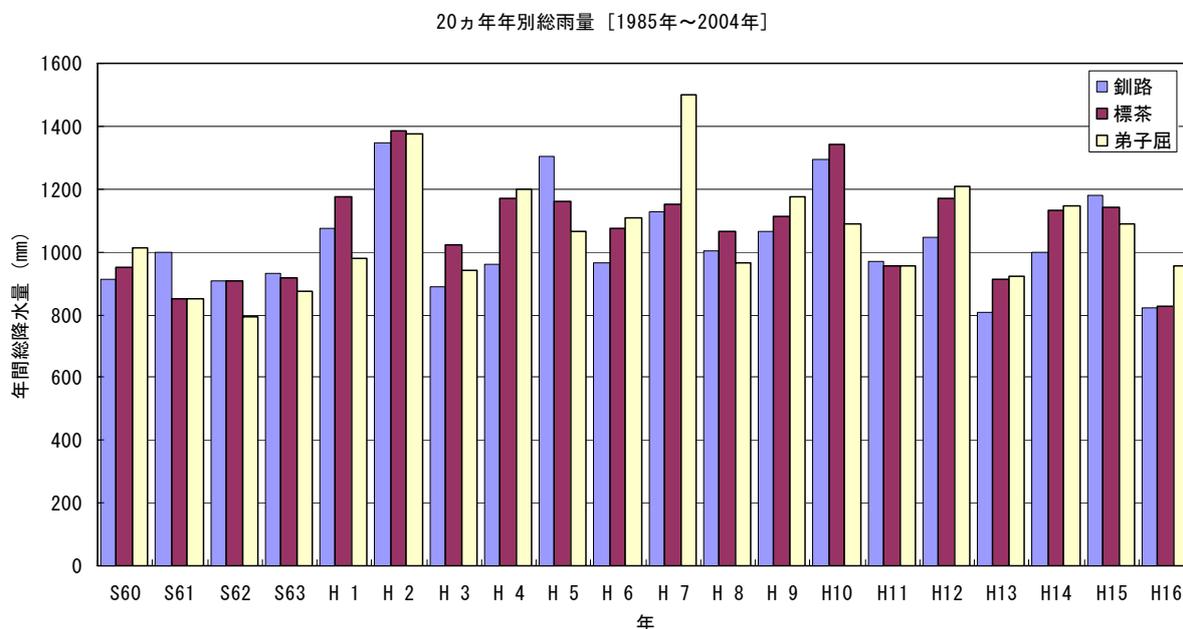


図 1-5 各地点における年間総雨量

[弟子屈観測所(気)]

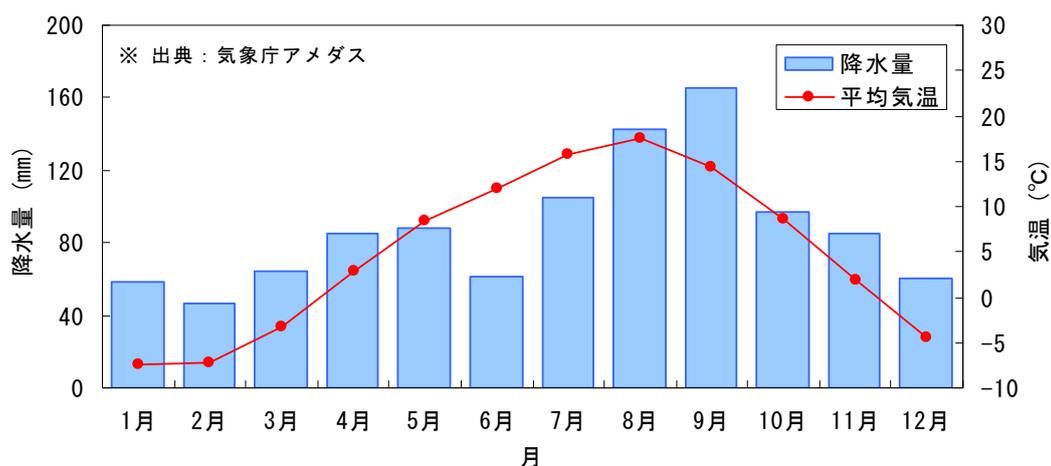


図 1-6 弟子屈地点の降水量と平均気温[過去 20 カ年(1985~2004)の平均]

[標茶観測所(気)]

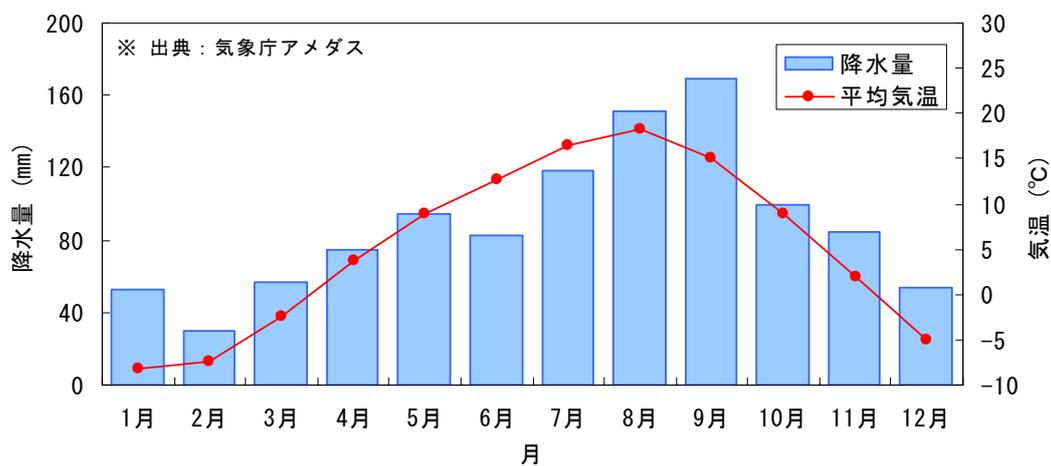


図 1-7 標茶地点の降水量と平均気温[過去 20 カ年(1985~2004)の平均]

[釧路観測所(気)]

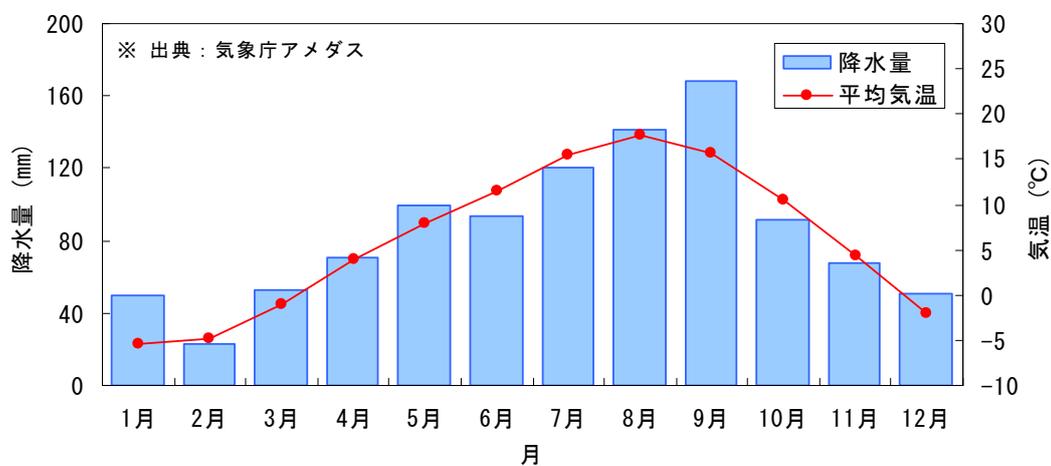


図 1-8 釧路地点の降水量と平均気温[過去 20 カ年(1985~2004)の平均]

1-3-2 日照時間と霧発生日数

釧路から根室にかけての沖、太平洋には南下する寒流・親潮とその外側を北上する暖流・黒潮が流れている。夏に多い南風はこの黒潮の上で温められ水蒸気を大量に含み、冷たい親潮の上で急に冷やされて霧になる。この霧が海から侵入し、釧路では6月から8月にかけて霧の日が多く、年間では平均100日程度にもなる。

また、厳寒期には、海水と空気の温度差によって発生する「けあらし」と呼ばれる霧や、内陸部で放射冷却によって地表の空気が冷え、水蒸気が凝結してできる放射霧も見られる。

生物が最も活発に活動する夏に霧の発生が多く、夏期の日照時間がわが国で最も短くなる。

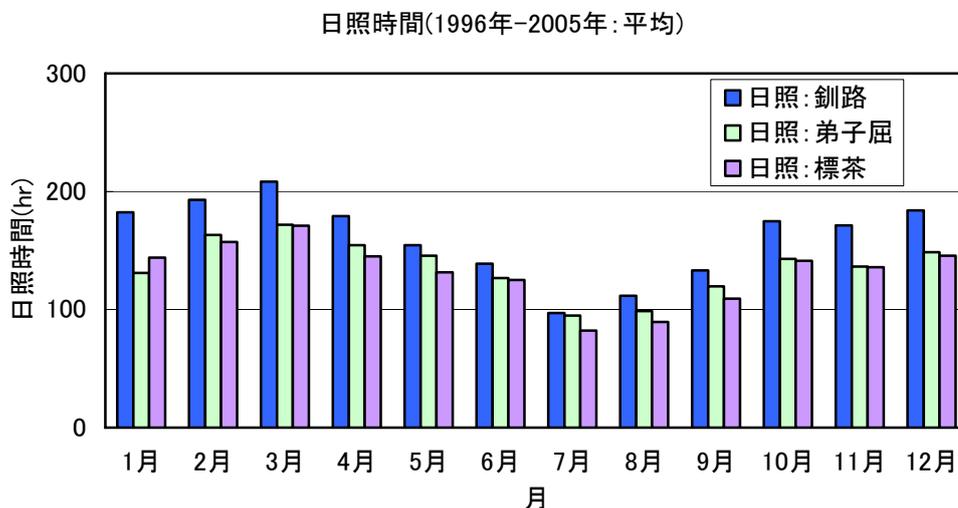
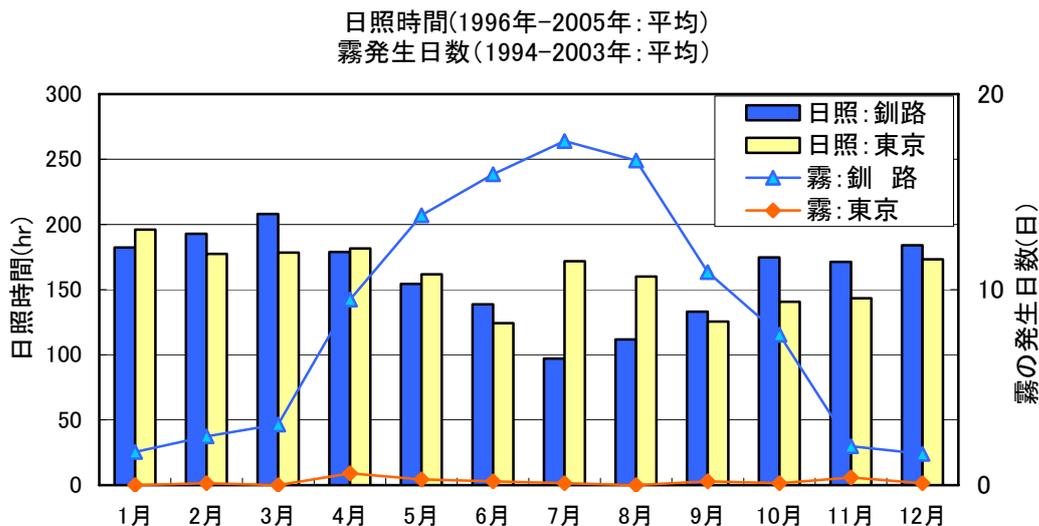


図 1-9 釧路の一年間における日照時間の比較 (出典:気象庁)

1-4 釧路湿原

1-4-1 釧路湿原の形成

釧路湿原の形成は、今から約1万年～6,000年前に氷河期の終焉による気温の上昇に伴い、陸地に海水が入り込む「海進」が進み、約6,000年前には、現在の湿原は全て海だったと考えられている。その後、西高東低の地盤運動により西側より陸化(海退)が進み約3,000年前には海は姿を消し、一面湿原に変わったとされている。

釧路川は湿原と同時期の約3,000年前に湿原西側からの陸化に伴い東に片寄り、シラルトロ沼や塘路湖等の海跡湖を作りながら現在の釧路川を形成したと考えられている。

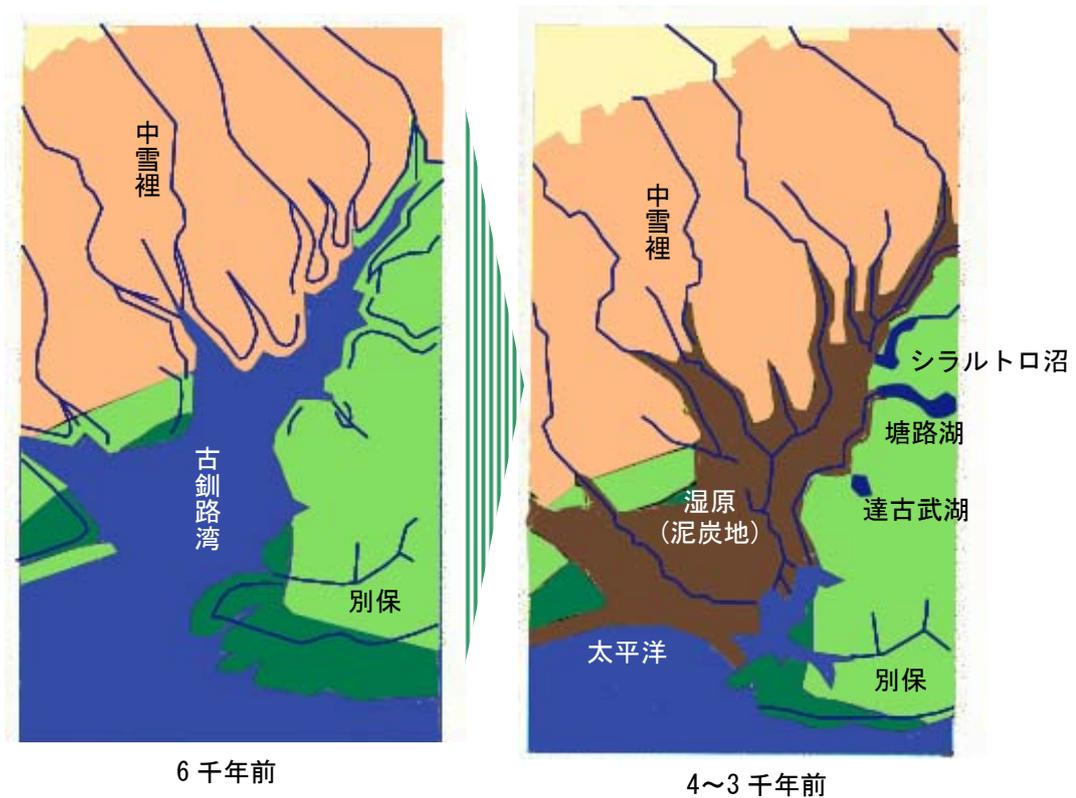


図 1-10 湿原の形成

1-4-2 釧路湿原の現状と課題

釧路湿原は、ハンノキの散在するヨシやスゲ類の湿原（低層湿原）と、高山性植物を含むミズゴケ類の湿原（高層湿原）、それらの中を蛇行する河川から構成され、他に類を見ない景観を有している。また、釧路湿原を主たる生息地とするタンチョウ、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等をはじめ、多くの野生生物が生息・生育している我が国を代表する傑出した自然環境を有しており、1980年に日本で最初のラムサール条約による国際保護湿地として登録され、次いで1987年に国立公園の指定を受けている。また、保水・浄化機能、遊水地としての洪水調節機能、地域気候を緩和する機能等重要な価値や機能を有している。

さらに近年では釧路湿原が「豊かな自然環境」の1つとして観光にも活用されて、毎年多数のカヌー利用者などが訪れており、湿原に対する理解が広まるとともに、地域住民を中心に「湿原環境の保全」という意識が高まりつつある。

現在、釧路湿原が直面している最も重要な課題は、湿原面積の急激な減少である。図 1-11 に示すとおり、1947年には約250km²(2.5万ha)の湿原が、2004年には約180km²(約1.8万ha)にまで減少し、60年間で約3割の面積が消失している。

湿原の南側からは、市街地の拡大に伴って湿原を埋め立てて住宅地や道路、資材置き場等に使用する面積も増大し、景観を損なうだけではなく、キタサンショウウオの生息地を狭めるなどの影響が指摘されている。

また、湿原上流部の農地開発、土地利用の高度化等のための河道の直線化、周辺の森林伐採等により、特に湿原流入部において冠水頻度の減少、地下水位の低下、湿原内部への土砂、栄養塩類の流入増加が生じ、これらの影響により湿原の乾燥化が急激に進み、ヨシやスゲ類湿原にハンノキ林が侵入し拡大していると考えられている。さらに、湿原面積の減少と相まって、湿原特有の希少な野生生物の個体数や分布面積についても減少が見られており、生態系への影響も指摘されている。

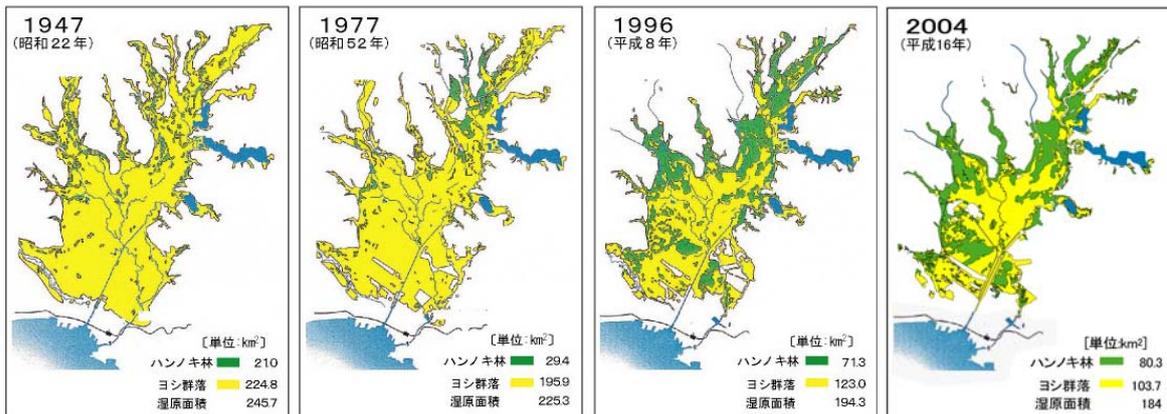


図 1-11 ハンノキ林分布変遷図

第2章 流域及び河川の自然環境

2-1 流域の自然環境

2-1-1 植物

釧路川流域は自然植生が比較的良く残されており、雄大な北国の自然を展開している。

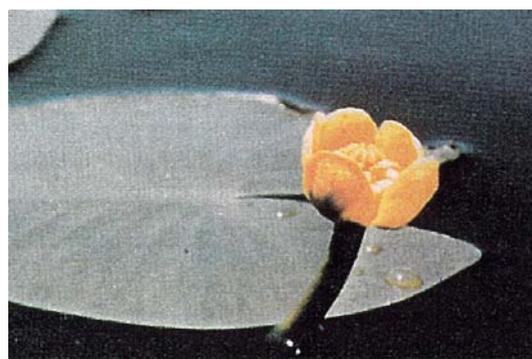
上流域は、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹とダケカンバ、シラカンバ等の広葉樹の針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成し、また硫黄山と山麓のハイマツ、エゾイソツツジ、ガンコウラン等の高山植物が特徴的な自然景観を形成している。

中流域は、ミズナラ、イタヤカエデ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林のほか、カラマツの人工林が多く、また標高が上がるとトドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林が分布する。

下流には、わが国最大の湿原である釧路湿原があり、ヨシ・スゲ類植生にハンノキ林が分布する低層湿原、ミズゴケ類植生の中間・高層湿原からなる湿原には、河跡湖や泥炭地の中にある小さな湖沼である池塘が分布している。湖沼や池塘には、ネムロコウホネ、ヒシ等の水生植物が水面を覆い、ミツガシワ、クロバナロウゲ、カキツバタ等のほか、氷河期遺存種の湿性植物であるクシロハナシノブ等が生育している。低地であるが冷涼な気候となっているため、高層湿原には、エゾイソツツジ等の高山植物が生育している。また寒冷地の湿地で特徴的なスゲの株“谷地坊主（ヤチボウズ）”の群落が見られる。



ヨシ・スゲ群落とハンノキ林



ネムロコウホネ

2-1-2 哺乳類

釧路川流域は、中・上流域に自然林が多く残されており、また、上流域には屈斜路湖を含む阿寒国立公園、下流域には釧路湿原および湿原東部に位置する3湖沼があることから、哺乳類の生息環境として恵まれた地域である。

上流域において、ヒグマが生息するほか、中・下流域ではエゾリス、エゾヤチネズミ、エゾユキウサギ、キタキツネや大型哺乳類のエゾシカが広く分布している。また、野生化したミンクも中・下流域を通じて確認されている。



エゾシカ

2-1-3 鳥類

釧路川流域は、森林や湖沼、湿原など様々な自然環境に恵まれていることから、全般に鳥類相は豊富で多種類の鳥類が見られる。

上流域は、シマフクロウ、アカゲラ、クマゲラ、ヤマセミ、オオハクチョウ等が生息している。中流域は、河岸にカワセミ、ショウドウツバメ等の鳥類が生息している。下流域の湿原の水辺は、国指定の特別天然記念物のタンチョウをはじめ、アオサギ、オオハクチョウ、ガン・カモ類等の水鳥のほか、オオワシ、オジロワシ等の猛禽類、オオジシギ等多くの野鳥の繁殖地・渡来地となっている。



タンチョウ

2-1-4 昆虫類

屈斜路湖の和琴半島では、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息するなど独特の生態系を有している。

また、釧路湿原に生息する昆虫は、湿原周辺の丘陵地と深いかかわりをもって生活している。なかでもトンボは、湿原から周辺の丘陵地へ移動して生息するものが多い。湿原域には氷河期の遺存種といわれるエゾカオジロトンボ、イイジマルリボシヤンマ、ゴトウアカメイトトンボが生息し、国内では道東あるいは釧路湿原にのみ生息している。



エゾカオジロトンボ

2-1-5 魚類

上流域は、アメマス（エゾイワナ）、ヤマメ、ヒメマスなどサケ科魚類等が生息している。

中流域は、河畔林が生い茂り瀬・淵が連続する河川には、アメマス、ヤマメ、ハナカジカ、エゾウグイ等の魚類が生息している。

下流域は魚類では国内最大の淡水魚のイトウをはじめとするサケ科魚類、エゾトミヨ、ヤチウグイ、エゾホトケ等が生息しているほか、湿原下流では北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモが遡上・産卵している。



イトウ

2-1-6 両生類・爬虫類

両性類としては、エゾアカガエルやアマガエルが生息する。エゾアカガエルは湿原域及び周辺丘陵部に多く生息し、湿原の水溜りを産卵場所としている。また、氷河時代の依存種であり、釧路市の天然記念物にも指定されているキタサンショウウオが、国内では釧路湿原にのみ生息している。



キタサンショウウオ

表 2-1 釧路川の重要種(植物)

種名	指定区分			わが国における 保護上重要な 植物種の現状	釧路湿原の河川環境 保全に関する提言	釧路湿原国立 公園指定植物
	自然	HRDB	NRDB			
アイヌタチツボスミレ						●
アオチドリ						●
アカンカササゲ		R		現状不明種		
アズマイチゲ						●
イソツツジ	貴重					●
イチゲフウロ						●
イッポンスゲ						●
イトモ			VU			
イヌイトモ		En	CR	危急種		
イヌコリヤナギ						
イワオモダカ						●
ウキガヤ		R				
ウキクサ						
ウスイロスゲ			VU			
ウメバチソウ						●
エゾオオサクラソウ	貴重	R				●
エゾオオヤマハコベ	貴重					●
エゾキゲマン						●
エゾキスゲ						●
エゾキンボウゲ			CR			
エゾクガイソウ						●
エゾクサイチゴ	貴重					
エゾクロクモソウ						●
エゾコゴメグサ						●
エゾシモツケ			EN			●
エゾスカシユリ						●
エゾスグリ	貴重					
エゾスズシロ	貴重					
エゾスズラン						●
エゾタンポポ						●
エゾデンダ						●
エゾトリカブト						●
エゾナミキソウ			EN			
エゾネコノメソウ			EN			
エゾノカワヂシャ	貴重					
エゾノカワヤナギ						
エゾノクヌヤナギ						
エゾノコギリソウ						●
エゾノシモツケソウ						●
エゾノバッコヤナギ						●
エゾノヒツジグサ						●
エゾノホソバトリカブト	貴重					●
エゾノミズタデ	貴重	Vu				●
エゾヒナノウスツボ						●
エゾヒメアマナ		R	VU			●
エゾフウロ						●
エゾフユノハナワラビ						●
エゾベニヒツジグサ		R	VU			●
エゾホソイ						●
エゾミクリ		R				
エゾムカシヨモギ	貴重					
エゾムグラ		R	VU			
エゾムラサキ	貴重					●
エゾメシダ						●
エゾヤナギモ						●
エゾリンドウ						●
エゾレイジンソウ	貴重					
エンレイソウ						●
オオアゼスゲ				●		●
オオダカネイバラ						●
オオバナノエンレイソウ						●
オオバナノミミナグサ						●
オオバミゾホオズキ						●
オオバヤナギ						●
オオハリスゲ			VU			
オクエゾサイシン		R				●
オトギリソウ						●
オニシモツケ						●
オニノヤガラ						●
オノエヤナギ						
オヒルムシロ						
カキツバタ			VU			●
カブスゲ				●		
カラフトイバラ		R				●
カラフトニンジン						●
カラヤナギ						●
ガンコウラン						●
キソチドリ						●
キタミフクジュソウ		Vu	VU	危急種		
キバナノアマナ						●
ギンリョウソウ						●
クシロチドリ		Vu	CR	危急種		●
クシロチャヒキ						●
クシロネナシカズラ	貴重	En	CR			●
クシロハナシノブ	貴重	Vu	EN		●	●
クシロホシクサ		R	VU			●
クシロワチガイソウ		Vu	VU			●
クモギリソウ						●
クリンソウ		Vu				●
クルマバツクバネソウ						●
クルマユリ						●
クロバナハンショウヅル	貴重	R	VU	危急種		●
クロバナロウゲ						●

表 2-2 釧路川の重要種(植物)

種名	指定区分			わが国における保護上重要な植物種の現状	釧路湿原の河川環境保全に関する提言	釧路湿原国立公園指定植物
	自然	HRDB	NRDB			
クロミサンザシ	貴重	Cr	CR			●
クロミノウグイスカグラ	貴重					●
クロユリ		R				●
ケウスバスマシ		R	VU			●
コウキクサ						●
コウライテンナンショウ						●
コガネギク						●
コケイラン						●
ゴゼンタチバナ						●
コタスキモ				●		●
コツマトリソウ						●
サイハイラン						●
サギスガ						●
ササバギンラン						●
サジオモダカ						●
サヤスガ			EN			●
サワギキョウ						●
サワゼリ			EN			●
サワラン		Vu				●
シオガマギク						●
シコタンキンボウゲ	貴重		EN			●
シヤクジョウソウ						●
シユミツスガ	貴重	Vu	VU			●
シロバナエンレイソウ						●
スギナモ						●
スズラン						●
セキショウモ						●
センダイハギ						●
ゼンテイカ						●
センニンモ						●
タチギボウシ				●		●
タチヤナギ						●
タヌキモ		R	VU			●
タマミクリ			VU			●
タライカヤナギ			VU			●
チゴユリ						●
チシマカニツリ						●
チシマフウロ						●
チドリケマン			NT			●
ツバメオモト						●
ツマトリソウ						●
ツルコケモモ						●
テガタチドリ		Vu				●
トキソウ		Vu	VU			●
トマリスガ						●
トモエソウ						●
ドロヤナギ						●
ナガバキタアザミ						●
ナガバツメクサ	貴重					●
ナガミノツルキケマン			NT			●
ネコヤナギ						●
ネジバナ						●
ネムロコウホネ		Vu	VU			●
ネムロスガ			VU			●
ネムロブシダマ	貴重		VU			●
ノダイオウ			VU			●
ノハナショウブ						●
ノビネチドリ						●
バイカモ		R				●
ハイキンボウゲ						●
ハクサンチドリ						●
ハッコヤナギ						●
ハナイカリ						●
ハナタネツケバナ		Vu	VU	絶滅危惧種	●	●
ハンノキ				●		●
ヒオウギアヤメ						●
ヒシ						●
ヒメイチダ						●
ヒメウキガヤ		R				●
ヒメカイウ						●
ヒメシャクナゲ						●
ヒメタヌキモ		Vu	VU			●
ヒメツルコケモモ		Vu	VU	危急種		●
ヒメハナワラビ			VU			●
ヒメホタルイ		R				●
ヒメワタスガ	貴重		NT			●
ビロードスガ						●
ヒロハトソウ			EN			●
ヒンジモ		En	EN	危急種		●
フキユキノシタ						●
フクジュソウ		Vu	VU	危急種		●
フサモ						●
フタマタイチダ	貴重	R	VU			●
フデリンドウ						●
ホザキシモツケ			VU			●
ホザキノフサモ						●
ホソバオセヌマスダ			VU			●
ホソバドジョウツナギ			CR			●
ホソバナアマナ						●

表 2-3 釧路川の重要種(植物)

種名	指定区分			わが国における保護上重要な植物種の現状	釧路湿原の河川環境保全に関する提言	釧路湿原国立公園指定植物
	自然	HRDB	NRDB			
ホソバノキノチドリ			VU			●
ホソバヒルムシロ			VU			
ホロマンノコギリソウ						
ホロムイイチゴ	貴重					●
ホロムイソウ						●
ホロムイリンドウ		R				●
マイヅルソウ						●
マツモ		R				
ミスオトギリ						●
ミスチドリ						●
ミスバショウ						●
ミツガシワ						●
ミツバオウレン						●
ミヤマハンショウヅル						●
ムジナスゲ						●
ムシヤリンドウ		Vu	EN			●
ムラサキミミカキグサ		Vu	VU			●
モウセンゴケ						●
ヤガミスゲ		R				
ヤチカワズスゲ						●
ヤチスギナ	貴重	Vu	EN	危急種		●
ヤチスギラン						●
ヤチスゲ						●
ヤチツツジ	貴重		EN			●
ヤチヤナギ						●
ヤナギトラノオ						●
ヤマタニタデ			VU			
ヤマトキソウ		En				●
ヤマハナソウ	貴重					●
ユキワリコザクラ		Vu				●
ヨシ						
ワサビ		R				
ワタスゲ					●	●

自然：緑の国勢調査－自然環境保全調査報告書－(環境庁 1976)

貴重：貴重植物

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001(北海道 2001)

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

NRDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(環境省 2002)

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR+EN：絶滅危惧I類

CR：絶滅危惧IA類

EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

LP：地域個体群

表 2-4 釧路川の重要種(哺乳類)

種名	指定区分	釧路湿原の河川環境保全に関する提言
	HRDB	
エゾリス		●
カラフトアカネズミ	N	

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001(北海道)

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

表 2-5 釧路川の重要種(鳥類)

種名	指定区分						釧路湿原の河川環境 保全に関する提言
	文化	絶滅	自然	第2	HRDB	NRDB	
アカエリカイツブリ							●
アオサギ							●
オオハクチョウ							●
オシドリ					R		
ヨシガモ			主要				
カワアイサ							●
ハチクマ				希少	R	NT	
オジロワシ	天然	国内	主要	希少	Cr	En	●
チュウヒ				希少	Vu	VU	●
タンチョウ	特天	国内	主要	希少	Cr	VU	●
クイナ					R		
オオジシギ			主要		R	NT	●
ツバメドリ				希少	R	VU	
シマフクロウ	天然	国内	主要	希少	Cr	Cr	
ヤマセミ			主要		R		
カワセミ			主要				
オオアカガラ					N		
ヨアカガラ					R		
シマアオジ					R	NT	
ハギマシコ			主要	希少			

文化：文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）

天然：天然記念物

特天：特別天然記念物

絶滅：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種

特定：特定国内希少野生動植物種

緊急：緊急指定種

自然：緑の国勢調査－自然環境保全調査報告書－（環境庁 1976）

主要：主要野生動物

第2：第2回緑の国勢調査－自然環境保全基礎調査報告書－（環境庁 1983）

希少：希少種

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001(北海道 2001)

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

NRDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－（環境省 2002）

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR+EN：絶滅危惧I類

CR：絶滅危惧IA類

EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

LP：地域個体群

表 2-6 釧路川の重要種(昆虫類)

種 名	指 定 区 分					釧路湿原の河川環境 保全に関する提言
	文化	RL	自然	第 2	HRDB	
キタイトトンボ			自然	特定		
ゴトウアカメイトトンボ	標茶町指定天然記念物	NT		特定	Vu	
ルリボシヤンマ						●
イイジマルリボシヤンマ		NT		特定	R	●
オオルリボシヤンマ						●
コエツトンボ			自然			
エゾアカネ					R	
ヒメリスアカネ			自然		N	
ババアメンボ		NT			R	
クロスジコアオカスミカメ					R	
ムモンヒメカゲロウ					R	
モンクサカゲロウ					R	
セズジアカガネオサムシ				特定		
アナバネゴミムシ					R	
マルドロムシ					R	
ケマダラカミキリ		NT			N	
ミソハギハムシ					R	
コニシケブカハムシ					R	
キアシツブノミハムシ					R	
ゴマフトビケラ					R	
キタコエグリトビケラ					R	
カラフトタカネキマダラセセリ			自然	特定		
チャマダラセセリ		CR+EN		特定		
ゴマシジミ		VU				
ゴマシジミ北海道東部亜種					N	
ヒョウモンチョウ北日本亜種		NT			N	
シロオビヒメヒカゲ			自然	特定		
リシリヒトリ				特定		
エゾカオジロトンボ	標茶町指定天然記念物	VU	自然	特定	Vu	

文化：文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）

天然：天然記念物

特天：特別天然記念物

RL：日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（環境庁2000）

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR+EN：絶滅危惧I類

CR：絶滅危惧IA類

EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

LP：地域個体群

自然：緑の国勢調査－自然環境保全調査報告書－（環境庁 1976）

自然：すぐれた自然

第2：第2回緑の国勢調査－自然環境保全基礎調査報告書－（環境庁 1983）

指標：指標昆虫類

特定：特定昆虫類

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001（北海道 2001）

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

表 2-7 釧路川の重要種(魚類)

種名	指定区分			釧路湿原の河川環境保全に関する提言
	第2	HRDB	NRDB	
スナヤツメ			VU	
カワヤツメ				●
ウナギ		R		
ヤチウグイ			NT	
マルタ		N		
エゾウグイ		N		
エゾホトケドジョウ		En	VU	
イシカリワカサギ	調査対象種	R	DD	
イトウ	調査対象種	Cr	EN	●
サケ				●
ベニザケ(ヒメマス)		Cr		
カラフトマス				●
サクラマス(ヤマメ)		N		●
イトヨ	調査対象種			
トミヨ	調査対象種			
エゾトミヨ	調査対象種	R	NT	
イバラトミヨ(キタノトミヨ)	調査対象種			
ハナカジカ		N		
エゾハナカジカ		N		
ルリヨシノボリ		R		

第2：第2回録の国勢調査-自然環境保全基礎調査報告書-(環境庁 1983)

選定種

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001(北海道 2001)

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

NRDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-(環境省 2002)

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR+EN：絶滅危惧I類

CR：絶滅危惧IA類

EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

LP：地域個体群

表 2-8 釧路川の重要種(両性類・爬虫類)

種名	指定区分					釧路湿原の河川環境保全に関する提言
	文化	自然	第2	HRDB	NRDB	
キタサンショウウオ	釧路市指定天然記念物	主要	危急種	En	NT	●
エゾアカガエル						●

文化：文化財保護法(昭和25年5月30日 法律第214号)

天然：天然記念物

特天：特別天然記念物

自然：緑の国勢調査-自然環境保全調査報告書-(環境庁 1976)

主要：主要野生生物

第2：第2回録の国勢調査-自然環境保全基礎調査報告書-(環境庁 1983)

選定種

HRDB：北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001(北海道 2001)

Ex：絶滅種

Ew：野生絶滅種

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

Lp：地域個体群

N：留意種

NRDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-(環境省 2002)

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR+EN：絶滅危惧I類

CR：絶滅危惧IA類

EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

LP：地域個体群

2-2 河川及びその周辺の自然環境

釧路川流域及び河川の特徴を踏まえ、区域分けをした場合、大きく河口からオソベツ川合流点付近までの釧路湿原が広がる下流域、オソベツ川合流点付近から弟子屈市街地までの中流域、弟子屈市街地から屈斜路湖までの上流域の3区域に分けることができる。

【上流域(弟子屈市街地～屈斜路湖)】

- ・阿寒山系及び屈斜路湖のある火山地帯(屈斜路カルデラ)が形成され、阿寒国立公園に含まれている屈斜路湖は、壮大な自然景観を有している。
- ・屈斜路湖の和琴半島には、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、暖温帯性のミンミンゼミが生息している。
- ・国の天然記念物に指定されているフクロウ類最大のシマフクロウがかつては生息が確認されていたが、現在は確認されていない。

【中流域(オソベツ川合流点付近～弟子屈市街地)】

- ・周辺は酪農地帯が広がり、弟子屈原野から標茶市街を貫流し釧路湿原に至るまでの鶴居丘陵を流れる。
- ・河畔林が繁茂している箇所には、オシドリやヤマセミが生息している。
- ・河跡湖には国の天然記念物であるエゾカオジロトンボなどの貴重なトンボ類が生息している。
- ・河跡湖にはネムロコウホネ、イヌイトモ等の水生植物が生育している。

【下流域(河口～オソベツ川合流点付近)】

《遊水地横堤～オソベツ川合流点(釧路湿原区間)》

- ・釧路湿原は国立公園やラムサール条約登録湿地に指定されている。
- ・釧路湿原本来の激しく蛇行した流れが見られ、緑豊かで自然な湿原環境となっている。
- ・河道の背後地はヨシ・スゲ類が見られる一方、乾燥化の指標として考えられているハンノキ林が急速に拡大している。
- ・湿原域は特別天然記念物であるタンチョウが生息している。
- ・国内最大の淡水魚であるイトウが生息している
- ・河道周辺の湿原域には、天然記念物であるキタサンショウウオの産卵池が分布している。
- ・河跡湖には国の天然記念物であるエゾカオジロトンボなどの貴重なトンボ類が生息している。
- ・河跡湖にはネムロコウホネ、イヌイトモ等の水生植物が生育している。
- ・湿原東部の塘路湖には、海水に生息する甲殻類であるクロイサザアミが生息しており、かつてここが海であったことを物語っている。

《河口～KP7.4(新水路区間)》

- ・河道周辺の湿原域にはオオジシギや特別天然記念物であるタンチョウが生息している。
- ・河道周辺の湿原域には、天然記念物であるキタサンショウウオの産卵池が分布している。
- ・河口からKP15付近までシシャモの産卵床が確認されている。
- ・サケ、シシャモの内水面漁業が営まれている。

2-3 特徴的な河川景観や文化財

2-3-1 景観・景勝地

釧路川流域は、上流の屈斜路湖などは阿寒国立公園に、下流の釧路湿原はラムサール条約登録湿地及び釧路湿原国立公園に指定されているなど豊かな自然環境に恵まれている。

屈斜路湖は日本最大の屈斜路カルデラの中にあり、美幌町から弟子屈町間には、主要観光ルート的美幌峠があり、そこから屈斜路湖を望むことができる。

また、釧路湿原は、東、北、西を丘陵に囲まれた日本最大の湿原であり、一帯はかつて海であったが、次第に海が後退し、3千年程前に現在の姿となった。湿原の東側にはシラウトロ沼(177ha)、塘路湖(627ha)、達古武湖(131ha)の3つの海跡湖がある。これらの周辺には、湿原展望台あり、四季を通じて湿原の変化を見ることが出来る。また、自然散策路があり自然と触れ合いの活動の場として利用されている。



屈斜路湖



釧路湿原



シラルトロ沼



塘路湖



達古武湖

表 2-9 主な観光対象

項目	市町村名	名称	内容
湿原	釧路市 釧路町 標茶町 弟子屈町 鶴居村	釧路湿原	釧路湿原は6千年前には海であったが、約3千年もの時の流れを経て現在のような湿原になった。面積18,290ha、ヨシゲの草原が80%を占め、丘陵地に近い湿原にはハンノキが純林を形成している。東西に10km、南北に35kmと指を広げた形で釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村にまたがり国の天然記念物タンチョウをはじめ多くの野生動物が生息し、日本初のラムサール条約登録地として世界の注目を集めている。
	標茶町	コッタロ湿原展望地	コッタロ湿原展望地は細岡展望台～塘路（トウロ）湖方向へ国道391号線から砂利道のコッタロ街道を釧路川と並んで進む。道中、砂の急斜面には湿原が大昔海底であったことを今に伝える貝化石などが見られる。コッタロ湿原展望地からは箱庭のような原始河川沼池と低層湿原が広がり、『釧路湿原のサンプル』と言われている穴場。
	鶴居村	宮島岬	釧路湿原を望むことができる絶好のポイント。徒歩か馬でなければ行けない。天然記念物区域であり、民有地であるため立ち入りには文化庁と地主の許可が必要。
	鶴居村	キラコタン岬	釧路湿原を望むことができる絶好のポイント。徒歩か馬でなければ行けない。天然記念物区域であり、民有地であるため立ち入りには文化庁と地主の許可が必要。
湿原(展望台)	釧路市	釧路市湿原展望台	湿原に群生する球形植物「ヤチボウス」をモチーフとした、古風な西欧の城をおもわせる建物。館内には、グラフィックパネルによる釧路湿原の生い立ちや、湿原の動植物、遺跡、地形、地質などについて分かりやすく展示しており、また屋上からは、四季折々の湿原の変化を見ることが出来る。
	鶴居村	温根内ビジターセンター	釧路湿原を訪れる人たちの情報ステーションとして動植物の観察会や研究会の場、牧舎風の建物の中にはアオサギのコロニーを再現したジオラマやヤチボウスの秘密がわかる湿原の土壌断面標本などが展示されている。ビジターセンターから伸びている全長3.1kmの遊歩道からはタイミングがよければ、道東湿原のみに分布するハナタネツケバナなどの植物やエゾ鹿やエゾリス、タンチョウなどの野生動物を見ることが出来る。
	標茶町	コッタロ第1展望台	コッタロの展望地は3箇所の案内板と簡単な駐車帯と展望台が1箇所の趣ある風景地。第1展望地から200段以上の急な階段を上ると標高96mの高台・コッタロ第1展望台からはコッタロ川の蛇行となごりの三日月湖、270度のパノラマを観ることができます。また、第3展望台ではキタヨシ・スゲ・ミスドクサなど恐竜時代を思わせる風景が広がっている。
	釧路町	細岡展望台	釧路湿原を東側から展望できるスポット。手前から、釧路川の蛇行を前景に、約2万6千ヘクタールの原始の面影をとどめている釧路湿原が眼下に広がっており、遠くには名峰雄阿寒岳・雌阿寒岳の連なりを見ることが出来る。
湖沼	弟子屈町	屈斜路湖	日本最大の屈斜路カルデラのなかに横たわる巨大なコバルトブルーの湖。周囲57km、面積79.3平方キロメートル、最大深度117.5mの日本で6番目（カルデラ湖で1番）の大きさを誇るカルデラ湖。湖心に浮かぶ中島は、淡水湖内では日本一大きい島で、周囲12km、面積5.7平方キロメートル。屈斜路湖はキャンプ、ヨットやウィンドサーフィンなどのウォータースポーツ、フィッシング、温泉浴などで賑わうリゾート地でもあり、また、冬期間は全面凍結するが、地熱が高く一部解氷部分が出来ることから、毎年400～500羽の白鳥が羽を休め、訪れた人々の目を楽しませる。
	弟子屈町	キンムトー（沼湯）	硫黄山の南側に広がる原始林の中、ひっそりとたたずんでいるのがキンムトー。ここには流れ込む川はなく、雨水や雪解け水がたまってできた沼で、面積は4.17ha、最深部で6.5m程である。昔は、周囲に数カ所温泉が湧き出していたが、現在はわずかにわき水が出ている程度で温泉は止まっている。多くの野生動物たちの憩いの場となっているほか、トンボなど昆虫たちがたくさん生息している。川湯エコ・ミュージアムセンターから散策路が整備されている。また、林道も通っているが、林道入山には森林管理署の許可が必要。
	標茶町	塘路湖	周囲18km、面積6.2平方km、水深7mで釧路湿原最大の湖。ワカサギや鯉などの漁業が行われており、湖畔には、キャンプ場や釧路湿原の情報を提供する塘路湖エコミュージアムセンター「あるこつと」・標茶町の歴史や資料を展示している「標茶町郷土館」がある。またカヌーステーション「元村ハウスばる」では、カヌーでの川下りや手作りマリモ、冬は犬ぞりレースなどを体験できる。
	標茶町	シラルトロ沼	周囲7.5km、面積1.7平方km、最大深度2.3mで、海跡湖であるといわれ、湿原の創成紀を思わせるたたずまい。鳥類の楽園ともいわれ、特に冷泉橋付近は、真冬でも湖水が凍ることがなく、白鳥やオオワシなどの水鳥が集まってくる。

表 2-10 主な観光対象

項目	市町村名	名称	内容
秘境	弟子屈町	夕染の滝・釣鐘の滝	尾札部（オサツペ）川の上流にある。川の横を走る林道が途切れるまで20分ほど車を走らせ、そこから更に徒歩30～40分。地元の人でもあまり知らない滝が2つ、ほとんど並ぶようにその神聖な姿を現す。向かって左側、手前にあるのが「夕染の滝」。落差は25mほどの繊細な滝。右側の少し奥にあるのが「釣鐘の滝」で、落差は15mほど。夕染の滝より水量が多く、男性的な様相を見せる。この2つの滝は昔、雄滝・雌滝と呼ばれていた。一帯にはヒグマやスズメバチなどの野生生物が多く生息しており、林道入山には森林管理署の許可が必要。
	弟子屈町	ボンボン山	サワンチサップ（帽子山）の南麓にあり、川湯温泉から屈斜路湖へ3.4km程にある仁伏温泉付近の登山口入口から約2km、約1時間の道程で行くことができる。地面を踏むと、内部が空洞になっているかのようにボンボンと音がするといわれ、そこでボンボン山と呼ばれている。また、アイヌ語のボンボンヌ（小さな各所から吹き出している熱泉）が語源になっているともいわれている。付近一帯は地熱が高く、冬でも雪が積もらずコケなどが緑を保っており、厳寒期でも体長6～12mmほどのコオロギの仲間マダラスズが鳴く、不思議な世界を作り出している。夏は森林浴やバードウォッチング、冬は歩くスキーに最適なポイント。
	弟子屈町	第2硫黄山・ポッケ	キンムトー（沼湯）から北側へ200mほど離れた場所で噴気活動を見ることができる。硫黄山に良く似ていることから、この名が付けられているが、噴気孔としては硫黄山より古く、今の硫黄山が出来る前に活動していた火山の火口部分と考えられている。また、ポコポコと音をたてる「ポッケ」が数カ所にある。ポッケとは地下水や雨水が集まるような低い場所にある泥火山と呼ばれる噴気孔。これらの周辺は地熱が高く、冬でも雪が積もらないため、コオロギの仲間のマダラスズが一年中鳴いている。
温泉	釧路市	山花温泉リフレ	釧路湿原国立公園の西側にある山花公園の地下約1,000mからは一千万年前の海水が強食塩泉として、湧き出している。これを利用して平成8年にオープンした。
	弟子屈町	屈斜路湖周辺	数多くの温泉場があり、そのほとんどが屈斜路湖周辺に広く位置している。泉質も効能も風情もさまざま。宿泊施設などは数少なく、閑静な温泉場ばかりで温泉情緒を満喫できる。
	弟子屈町	川湯温泉	屈斜路湖と摩周湖の間にあり、道東観光の拠点となっている北の名湯。泉質は草津温泉と同じで、硫黄山が近いため、いつでも硫黄の匂いが町を包み、つつじヶ原の原始林を真近にみる事ができる川湯温泉は、軒を連ねる土産店や民芸品店は観光客で年中賑わっている。
	弟子屈町	摩周温泉	東北海道最古の温泉として誕生した弟子屈温泉。またの名を摩周温泉と言い、摩周湖に最も近い温泉場。
	弟子屈町	当別温泉	弟子屈市街地のはずれにあり閑静な温泉場。以前は保養や湯治に訪れる人も多く湯量も豊富だったが、現在は宿泊施設2件と共同浴場があるだけ。6月の桜の時期には見事な桜が見られ、地元の人だけでなく、多くの観光客の目を楽しませてくれる場所。
	弟子屈町	温泉健康保養施設「クアハウス屈斜路」	屈斜路湖仁伏温泉の湖畔にあり、8種類の浴槽や箱蒸がある浴場の他、各種機器を揃えるトレーニングルームや健康相談室などもあり、健康相談員や保健婦の指導のもとで楽しみながら無理なく健康づくりができる。
	標茶町	標茶町観光開発公社 釧路湿原パーク顔の家 かや沼	路湿原国立公園で唯一の天然温泉。宿泊も出来る。シラルトロ湖の側にあり、パークゴルフや釣りを楽しめる。
体験施設	釧路市	釧路市ふれあいホースパーク	幼児から年配の方まで広く馬にふれることができ、気軽に乗馬が楽しめる体験型施設。
	標茶町	元村ハウス「ぼる」(有)レイクサイドとうろ	釧路湿原国立公園のアウトドアータルサポート。メインとして、カヌー、湿原散策の体験をガイド付で実施。塘路キャンプ場の管理。また、地元特産品の販売及び製作。自然学習体験により、学校の体験事業の受け入れなども。
	標茶町	ヘイゼルクラウスナー	初心者から上級者まで、森の中や草原でホーストレッキングを体験できる。
	鶴居村	鶴居どさんこ牧場	宿泊できるセンターハウスや厩舎兼室内練習場などを設備。釧路湿原国立公園の大自然の中を馬に乗ってめぐるトレッキングは、道内外の観光客に人気。
	鶴居村	らくらく館	加工品の試験や研究開発、実習・体験を通じて農業への理解と交流をはかる。乳製品や肉加工、パンづくりの加工や体験などができる。

表 2-11 主な観光対象

項目	市町村名	開催月	名称	内容
恒例イベント	釧路市	2月	くしろ氷まつり	氷雪像の展示・各種アトラクション他
	釧路市	12月	くしろ物産まつり	釧路特産品の販売・大抽選会・サービスコーナー
	釧路市	10月末～11月	くしろ菊まつり	菊景・展示菊1000鉢・菊絵コンクール他
	釧路市	10月	くしろスポーツフェスティバル	各競技場におけるゲーム・レクリエーション他
	釧路市	10月	くしろ健康まつり2005	料理研究家 星澤幸子先生の講演、各種健康関連コーナー約30種
	釧路市	10月	釧路ラーメンフェスティバルら・フェスタ2005	ラーメントークショー、ステージイベント、物販他
	釧路市	9月～10月	生き生きくしろキャンペーン	秋の美味しい味覚やイベント、大自然を満喫できる。
	釧路市	9月	鳥取神社例大祭	各氏子地域を神輿が渡御し、郷土芸能が奉納される
	釧路市	9月	釧路oh!さかなまつり	イベント販売、海鮮丼、巡視船一般公開、鮭のつかみどり他(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	パステルフェスタ	釧路市の北大通に面するパステルタウンにて行われる。迫力ある伝統文化「蝦夷太鼓」の演奏も。(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	農業・農村フェアイン釧路	釧路管内の農業や酪農を身近に触れて、感じるイベント。会場では乳製品や、釧路産牛肉・道産米を使用した牛丼のPR配布。(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	釧路大漁どんばく花火大会	直径600メートルの巨大な三尺玉やスターマインなど、約8,000発の花火がわずか1時間の間に打ちあがる。(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	いい味イキイキ946	釧路の味覚を存分に堪能できるイベント。当日は、昨年も好評を博した釧路の四大グルメ「炉端」「寿司」「ラーメン」「そば」や釧路の「地酒、地ビール」や「お菓子」などの味覚を楽しむことが出来る他、中国・ベトナム家庭料理やステージライブも開催される。(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	すえひろ祭り	親鸞、若鷲による木登り、梯子のり、本神輿、女神輿、獅子舞。屋台など(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	9月	釧路すえひろはしご酒大会	90分以内に120店の中から指定された5件をはしごするラリーイベント(釧路市・阿寒町・音部町合併記念イベント「釧路大漁どんばく」の一環)
	釧路市	8月	釧路湿原全国車いすマラソン大会	全国各地から集まったランナーが2キロ、8キロ、ハーフマラソンの距離別コースを走る。障害者と健康者が一緒になって参加する、大規模な車いすマラソン大会。
	釧路市	8月	くしろ市民北海盆踊り	本檜(ほんやぐら)や竿灯檜(かんととうやぐら)、市民が製作した行灯(あんどん)が設置され、手踊り・仮装・フリースタイルコンクールとバラエティーに富んだ踊りが同一会場で行われる盆踊り。
	釧路市	8月	釧路新花火大会	約8000発の花火大会
	釧路市	8月	くしろ港まつり	釧路市の夏を彩る最大の祭り。「大漁ばやしパレード」・「市民踊りパレード」・「音楽パレード」の三大パレードを中心に歩行者天国や各種イベントによる毎年8月第一週の金、土、日の3日間にわたって繰り広げられる釧路市最大のイベント。
	釧路市	8月	くしろ霧フェスティバル	「霧」を町の特色と考え、市民が主催し、市民が主役のイベント。様々なアトラクション、イベントを行う。
	釧路市	7月	釧路湿原マラソン	3km、10km、30km、親子で走ろう3kmコース
	釧路市	7月	巖島神社例大祭	例大祭・神輿渡御他
	釧路市	5月	くしろチューリップ&花フェア	チューリップとハンジー、ピオラが咲く会場で各種催事
	釧路町	5月	桜まつり	「別保公園」では、日本一遅い桜(5月下旬)を見ることが出来る。300本を越える桜があり、毎年5月に行われる桜まつりでは、イベントや郷土芸能などいろいろな催し物がある。
	釧路町	10月	産業まつり	釧路町の秋の味覚が満載の収穫祭。アキアジのつかみ取りなどの人気イベントも。
	釧路町	10月	昆布森みなとまつり	平成元年から漁業関係者が中心となって行われるようになり、生鮮品も格安に取り揃えられており、様々な催事や、地元特産品の展示販売が行われる。
弟子屈町	7月	摩周温泉夏まつり・全道摩周玉入れ選手権大会	2日間で行われる弟子屈町の夏のイベント。初日は「摩周阿呆踊り」や摩周獅子舞の大パレード。2日目は「全道摩周玉入れ選手権大会」。毎年抽選で出場チームが選ばれるほど大人気。	
弟子屈町	1月～3月	ダイヤモンドダストinKAWAYU「ダイヤモンドダストパーティー」	ダイヤモンドダストを人工的に作りだそうというイベント。ドライアイスで吊り、参加者がストッキングを振り回したりと、協力しながら行う。	
弟子屈町	6月	川湯温泉白つつじ祭ハイキング	硫黄山の麓で白いエゾイソツツジが満開に咲き誇る季節に行われる恒例のお祭り。	
弟子屈町	7月	それいけGo!Go!てしかがカーニバル	地元のおよこいをはじめ、釧路や北見、帯広など各地で活動するYOSAKOIソーランチームが多数演舞を披露するほか、FMX(フリースタイルモトクロス)では、日本トップのプロライダーを道内外から多数招き、大ジャンプが披露される。そのほか抽選会や、様々なゲーム大会、摩周モーターショーなど。	
標茶町	1月	初日の出を見る会	元旦の多和平で、地平線から昇る初日の出を見るイベント。会場には屋台や催事も。	
標茶町	1月か2月	昭和新年国際雪合戦 釧根ブロック大会	昭和新年で行われる国際雪合戦の釧根ブロック大会。	
標茶町	5月か6月	標茶町産業まつり	標茶町の産業や物産が一同に集う、食べて・遊んで楽しいイベント。	
標茶町	9月	多和平コントリーフェスタ	多和平を舞台に行われる牧場ならではのイベント。コンサートをはじめ、催しや、標茶町の味覚を堪能できる。	
鶴居村	1月	タンチョウフェスティバル	様々なゲームや催事などを行う。	
鶴居村	7月	つるいフォレストフェスティバル	林業振興のために開催されるイベント。無料牛乳配布や即売会、各種ゲームなどが行われる。	
鶴居村	8月	鶴居ふるさと盆踊り・花火大会	仮装盆踊りや花火大会。	
鶴居村	9月	つるい産業・丹頂まつり	酪農振興と村民の交流を目的に開かれる。各種ゲーム、試食、即売会など。	

2-3-2 文化財

釧路川流域には歴史的に重要な文化財、史跡は表 2-12に示すとおり国指定で 10 件(内 1 件はラムサール条約登録湿地)、道指定が 1 件、市指定が 11 件、町指定が 9 件である。

表 2-12 指定文化財

指定の種類	名称	所在地 指定年月日	概要
国	アイヌ古式舞踊	釧路市 弟子屈町 S59. 1. 21	北海道に居住しているアイヌの人々によって伝承され、祭祀や行事の折りに、歌(ウボボ)と輪踊(リムセ)を基本に、動物のしぐさを真似た「鶴の舞(写真)」や儀式的な「剣の舞」など多様な舞が伝承されており、信仰や生活と芸能の密接な関わりを示し重要である。複数地域指定文化財。
国	モシリヤ砦跡	釧路市 昭和10年12月24日	標高18mの丘陵を利用してつくられた砦(チャシ)で、サルシナイ(声の生えている沢)チャシ、ボロ(大きい)チャシとも呼ばれていたが、モシリヤの名はこの一帯の地名による。宝暦年間(1751~1764年)に実在した人物トミカラアイノによって築造されたといわれ、築造者のわかる道内でも数少ないチャシの一つ。その後一族が利用し、1世紀近くわたって機能したとみられている。
国	鶴ヶ岱チャランケ砦跡	釧路市 昭和10年12月25日	春採湖の北岸から南にむかって半島状に突き出した台地の頂部(標高12m)につくられたチャシで、シグザグになった2条の壕(幅3m・深さ1m)がめぐられ、大きさは東西30m・南北15mです。東・西・南側の三方は急斜面で、北側は比較のおやかな斜面となっていて、南側にはかつて船着場があったといわれている。大昔、この場所はトモシリ(湖の中島)と呼ばれる離れ島で、トコロカイム(湖の神様)の遊び場であったと伝えられている。
国	春採台地竪穴群	釧路市 昭和10年12月26日	かつて春採湖のまわりの台地には、200軒あまりの竪穴住居跡が確認されていたが、特に竪穴住居跡が集中している北側一帯が国の指定史跡。これまでの調査によって、縄文時代後半(12・13世紀)の集落跡であることがわかっているが、現在でも59軒のうち31軒が地表から窺いとして見ることができる。また湖側の崖面からは縄文時代早期の土器も見つかっている。市街地に残されている竪穴群としては最も規模が大きいもので、住居形態や集落構造、立地条件などを知る上で重要な遺跡の一つ。
国	東釧路貝塚	釧路市 昭和45年 7月22日	縄文時代早期から近世にかけて14層以上をもつ複合遺跡で、特に道内にある縄文時代前期(6千~5千年前)の貝塚では最も規模が大きい。貝層の厚さは1m前後でアサリが最も多く、全体の70%を占め、カキ・オオノガイなどと一緒に暖海性のアカガイ・シオフキなども含まれる。このほか、国内の貝塚では最も量が多いといわれるトド・アシカなどの海獣類をはじめ、魚類、鳥類などの骨が見つかる。貝層中にはイルカを放射状に配列したり、トド・犬を埋葬するなど貝塚が宗教的な面でも利用されたことがわかっている。下層には縄文時代早期(約7千年前)の小貝塚もある。
国	北斗遺跡	釧路市 昭和52年 7月14日	東西2.5km・南北0.5kmの範囲で、364軒の竪穴住居跡が確認され、釧路湿原周辺では最も規模が大きく、中核的な遺跡群。このうち竪穴住居跡が集中している東側一帯が国の指定史跡。竪穴住居跡は現在も窺いとなって残っており、多くは方形の竪穴で縄文時代のものであるが、円形や楕円形をした縄文・縄文時代のものである。これまでの調査で、旧石器時代の終わり頃の石器や縄文時代の炭化した編草・編物・組ひも・織物などの繊維製品、アサ・キビ・オオムギ・小豆などの植物遺体が見つかる。
国	タンチョウ	北海道全域 昭和27年 3月29日	古来より瑞鳥として親しまれた鳥。立った時の高さは約1.4m、体重は約8kg、翼を広げた長さは約2.5m。のど・あご・風切羽の一部を除き純白で、頭部は皮膚が裸出して赤くなっている。昭和10年に国の天然記念物に、昭和27年には特別天然記念物に指定されたが、その生息地及び繁殖地が釧路地方に限られていたことから、指定の名称及び指定地は「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(釧路湿原中央部2,700ha)となっていた。その後、根室・十勝地方へと生息域が広がり、全道的に保護の必要が生じたことから、昭和42年に名称と指定地が特別天然記念物「タンチョウ」と「地域を定めず(主な生息地北海道)」に変更された。
国	春採湖ヒブナ生息地	釧路市 昭和12年12月21日	春採湖のヒブナは、全国各地に生息するヒブナに比べ、大型で色彩が鮮やかな緑色をしていることから、昭和12年に生息地である春採湖全域が国の天然記念物に指定された。ヒブナの起源は、昭和60~62年の染色体調査によって、日本に古くからいたギンブナが突然変異で赤変して出現したことがわかっている。
国 ラムサール 条約登録 湿地	釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村 昭和42年 7月 6日	釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村にまたがり、20,300haの広さをもつ国内最大の湿原。約3~4千年前から形成され、3~4mの泥炭が堆積し、谷地坊主が見られるヨシ・スゲ湿原(全体の約80%)と高山植物のイソツツジ・ヒメシャクナゲなどが生育するミズゴケ湿原で構成。昭和42年に宮島岬・キラコタン岬の先端部を含む中央部5,011.5haが、国の天然記念物に指定された。国指定特別天然記念物・タンチョウ、市指定天然記念物・キタサンショウウオなどをはじめとして、170種をこえる鳥類や希少動物が生息する豊かな自然生態系が維持されている貴重な湿原。
国	和琴ミンミンゼミ発生地	弟子屈町 昭和26年6月9日	道内では道南の渡島半島や定山溪付近にわずかにみられる程度で、そのほかでは和琴半島のみが生息。北限地の和琴半島に生息する理由については、地球の最後の氷河期のあとに訪れた暖候期に広く生息していたのが、その後の気温の低下により、火山活動の影響で噴火口や温泉湧出口があり地温の高い、ここ和琴半島にだけ生き残ったと考えられている。日本の北限の地に生息するミンミンゼミは、北海道の気候変動を知る上で大切な資料である。

表 2-12(続き) 指定文化財

指定の種類	名称	所在地 指定年月日	概要
道	円空作観音像	釧路市 昭和52年 3月11日	厳島神社に伝わる仏像で、僧・円空(1632~1695年)が蝦夷地(北海道)に渡って彫ったもの。この仏像は、木質を活かしたなた彫りで、高さが台座を含めて43cm、台座の背面に「くすり乃たけごんげん」の銘があり、内浦湾に面した礼文華峠にある洞窟にあった5体のうちの1体。5体は蝦夷地を代表する山岳に於て、はるばる霊山を訪ねがたいのでこの洞窟に背銘像をそろえて遷移したといわれている。
市	佐野家文書	釧路市 昭和50年12月12日	クスリ(釧路)場所請負人であった米屋佐野家に伝わる江戸時代末期から明治初期にかけての証文・荷送り状・書簡など103点の文書。明治9年の漁場持制度の廃止で打撃を受け、経営が中止されるまでの経営の一部を示すもの。
市	市河文書	釧路市 昭和51年12月 9日	信濃の地頭職であった市河家が、北海道へ移住したときに携行したうちの19点の文書。戦国時代の上杉家の動きを示し、幻の人といわれた「山本勘助」の存在を裏付ける貴重なもので、山形県酒田市の本間美術館に所蔵されている市河文書は国指定重要文化財となっているが、本市所在の文書はその欠落部分を埋めるもの。
市	星兜(残欠)	釧路市 昭和50年12月12日	昭和43年に緑ヶ岡の道路工事中に発見された平安時代末期の星兜の正面と側面の2つの破片。14枚もしくは16枚の縦長の薄い鉄の板を張り合わせたもので、張り合わせた部分には縦1列に8個の空星がついている。これと同じ型式のものは国内で破片も含めて10数列しか確認されていない。
市	鳥取村本籍簿	釧路市 昭和50年12月12日	明治17~18年に鳥取県から当時の阿寒川流域に移住し、鳥取村を形成した公称105戸と附籍者などの土族移住者の戸籍簿。出身地や移住団の構成、移住後の婚姻や家族構成など、移住土族の社会動態を追うことができる資料。
市	永久保秀次郎日誌	釧路市 昭和50年12月12日	春採尋常小学校の教員であった永久保秀二郎(1849~1924年)が、毎日欠かさず和紙に毛筆で書き綴った日誌。赴任した明治24年から死亡直前の大正13年までの33年間にも及ぶもので、当時の春採コタンの様子を知ることのできる唯一の資料。
市	釧路新聞	釧路市 昭和50年12月12日	北海道新聞の前身となる「釧路新聞(第2次)」で、明治35年から昭和17年までのもの。まとまって保存されている歴史的な新聞として全道的に注目され、当時の釧路の市民生活の実状がわかる歴史資料。
市	紀ノ丘神楽	釧路市 昭和61年10月 5日	紀ノ丘神楽は、明治42年福島県相馬市八幡から旧阿寒町に移住した佐藤亥之助さんが伝承し、戦前までは祭りや祝い事などの折に盛んに舞われていたが、その後、後継者もなくその灯は完全に消えてた。しかし、昭和50年5月に紀ノ丘神楽保存会が結成し、相馬市の磯部に出かけ手ほどきを受け復活。この舞は寄木稲荷神社のおて神楽をそのまま伝承したもので、「通り」で始まり「幣束舞い」「鈴舞い」「乱舞い」「太刀飲み」の5部構成になっている。
市	三津浦古谷遺跡	釧路市 昭和50年12月12日	海岸台地に特徴的な遺跡立地のあり方が見られる縄文時代中期、続縄文・擦文時代の集落跡。釧路市の南東部海岸台地に残された堅穴群としては最も保存状態がよく、5地点に分かれて堅穴住居跡の窪みが見られる。方形のものが23軒、円形のものが11軒のほか、径15mをこす八角形の大きなものが1軒あり、その存在が目目されている。
市	キタサンショウウオ	釧路市 昭和50年12月12日	体長は11cmほどで、体の色は黒っぽく、背中にはオリーブ色の模様があり、前・後足の指が4本という特徴をもっている夜行性の両生類。外国ではシベリヤ、カムチャツカ、サハリン、北千島、朝鮮半島北部に生息する。日本には、最後の氷期・ウルム氷期の最盛期(約2万年)に、大陸と陸続きとなっていた北海道にサハリンを經由して渡来し、現在は釧路湿原と北方領土の国後島に生き残っている。釧路市では、昭和29年に北斗で発見され、昭和50年から市の天然記念物に指定されている。氷河期の遺存種として価値の高い動物。
市	砂岩脈(サンド・ストーン・ダイク)	釧路市 昭和50年12月12日	石炭が生成した古第三紀層(約3,800万年前)に、堆積中の地層に亀裂が生じて上から砂が入って固まったもので、「春採太郎」とも呼ばれている。幅は約4mで、陸地から海底(坑内)に延びている長さは数km、高低差は約300m(陸上で約10m)あり、その規模は日本一。
市	谷地坊主(ヤチボウズ)	釧路市 昭和50年12月12日	カブスゲなどのスゲ類が湿地に繁茂して株をつくったもの。冬季に土壌が凍って株ごと盛り上がり、春先には株の根元の土壌が雪解け水などでえぐられるといったことが繰り返され、数10年で高さ40~50cmになる。発達した株には、春はクロユリ、秋はエゾリンドウなどいろいろな花が咲き、またアリが巣をつくったり、キタサンショウウオが冬眠場所に利用するなど、多くの動植物が生活の場としている。釧路市では、釧路市丹頂鶴自然公園内の群落を天然記念物に指定している。
町	丸山第1チャシ	弟子屈町 昭和56年3月27日	釧路川右岸の低位河岸段丘上に所在し、釧路川最上流域にある臨川性のチャシである。
町	丸山第2チャシ	弟子屈町 昭和56年3月27日	
町	屈斜路湖マリゴケ	弟子屈町 昭和44年7月11日	屈斜路湖のマリゴケは、ホソヤナギゴケ、シミズヒシャクゴケ、マルバチョウチンゴケなどが1~10cmぐらいの茶褐色(まれに緑色)の球状となったもので、湖の周辺一帯に分布している。マリゴケは屈斜路湖の地形や波動の作用、湖底植物の群落状況などを知る上で大切なことから、町の天然記念物に指定して、乱採から保護している。
町	当別獅子舞	弟子屈町 昭和46年7月31日	明治37年、弟子屈神社ができた際、当別に入植した人々によって獅子舞(雌獅子)が、故郷富山の祭事に行われる舞をしのんで行われ、翌年には仁多でも獅子舞(雄獅子)が初めて行われた。年月を経て仁多の獅子舞は消滅。当別獅子舞も後継者がおらず、平成元年から休止状態となっていたが、地域の若者を中心に復活した。

表 2-12(続き) 指定文化財

指定の種類	名称	所在地 指定年月日	概要
町	弟子屈小学校のハルニレ・カエデ	弟子屈町 昭和49年3月30日	弟子屈小学校の校庭わきにあるハルニレの木は、樹齢推定300年、幹の直径116cm、標高24mの古い大木で、開拓史以前の樹林の片鱗をうかがわせるところから、北海道が保護樹木に指定（所有弟子屈町）することになった。
町	サルルン沼	標茶町 年代不明	釧路湿原に生息する多様な動植物、主にトンボ類の生息環境そのものを保全することを目的に塘路湖に隣接するサルルン沼一帯を「サルルン沼一帯のエゾカオジロトンボ等生息地」として標茶町の文化財（天然記念物）に指定した。
町	ベニバナヤマシャクヤク	標茶町 年代不明	ベニバナヤマシャクヤクは、北海道から九州まで広い地域に分布していましたが、美しさ故の盗掘、あるいは自生地の開発などによって激減しています。現在、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧類に指定されている貴重な植物。
町	エゾカオジロトンボ	標茶町 昭和49年3月15日	顔面が鮮やかな乳白色をしたトンボで、北海道の釧路、十勝地方だけに極めて局地的に分布する。現在生息条件が明らかに悪化しつつあり、絶滅が懸念される。
町	ゴトウアカメイトンボ	標茶町 昭和54年10月25日	国内では北海道道東にのみ分布し、ミツガシワやヒシ等の浮葉植物の茂るやや深い大きな池沼や湖で見られる。近年生息環境の悪化とともに個体数が大幅に減少しており、安定した生息地といえるところは1地点しかない。

2-4 河川環境をとりまく背景

釧路川は、釧路湿原を含み広大な河川空間を有しており、特に河川敷は水面および背後地の諸条件により、その地域のニーズに適応した利用がなされている。自然のうるおいとやすらぎを得られる重要なオープンスペースとして、釧路川下流部では公園緑地、中流域の標茶市街地では公園緑地、パークゴルフ場、採草放牧地等多目的に利用され、また、各種イベントも実施されている。

河川の利用については、屈斜路湖や釧路川中流部の湖沼周辺にキャンプ場や散策路等が整備されている。また、釧路川ではカヌーやラフティング、釣り等四季を通じて広く利用され、市街地付近の河畔公園では河川空間を利用したイベントが行われている。



カヌー下り



標茶町緑地公園



写生会(幣舞橋周辺)



子供の夢を育てる祭り(標茶町緑地公園)

2-5 市民活動

釧路川流域では、釧路川流域委員会、釧路湿原自然再生協議会が設置され、今後の川のあるべき姿や、川づくりのあり方について、関係河川使用者、地元漁業者、学識経験者、関係行政機関等との意見交換が行われている。

釧路川水系では、平成14年より河川管理者、水利用者及び関係行政機関により『釧路川水系水利用協議会』が開催され、限りある水資源を大切にする節水社会や水資源有効活用型社会に向けて、関係機関等と一体となって取り組んでいる。また、洪水被害を軽減するために、国・道・関係市町村の間で、水防に関する事項を協議し、それをもって住民の避難や水防活動が迅速かつ円滑に行なわれるようするため「釧路川水防連絡協議会」が結成されている。



清掃活動の様子(釧路湿原川レンジャーの活動)

2-6 自然公園の指定状況

釧路川流域は自然環境に恵まれた地域が多く存在しており、これらの保護・保全管理が図られている。釧路川水系における自然公園等の法令指定状況は以下の通りである。

2-6-1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年度法律第88号)に基づく鳥獣保護区

8ヶ所で鳥獣保護区の指定がなされている。また、銃猟禁止区域は5ヶ所で指定されており、エゾシカ捕獲禁止区域が1ヶ所で指定されている。

2-6-2 国指定天然記念物

釧路川流域に関連する、文化財保護法(昭和25年)に基づく国指定天然記念物は、釧路湿原をはじめとし、表2-13に示すとおりであり、なかでもタンチョウは日本で繁殖するただ一種のツルであり、特別天然記念物に指定されている。

表 2-13 国指定天然記念物

名称	指定状況	概要
タンチョウ	特別天然記念物	昭和27年頃には道内での生息数はわずか30羽ほどであった、熱心な保護の取り組みにより、現在では1,000羽をこえる数が確認されている。
オジロワシ	天然記念物	湿原周辺で数つがい営巣、繁殖。
シマフクロウ	天然記念物	極東のごく一部に分布し、魚の満ちあふれた河川とその周辺の大木のある森が一体となった環境を本来の生息地とする。
春採湖ヒブナ生息地	天然記念物	春採湖のヒブナは、大型で色彩が鮮やかな緋色をしていることから、昭和12年に生息地である春採湖全域が国の天然記念物に指定された。
和琴ミンミンゼミ発生地	天然記念物	石狩平野以北や以東では和琴半島だけに飛びはなれた生息地があるため指定された。
釧路湿原	天然記念物	釧路湿原は日本最大級の湿原で原始河川を残し、170種をこえる鳥類や希少動物が生息する豊かな自然生態系が維持されている貴重な湿原。

2-6-3 国立公園・国定公園

(1) 阿寒国立公園

阿寒国立公園の区域は、美幌町、津別町、弟子屈町、標茶町、鶴居村、白糠町、足寄町の6町1村にまたがっており、その面積は90,481ha(平成17年3月末現在)となっている。

雌阿寒岳をはじめ火山が連なり、深い森に囲まれている。また、マリモが生育する阿寒湖、世界有数の透明度を誇る摩周湖、周囲に強酸性の温泉が点在する屈斜路湖等の湖を有している。

表 2-14 阿寒国立公園の概要

阿寒国立公園	市町村名	面積 (ha)
昭和9年12月4日指定	東藻琴村	500
	美幌町	1,281
	津別町	1,283
	清里町	465
	小清水町	930
	足寄町	4,355
	標茶町	4,256
	弟子屈町	50,714
	(旧)阿寒町	25,598
	白糠町	562
	中標津町	537
	公園合計	90,481

(2) 釧路湿原国立公園

釧路湿原国立公園の区域は釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の1市2町1村にまたがっており、その面積は26,861haとなっている。

釧路湿原は、日本最大の湿原で、日本に存在する湿原の約60%を占めている。湿原全体に生育するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等から構成される壮大な水平的景観の特異性ばかりでなく、高・低層湿原の特徴的な植生が見られる。また特別天然記念物のタンチョウをはじめ、日本最大の淡水魚イトウなど野生動植物の生息・生育地としても重要な地域である。

表 2-15 釧路湿原国立公園の概要

釧路湿原国立公園	市町村名	面積 (ha)
昭和62年7月31日指定	釧路市	2,584
	釧路町	3,799
	標茶町	11,993
	鶴居村	8,485
	公園合計	26,861

※ ラムサール条約登録湿地 7,863ha (昭和55年指定,平成11年拡張)

表 2-16 各種保護地域指定一覧

エゾシカ可猟期間の全期間で捕獲が禁止される区域

支庁	市町村	エゾシカ捕獲禁止区域
釧路	標茶町	国有林根釧西部森林管理署3403林班わ、よ、た、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ1及びひ2の各小班、3403林班いからしまで、り1、ぬ、ぬ1、ぬ2、る、わかろまで、そ1、つからむまで、お、イ、ロ及びトの各小班、3409林班ろ、は、に1、た、れ、れ1、そ、つ、つ1、ね、な1、お、イ及びロの各小班、3410林班と2及びぬ1の各小班的区域

鳥獣保護区等区域

保護区分	整理番号	市町村	鳥獣保護区名	区域	存続期間	備考
国	2	標茶町	釧路湿原	<p>北海道川上郡標茶町と釧路郡釧路町との境界線と北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側の交点を起点とし、同所から同本線を南東に進み同町所在東7号との交点に至り、同所から同東7号を北進し同町トリトウシ原野南1線44番との交点に至り、同所から同44番と43番2との境界線を南東に進み同46番との交点に至り、同所から同44番と46番との境界線を北東に進み同町所在南1線との交点に至り、同所から同南1線を南東に進み同45番2の南端に至り、同所から同45番2と47番2との境界線及びその延長線を北東に進み標茶町と釧路町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し町道旧釧路網走線との交点に至り、同所から同町道を南進し町有地と同町道古武67番2との境界線との交点に至り、同所から町有地と民有地との境界線を西進し、町道達古武2号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側の交点に至り、同所から同本線の西側を南西に進み旧釧路左岸堤防の北側との交点に至り、同所から同堤防の北側を西進し旧釧路川中心延長線との交点に至り、同所から同延長線を北西に進み釧路川右岸から北西に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み雪櫃川左岸から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み社団法人北海道さげます増殖事業協会管理道路中心線から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み遊水地右岸築堤中心線から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同境界線を北進し阿寒郡鶴居村1号支線明渠排水の東側の交点に至り、同所から同明渠排水の東側を北進し同村所在東7号との交点に至り、同所から同東7号を北進し標呂川右岸堤防の南側の交点に至り、同所から同堤防の南側を東進し雪櫃川との合点に至り、同所から国有地と民有地との境界線へ最短距離で結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在北1線との交点に至り、同所から同北1号線を東進し同村所在西6号との交点に至り、同所から同西6号を北進し普通河川右岸との交点に至り、同所から同川右岸及びその延長線を東進しツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号川左岸との交点に至り、</p> <p>同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同村所在北3線との交点に至り、同所から同北3線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から国有地と民有地との境界線を北進し標茶町と鶴居村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しオンネナイ幹線排水路の南側の交点に至り、同所から同排水路の南側を東進し国有地と町有地との境界線との交点に至り、同所から同線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し旧コッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み道道シラルト湖線との交点に至り、同所から同湖道を南進し標茶町所在北16線との交点に至り、同所から同北16線を東進し同町所在東6号との交点に至り、同所から同町コッタロ原野北16線37番2と同37番3との境界線を北進し同37番1の南西端に至り、同所から同37番1と同37番2との境界線を東進し同町コッタロ原野122番1の南西端に至り、同所から同122番1と同122番2との境界線を東進し同122番1と同町コッタロ原野北17線40番との境界線に至り、同所から同40番と同町コッタロ原野122番2との境界線を東進し同町コッタロ原野北17線40番の南東端に至り、同所から同40番と同42番2との境界線を北東に進み同42番1の南西端に至り、同所から同42番1と同42番2との境界線を北東に進み同42番1の北東端に至り、同所から同38番3と同42番4との境界線を北進し同41番2の南西端に至り、同所から同41番1と同41番2との境界線を北進し同41番2の北東端に至り、同所から同43番3と同44番8との境界線を東進し同44番5の南西端に至り、同所から同町コッタロ原野北18線44番1と同44番5との境界線を北東に進み同44番5の北東端に至り、同所から同町所在北18線を西進し道道シラルト湖線との交点に至り、同所から同湖道を北東に進み国道391号線との交点に至り、同所から同湖道を南進し塘路林道との交点に至り、同所から同林道を東進し同林道と塘路湖湖岸線とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同線を南進し同湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖湖岸線を東に周回しアレキナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側の交点に至り、同所から同本線の西側を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>[特保]釧路湿原鳥獣保護区のうち、北海道川上郡標茶町所在北16線と釧路川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を南進しコッタロ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在北17線との交点に至り、同所から同北17線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同町所在北16線との交点に至り、同所から同北16線を東進し起点に至る線により囲まれた区域、標茶町と釧路郡釧路町との境界線と釧路川右岸と交点を起点とし、同所から同境界線を南進し国有地と町有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線及びその延長線を南西に進み釧路川右岸から北西に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み雪櫃川左岸から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み社団法人北海道さげます増殖事業協会管理道路中心線から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み遊水地右岸築堤中心線から北東に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進みオンネナイ1号川右岸との交点に至り、同所から同線を北西に進み阿寒郡鶴居村西9号線との交点に至り、同所から同西9号を北進し同村所在南1線との交点に至り、同所から同線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進みツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号川左岸との交点に至り、</p> <p>同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同村所在北3線との交点に至り、同所から同北3線を東進し同村所在東西基線から西に1,500メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在北3線から南に000メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から同東西基線を北進し久帯呂幹線排水路中心線から北東に500メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み国有地と町有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道道クチャロ原野塘路線中心線から南西に100メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南東に進み釧路川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域並びに釧路町所在達古武湖の公有水面の区域</p>	H10.11.1 ~H20.10.31	希少鳥獣生息地 11,523ha [特保] 6,962ha

鳥獣保護区等区域

保護区分	整理番号	市町村	鳥獣保護区分名	区域	存続期間	備考
道	288	阿寒町	阿寒	阿寒郡阿寒町に所在する国道240号と道道雄別釧路線との交点を起点とし、この点から同道道(道路敷を除く。)を北に進み町道大正道路との交点に至り、この点から同町道(道路敷を除く。)を北東に進み町道徹別道路との交点に至り、この点から町道徹別道路(道路敷を除く。)を北に進み国道274号との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を南東に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を南東に進み町道仁々志別横断道路との交点に至り、この点から同町道(道路敷を除く。)を北に進み町道オリヨマップ道路との交点に至り、この点から町道オリヨマップ道路(道路敷を除く。)を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同道道(道路敷を除く。)を西に進み阿寒川との交点に至り、この点から同川左岸を南に進み道道釧路阿寒自転車道線(旧雄別炭鉱鉄道跡地)との交点に至り、この点から同道道(道路敷を除く。)を南に進み阿寒町と釧路市の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。	H13. 10. 1 ~H23. 9. 30	森林鳥獣生息地 5, 373ha
	289	標茶町	久著呂	川上郡標茶町に所在する国有林根釧西部森林管理署4475林班及び4479林班の区域	H16. 10. 1 ~H26. 9. 30	森林鳥獣生息地 457ha
	290	標茶町	京都大学演習林標茶区	川上郡標茶町に所在する京都大学農学部附属北海道演習林1林班及び2林班の旧河川敷を除く区域並びに3林班から11林班までの各林班の区域一円	H1. 10. 1 ~H21. 9. 30	森林鳥獣生息地 1, 436ha
	291	弟子屈町	とう別	川上郡弟子屈町とう別57番地、60番地、62番地及び67番地に所在する町有林15林班5小班から23小班まで及び31小班の区域一円	S63. 3. 1 ~H19. 9. 30	身近な鳥獣生息地 19ha
	292	弟子屈町	屈斜路	川上郡弟子屈町に所在する国有林根釧西部森林管理署4181林班いから及びハの各小班、4182林班い、い1、ろ、ろ1、二及びホの各小班並びに4183林班いからに、に1、ほ、へ、ホ及びりからワの各小班的区域 [特保]道指定屈斜路鳥獣保護区のうち国有林根釧西部森林管理署4182林班い及びい1小班的区域一円	H16. 10. 1 ~H36. 9. 30	森林鳥獣生息地 396ha [特保] 69ha
	293	弟子屈町	屈斜路	川上郡弟子屈町に所在する屈斜路湖水面並びに国有林弟子屈営林署305林班、306林班及び307林班の区域 [特保]屈斜路湖鳥獣保護区のうち、公有水面の区域一円	H6. 10. 1 ~H26. 9. 30	集団渡来地 8, 499ha [特保] 7, 934ha
300	釧路市	春採湖	釧路市春採、柏木町、千歳町及び春湖台に所在する都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市公園施設である春採公園の区域並びに同市春採1丁目209番5号から7号まで及び春採3丁目221番の区域	H12. 10. 1 ~H22. 9. 30	身近な鳥獣生息地 69ha	

銃猟禁止区域

整理番号	市町村	銃猟禁止区域	区域	存続期間	備考
74	鶴居村	鶴居幌呂	阿寒郡鶴居村に所在する道道釧路鶴居弟子屈線と村道中雪裡下久著呂線との交点を起点とし、この点から同村道を東に進み村道中雪裡2号線との交点に至り、この点から村道中雪裡2号線を南に進み村道中雪裡下雪裡線との交点に至り、この点から村道中雪裡下雪裡線を南西に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同道道を南西に進み雪裡川との交点に至り、この点から同川左岸を南東に進み幌呂川との合流点に至り、この点から幌呂同川右岸を西に進み東7号との交点に至り、この点から同線を南に進み零線との交点に至り、この点から国有地と民有地の境界線を南東に進み東9号との交点に至り、この点から同線を南西に進み南4線との交点に至り、この点から南4線を北西に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道道を北に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から道道阿寒標茶線を北西に進み村道幌呂幹線との交点に至り、この点から同村道を北西に進み村道中雪裡下雪裡線との交点に至り、この点から同村道を南東に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域	H13. 10. 1 ~H23. 9. 30	3, 079ha
77	釧路町	達古武	釧路郡釧路町字達古武の国道391号(道路敷を除く。)と町道達古武2号線(道路敷を除く。)との交点を起点とし、この点から同町道を西に進み町有地達古武68番1と民有地同45番28との交点に至り、この点から同地番界及びその延長線上の町有地と民有地との境界線を順次進み町道旧釧路網走線道路敷との交点に至り、この点から同町道敷界に沿って北に進み町道達古武1号線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同町道を東に進み国道391号(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同国道を南西に進み基点に至る線に囲まれた区域	H10. 11. 1 ~H20. 9. 30	80ha
78	釧路町	釧路町森林公園	釧路郡釧路町字別保322番1及び323番の区域	H11. 10. 1 ~H20. 9. 30	260ha
79	釧路町	村田公園	釧路郡釧路町字トリトウシ16番1及び17番1から4まで、字達古武29番1、2及び6から8まで並びに字トリトウシ原野南10戦34番地	H11. 10. 1 ~H21. 9. 30	106ha
82	釧路市	北斗	釧路市北斗2番4、37番、2101番及び2119番から2127番の区域	H13. 10. 1 ~H23. 9. 30	16ha

※ 平成17年度鳥獣保護区等位置図(別冊編)より

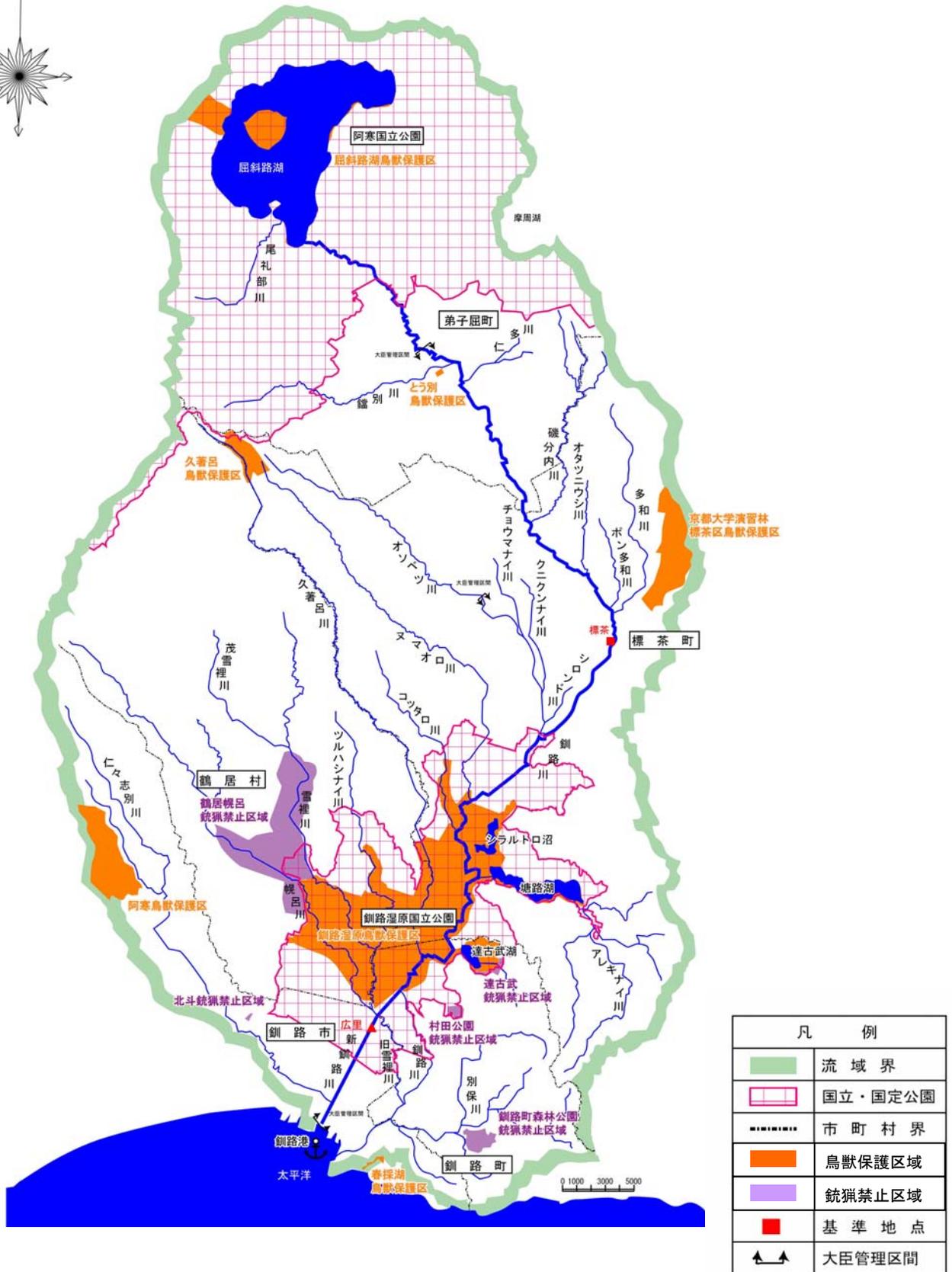


図 2-1 各種保護地域指定地域図

第3章 流域の社会条件

3-1 人口

流域は釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村の1市3町1村からなる。流域関係市町村の総人口は平成17年で230,321人となっており、昭和28年からの推移は表3-1のとおりである。

流域関連市町村の総人口の増減比は昭和28年に対し平成17年は約137%となっているが、現在は漸減傾向にある。

表 3-1 流域内人口

区分	釧路市	釧路町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	旧阿寒町 (現釧路市)
面積 (km ²)	222.10	252.57	1,099.41	774.53	571.84	739.25
総人口 (人)	181,515	21,845	8,936	9,023	2,672	6,330
世帯数 (世帯)	78,197	8,041	3,486	3,911	935	2,820
人口密度 (人/km ²)	865.2	89.0	8.5	12.3	4.8	9.2

※1 面積の出典：平成17年北海道市町村勢要覧（平成15年10月1日）

※2 総人口、世帯数の出典：平成17年国勢調査（平成17年10月1日）

※3 釧路市、音別町(流域外)、阿寒町は平成17年10月11日に釧路市として市町村合併

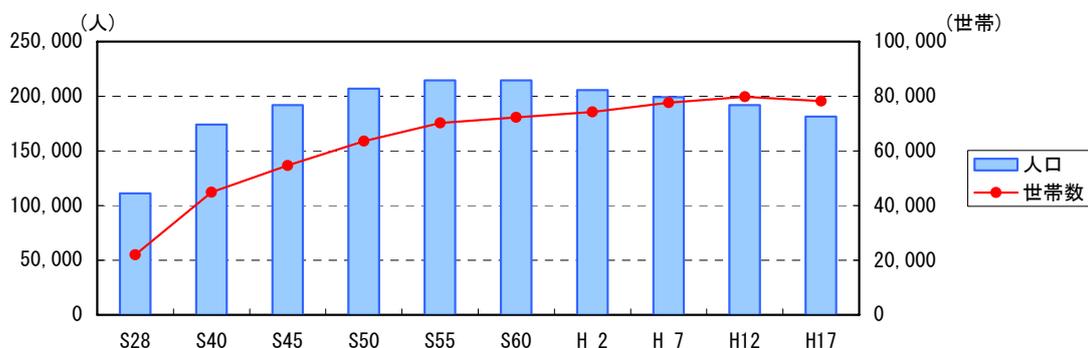


図 3-1 釧路市の人口・世帯数の推移

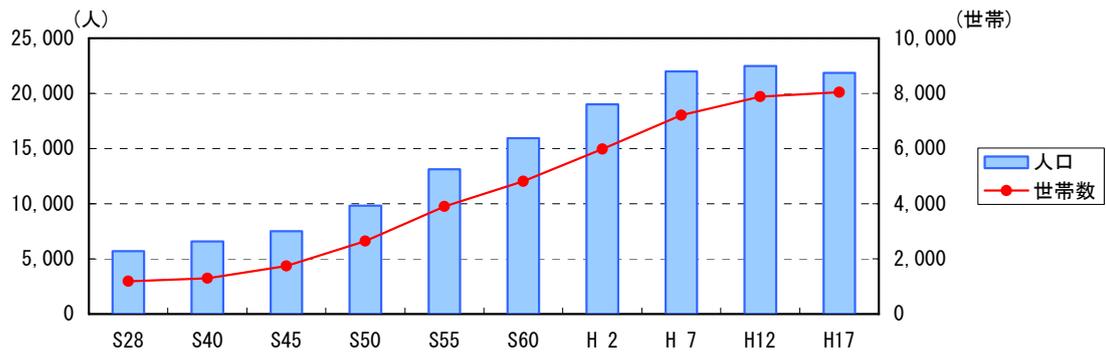


図 3-2 釧路町の人口・世帯数の推移

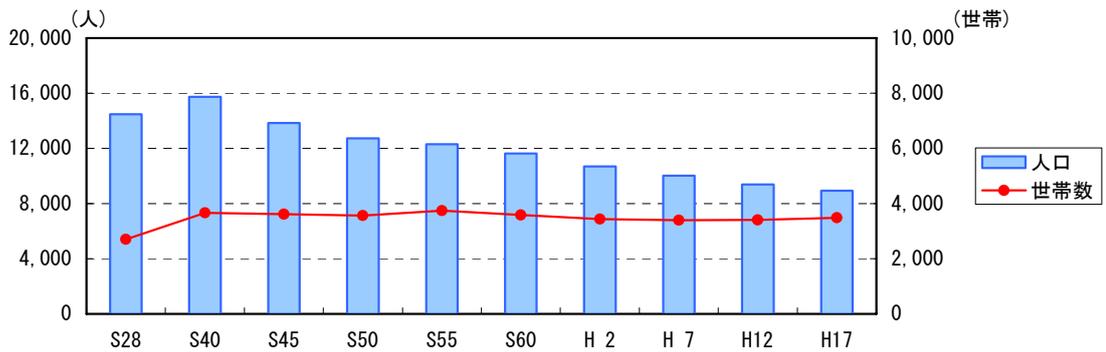


図 3-3 標茶町の人口・世帯数の推移

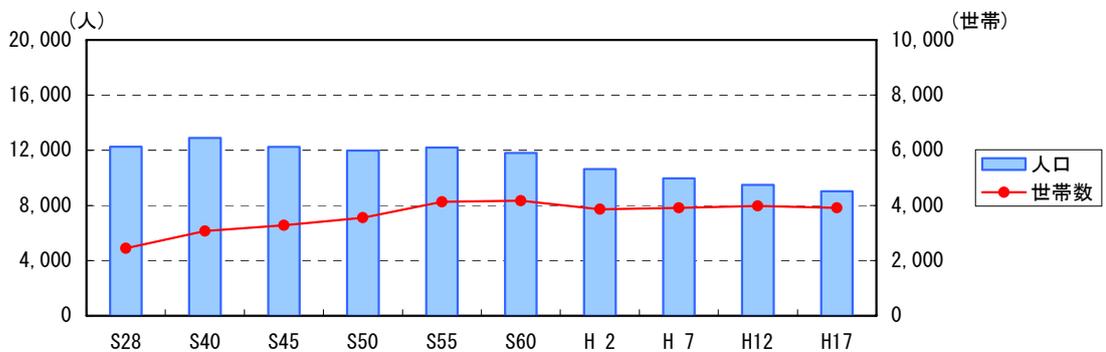


図 3-4 弟子屈町の人口・世帯数の推移

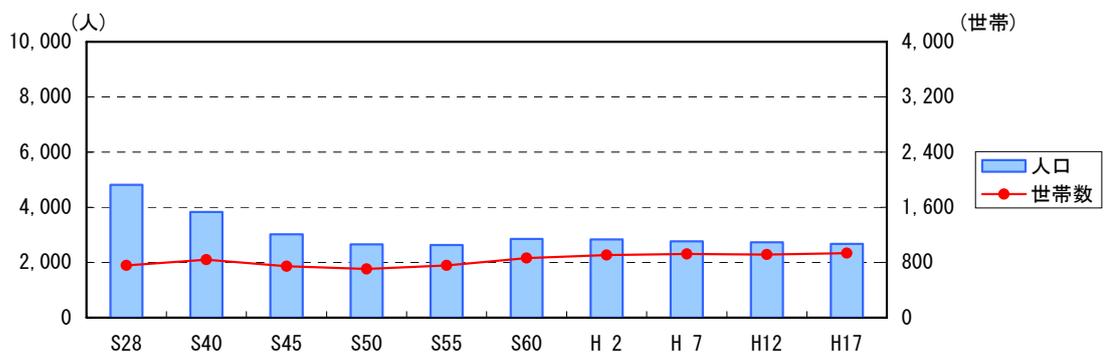


図 3-5 鶴居村の人口・世帯数の推移

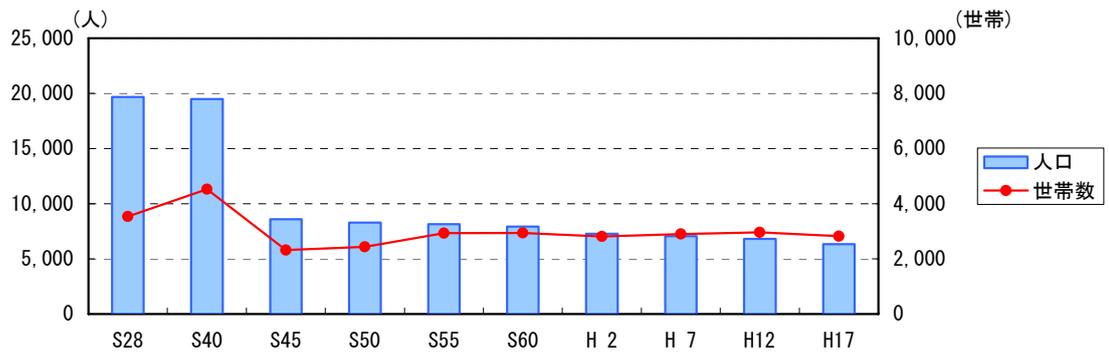
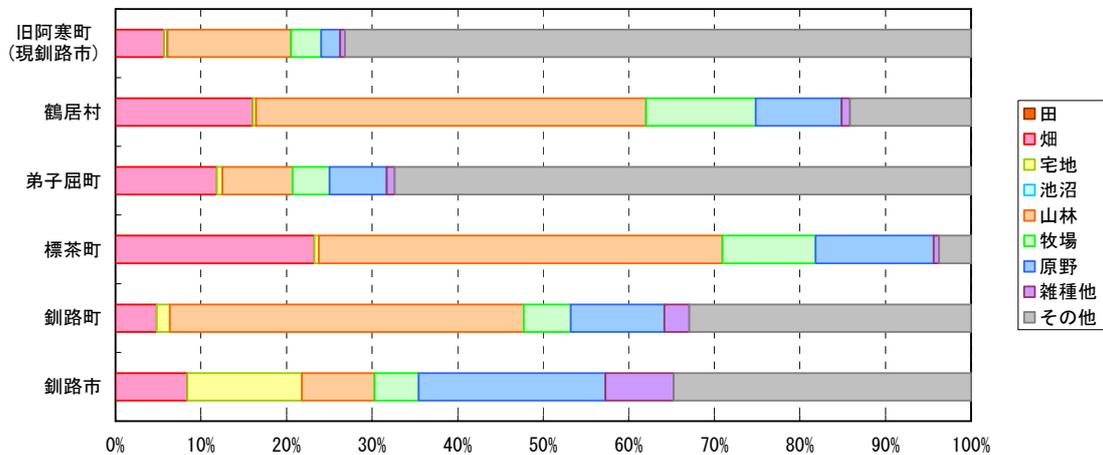


図 3-6 旧阿寒町(現釧路市)の人口・世帯数の推移

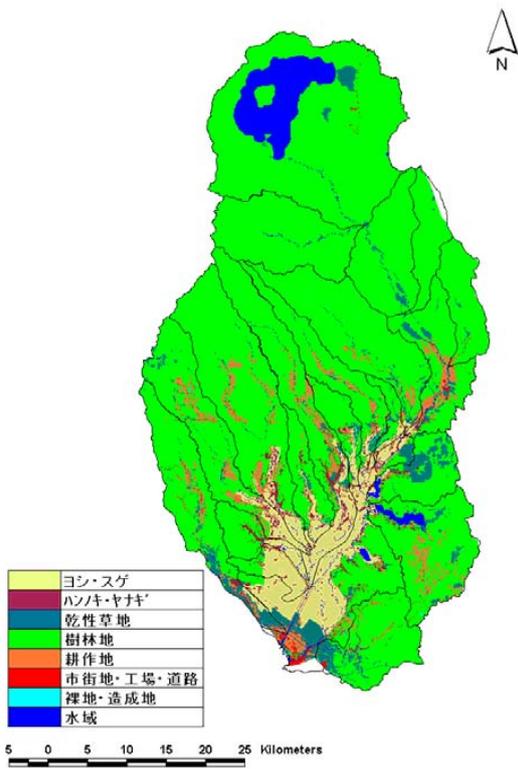
3-2 土地利用

流域自治体の土地利用状況は以下のとおりであり、山林の占める割合が約 29%で最も多く、続いて農用地の約 14%となっている。なお、上記の割合は、流域内外を含めたものとなっている。

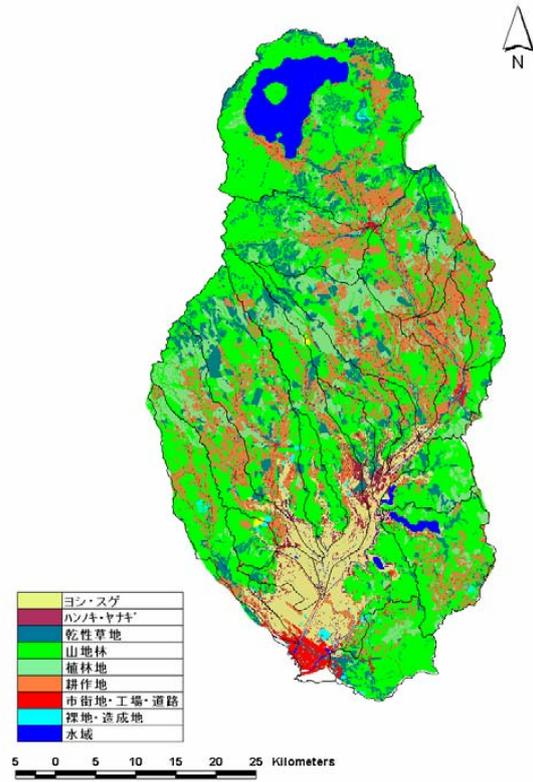


※釧路市、音別町(流域外)、阿寒町は平成17年10月11日に釧路市として市町村合併

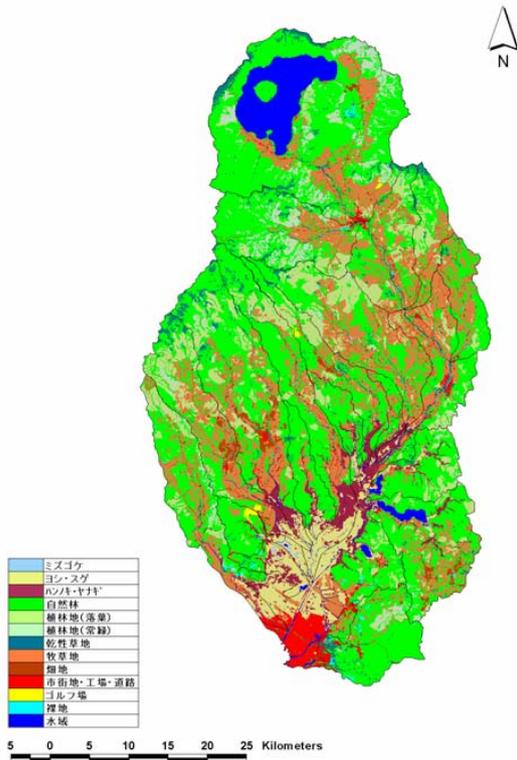
図 3-7 流域自治体の土地利用状況 (出典:北海道市町村要覧(H17))



[昭和初期]



[昭和中期]



[平成]

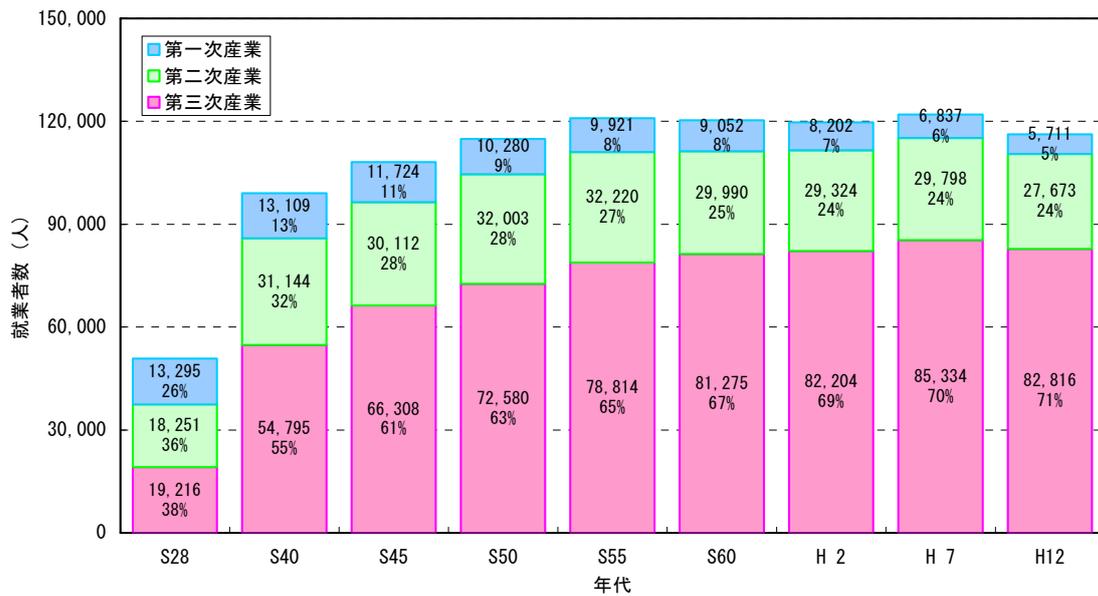
図 3-8 土地利用の経年変化図
(LANDSAT に基づく土地利用分布図)

3-3 産 業

3-3-1 産業別就業者人口

流域内自治体の産業別就業人口の推移を見ると、近年の第一次産業の衰退により第一次産業人口が昭和 28 年に比べ平成 12 年では 13,295 人から 5,711 人と約 43%減少しているが、第二次産業が約 1.5 倍、第三次産業が 4.3 倍と高い伸びを示している。

第一次産業就業人口を市町村別で見ると、鶴居村、標茶町で比較的高く約 35%から約 29%となっている。第二次産業就業人口は釧路市、釧路町で約 25%となっており、他の町村でも約 11%から約 19%となっている。第三次就業人口は釧路市、阿寒町で比較的高く約 73%となっている。その他の町村でも 50%以上と高い比率を占めている。



出典：北海道市町村勢要覧

図 3-9 産業 3 部門別就業者数の推移 (出典:北海道市町村要覧)

表 3-2 産業別就業人口と構成比

(単位:人)

市町村	区分			総数
	第一次産業人口	第二次産業人口	第三次産業人口	
釧路市	1,698	22,212	65,706	89,616
	1.9%	24.8%	73.3%	100.0%
釧路町	1,036	2,849	7,439	11,324
	9.1%	25.2%	65.7%	100.0%
標茶町	1,471	940	2,609	5,020
	29.3%	18.7%	52.0%	100.0%
弟子屈町	623	912	3,562	5,097
	12.2%	17.9%	69.9%	100.0%
鶴居村	473	155	728	1,356
	34.9%	11.4%	53.7%	100.0%
旧阿寒町 (現釧路市)	410	605	2,772	3,787
	10.8%	16.0%	73.2%	100.0%
全道	217,908	602,859	1,881,089	2,701,856
	8.1%	22.3%	69.6%	100.0%

※1 下段は構成比率(%)

※2 出典：平成17年北海道市町村勢要覧(平成12年10月1日)

※3 釧路市、音別町(流域外)、阿寒町は平成17年10月11日に釧路市として市町村合併

3-4 交通

産業への基盤となる幹線交通系統のうち陸上交通網は、釧路市から太平洋沿いを通り帯広方面へ通じる国道 38 号線、釧路市から釧路町を通り根室市を結ぶ国道 44 号線、釧路市から釧路川沿いを通り標茶町、弟子屈町、小清水町を結ぶ国道 391 号線、釧路町から釧路川流域の南東沿いを通り標茶町、別海町を結ぶ国道 272 号線、標茶町から釧路川流域を横断する形で鶴居村、旧阿寒町(現釧路町)を結ぶ国道 274 号線、弟子屈町から釧別川沿いを通り旧阿寒町(現釧路市)を結ぶ国道 241 号線、美幌町から屈斜路沿いを通り弟子屈、別海町を結ぶ国道 243 号があり、道内各地を結ぶ交通体系に貢献している。

公共交通網は道央圏と根室地方を結ぶ JR 根室線(滝川～帯広～釧路～根室)と釧路地方とオホーツク地方を結ぶ JR 釧網本線(東釧路～網走)の 2 路線があり、物資輸送や観光旅客輸送に大きな役割を果たしている。特に春から秋には、イベント列車などの運行がなされている。

航空交通網は、市街地から北西に約 20km の丘陵地にある第 2 種空港の釧路空港があり、平成 12 年 11 月には滑走路 2,500m の供用を開始し道内路線ならびに東京、名古屋間の定期運航がなされている。

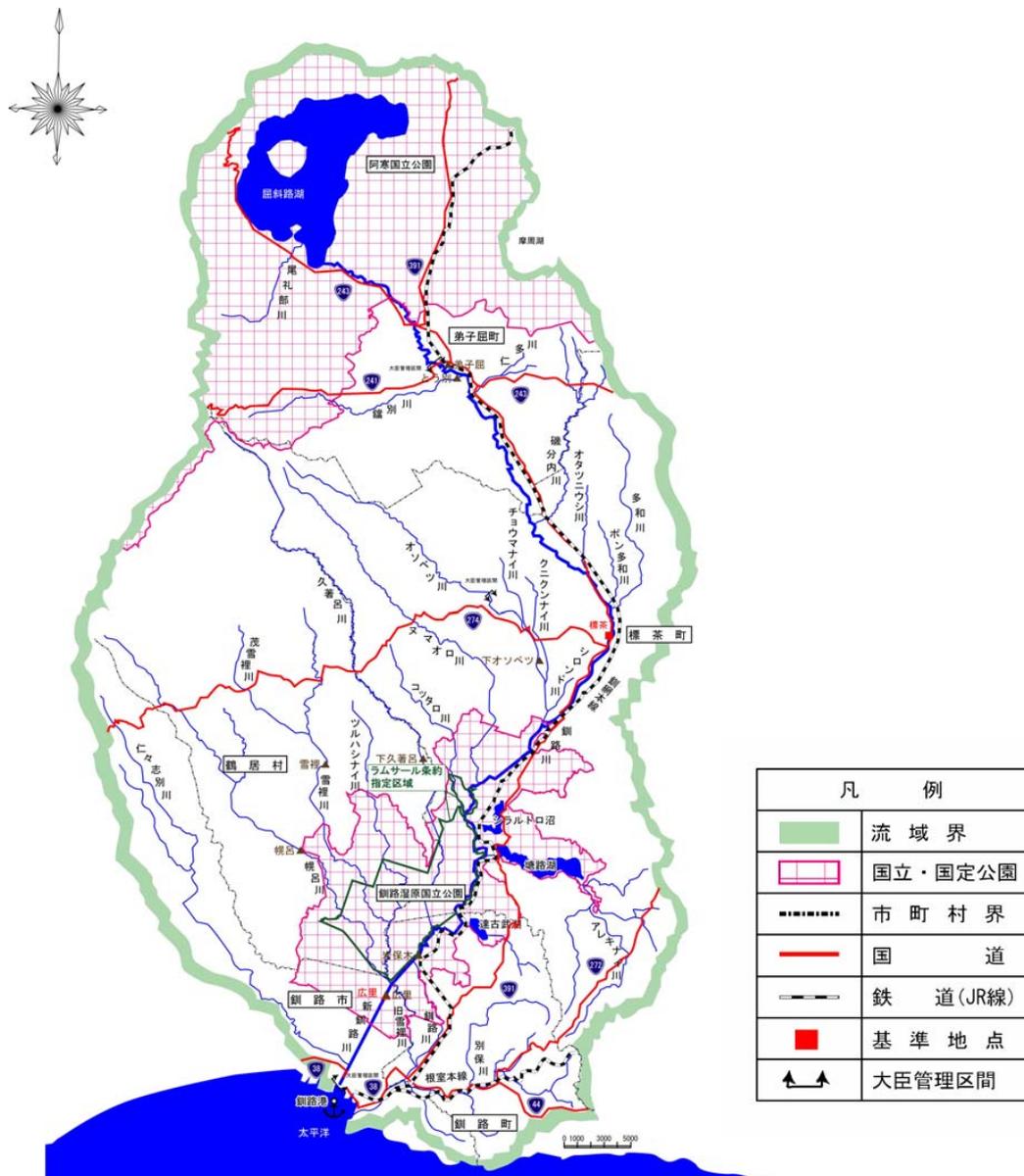


図 3-10 釧路川流域における道路・鉄道網位置図

3-5 関係ある法令の指定状況

3-5-1 第6期北海道総合開発計画

北海道総合開発計画は、行政改革や国際化、地球環境問題への知見の集積等の大きな情勢の変化を受け、地球規模に視点をおいた食料基地、北の国際交流圏の形成、観光・保養基地の形成や北海道が有する美しく雄大な自然環境の保全、安全でゆとりのある生活環境の創造を目的としている。

これらの目的を重点的・効率的に推進してゆくための一方針として広域的・複合的な地域プロジェクトの推進を掲げており、複数の市町村が連携を図り、総合的に取り組むプロジェクトを支援してゆくものとしている。この地域プロジェクトの中には、河川事業に直接あるいは間接的に関連するものも少なくない。

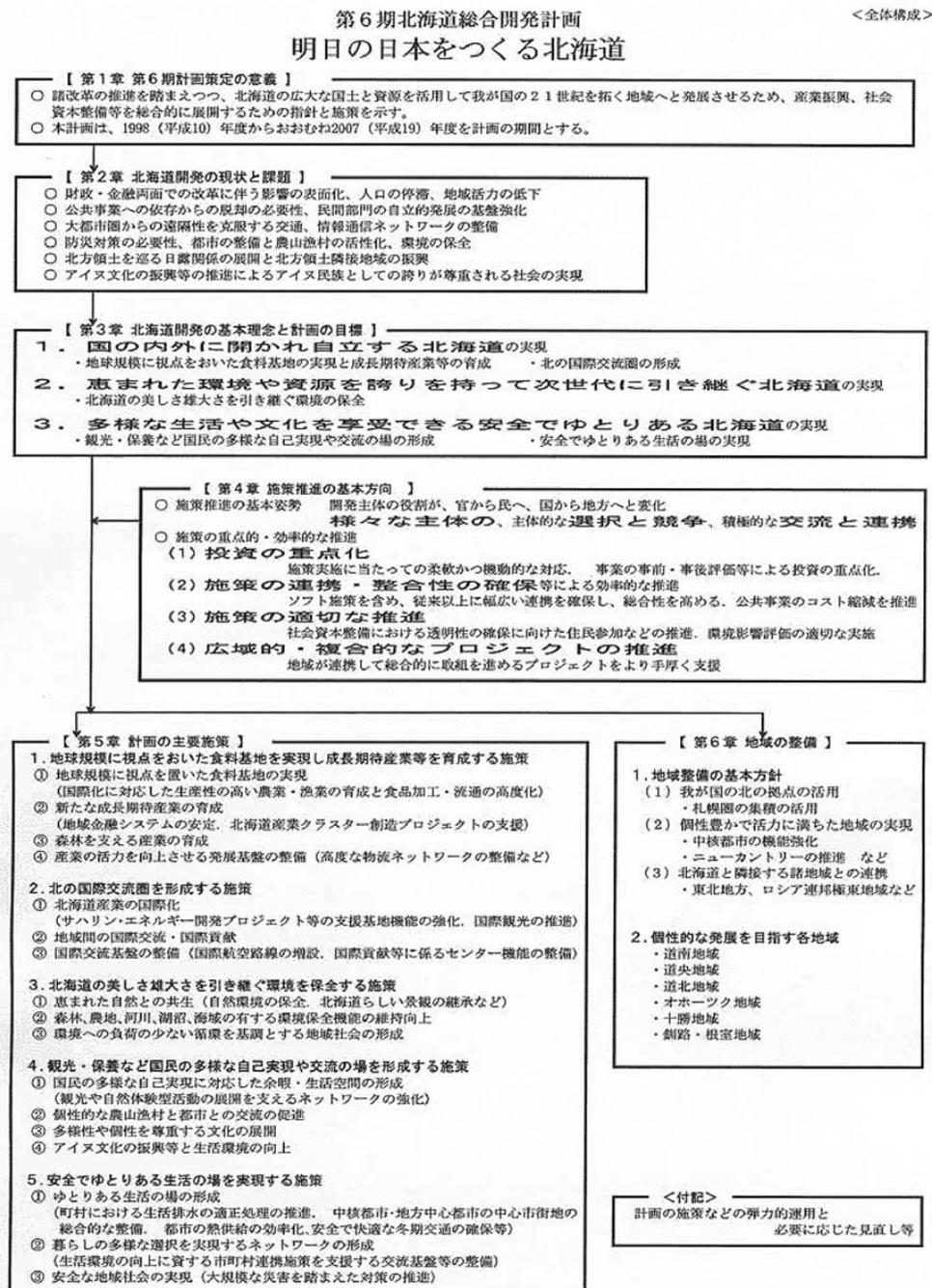


図 3-11 第6期北海道総合開発計画

(出典:北海道局 HP)

3-5-2 都市計画

釧路川沿川の市町村は、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村の1市3町1村となっている。釧路川の最下流に位置する釧路市は、22,175ha が都市計画区域に指定されている。用途地域は、釧路川左岸に位置する別保地区、遠矢地区など住居系や工業系の土地利用が配置されている。都市施設としては、都市計画道路が国道38号線など3路線、道道は13路線、重要港湾の指定を受けている釧路港や昭和36年に開港した第2種空港の釧路空港などがある。また、都市計画公園が山花公園や春採公園、大規模運動公園など187箇所、その他下水道施設やなどになっている。河川沿いの計画としては、釧路フィッシャーマンズワープ構想や旧釧路川リバーサイド構想などが計画されている。

釧路町は、釧路市と共に「釧路圏都市計画」を定めており、「釧路圏都市計画区域」を指定している。

標茶町は638ha が都市計画区域に指定されている。用途地域は、JR標茶駅西地区などは商業系、JR標茶駅東側地区は工業系の土地利用が配置されている。

都市施設としては、都市計画道路が国道391号など2路線、道道は3路線、町道は8路線、都市計画公園としては、駒ヶ丘公園や虹別公園など12箇所となっている。

弟子屈町は3,089ha が都市計画区域に指定されている。用途地域は、市街中心部の湯の島地区などは商業系、市街地北部の国道沿線などは工業系の土地利用が配置されている。都市施設としては、都市計画道路が9路線、都市計画公園が2箇所などになっている。

なお、鶴居村は、都市計画区域が指定されていない。

第4章 水害と治水事業の沿革

4-1 釧路川における主な既往洪水

釧路川流域では、過去に以下に示す洪水が発生している。

表 4-1 釧路川における主な洪水と災害状況

洪水発生年月日	気象原因	流域平均一雨雨量 標茶地点 (mm)	流量 (m ³ /s)	被害等
1920 大正9年8月8～14日	低気圧	345.0	標茶 1,230～ 1,280(推定)	<p>「釧路川～その自然と生活～」より 釧路国管内全体で死者5人、行方不明5人、負傷者2人、家屋流失39戸、全壊18戸、半壊5戸、床上浸水1,437戸、床上浸水701戸、釧路川左岸の丘陵地を除く一円が冠水。</p> <p>「釧路川治水史」より 釧路国管内全体で死者5人、行方不明5人、家屋流失39戸、全潰18戸、半潰5戸、床上浸水1,437戸、床下同701戸、橋梁流出22箇所、橋梁破損16箇所、道路埋設流失19箇所3,009間、道路埋設破損28箇所2,551間、流失木材50万石、氾濫面積17,100ha</p> <p>「水害」より 死者・行方不明10、負傷者2名、家屋流失39、床上浸水1,437、床下浸水701戸、鉄道不通、橋梁流失、氾濫面積17,100ha</p> <p>「北海道地域防災計画」より 釧路で浸水家屋2,000戸、死者10名、農作物全滅</p>
1941 昭和16年9月4～6日	台風	182.4	標茶 812(推定)	<p>「北海道地域防災計画」より 釧路地方で死者23名、傷者4名、行方不明1名、家屋全壊28戸、半壊21戸、流失20戸、床上浸水959戸、床下同631戸、田畑流失浸水1,596ha、農作物被害面積2,735ha、木材流失9,744m³、昆布流失150屯</p>
1947 昭和22年9月14～16日	台風	128.7	標茶 618	<p>「水害」より 全道的に死者10、行方不明1名、家屋倒壊33、同流失20、同浸水7,288戸、田畑冠水7,261ha、橋梁流失194、堤防決壊75箇所</p> <p>「北海道地域防災計画」より 全道で行方不明1、死10、家屋倒壊33、流失20、浸水7,288戸、田畑冠水7,261ha、橋梁流失194、堤防決壊75</p>
1960 昭和35年3月12～15日	低気圧	111.6	標茶 778	<p>「釧路川治水史」より 釧路支庁管内全域で家屋床上浸水722戸、床下浸水1,482戸、道路決壊53箇所、橋梁流失損壊15、堤防決壊2、畑冠水252ha、鉄軌道損壊29、電話用電柱流失5本、ケーブル障害60</p> <p>「水害」より 釧路支庁管内全域で家屋床上浸水722、床下同1,482戸、道路決壊53、橋梁流失損壊15、堤防決壊2箇所、畑冠水252ha、鉄軌道損壊29箇所、電話用電柱流失5本、ケーブル障害60箇所</p> <p>「北海道地域防災計画」より 床上浸水520、床下浸水824、道路破壊11、橋流失13、その他交通、通信障害多し</p>
1979 昭和54年10月18～20日	台風 (20号)	170.7	標茶 428	<p>「水害統計」より 浸水面積 255.3ha [釧路市、釧路町] 建物被害 378棟 [釧路市、釧路町]</p> <p>「災害記録」より 浸水面積 544.2ha [阿寒町、鶴居村] 建物被害 734棟 [釧路市、阿寒町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、釧路町]</p> <p>「釧路川治水史」より 釧路市、弟子屈町がはんらん。床上浸水109戸、床下浸水256戸、がけ崩れ11箇所。</p> <p>「水害」より 釧路市、弟子屈町で家屋床上浸水109、床下同256戸、釧路村家屋床上床下浸水330戸、崖崩れ11箇所</p>
1992 平成4年9月11～12日	台風 (17号)	174.3	標茶 324	<p>「水害統計」より 浸水面積 58.25ha [釧路市] 建物被害 26棟 [釧路市]</p> <p>「災害記録」より 建物被害 24棟 [釧路市]</p>
2003 平成15年8月9～10日	台風 (10号)	156.2	標茶 337	<p>「災害記録」より 浸水面積 138.0ha [釧路市、阿寒町、標茶町、弟子屈町、釧路町] 建物被害 3棟 [阿寒町、釧路町]</p>

出典

「水害統計」国土交通省河川局

「災害記録」北海道

「北海道地域防災計画」平成14年3月発行 北海道防災会議

「釧路川～その自然と生活～」釧路市：昭和44年11月29日発行

「釧路川治水史」財団法人北海道開発協会（監修：北海道開発局釧路開発建設部）：昭和58年10月発行

「水害」財団法人北海道開発協会（監修：国土交通省北海道開発局建設部河川管理課）：平成17年3月発行

4-2 主な洪水概要

主な水害は以下のとおりである。釧路川の既往最大は大正9年8月洪水である。

表 4-2 主な洪水の概要表 被害実態

水害	被害の概要
大正9年8月洪水	<p>低気圧がもたらした長雨による洪水で、釧路測候所の記録された雨量は5日～10日までの連続6日間で247mmとなり、釧路市街地が浸水した。</p> <p><釧路川～その自然と生活～> 釧路市：昭和44年11月29日発行 釧路国管内全体で死者5人、行方不明5人、負傷者2人、家屋流失39戸、全壊18戸、半壊5戸、床下浸水1,437戸、床上浸水701戸、釧路川左岸の丘陵地を除く一円が冠水。</p> <p><弟子屈町史> 弟子屈町：昭和56年3月31日発行 7月29日からの連日の豪雨で、釧路川、とう別川、仁多川、奥春別川、雷別川が氾濫し、弟子屈～標茶間の国道が寸断され、ほとんどの橋梁が流失したため、人馬の交通が遮断され、物資の輸送がと絶えた。</p> <p><鶴居村史> 鶴居村：昭和62年9月20日発行 久著呂地区では三戸が流失し、幌呂では浸水四〇戸、流失住宅三戸、非住宅一戸、川水氾濫(耕地)約六一町歩、民有地の決潰九町歩、道路の欠潰七箇所五〇間、薪一、〇〇〇敷</p> <p><釧路町史> 釧路町：平成2年8月31日発行 八日間の大雨となり、総雨量三三八ミリに達し、釧路地方に大洪水が起こる。中でも被害の大きかった釧路市街は、橋北から茂尻矢にかけて一円濁水が渦を巻いて浸入し、今にも幣舞橋が流出するという状態になったという。高台から一望すると、市街の半分は泥海と化して、釧路川の増水は実に十数尺に及んだという大洪水であった。</p> <p>「北海道地域防災計画」より 釧路で浸水家屋2,000戸、死者10名、農作物全滅</p>
昭和16年9月洪水	<p>「北海道地域防災計画」より 釧路地方で死者23名、傷者4名、行方不明1名、家屋全壊28戸、半壊21戸、流失20戸、床上浸水959戸、床下同631戸、田畑流失浸水1,596ha、農作物被害面積2,735ha、木材流失9,744m³、昆布流失150屯</p>
昭和22年9月洪水	<p>カスリン台風による暴風雨。</p> <p><弟子屈町史> 弟子屈町：昭和56年3月31日発行 九月十六日、二十日も二十日も無事に過ぎたころ、豪雨に見舞われ釧路川、とう別川、奥春別川など各河川が増水し、南弟子屈、奥春別、とう別方面を主に収穫前の農作物の冠水甚だしく、被害が大きかった。水勢の激しさは下とう別橋脚流失の事実にかがえるし、水量のさまは「二十数年來の豪雨大増水にて校舍床下一尺の浸水、校地全部が濁流におおわれる。」(南弟子屈)で知られる。</p> <p><阿寒町史> 阿寒町：昭和61年10月発行 九月十五日、十六日の両日にわたる豪雨、大風水で阿寒市街を流れるオトンベツ川はじめ各河川が大氾濫した。この大風水で六名の痛ましい犠牲者を出すに至った。流失家屋二戸、浸水家屋三三戸、橋梁流出一七、堤防決壊二、〇〇〇メートル、土地浸水二〇〇町歩、木材流出五、〇〇〇石に及ぶ大被害を被った。</p> <p>「北海道地域防災計画」より 全道で行方不明1、死10、家屋倒壊33、流失20、浸水7,288戸、田畑冠水7,261ha、橋流失194、堤防決壊75</p>
昭和35年3月洪水	<p>発達した低気圧を含む気圧の谷がゆっくり東進したため、高温と大雨による融雪洪水。</p> <p><弟子屈町史> 弟子屈町：昭和56年3月31日発行 遅い春が常識にもなっているのに、この年の三月中旬は局地豪雨に見舞われた。この雨が、そっくり残っている雪と相乗して、雨水と融雪水のダブルパンチとなり、十六日最栄利別10号では農道八四メートルが流失している。幸い農耕開始までに間があったので生産上の支障は軽微であった。</p> <p>「北海道地域防災計画」より 床上浸水520、床下浸水824、道路破壊11、橋流失13、その他交通、通信障害多し</p>
昭和54年10月洪水	<p>台風20号による洪水で、標茶観測所の記録雨量は18日～20日までの連続3日で166mmで釧路市、弟子屈町が氾濫する。</p> <p><釧路町史> 釧路町：平成2年8月31日発行 別保川やサンタクンベ川の氾濫で本町地区の国道四四号線は早朝から約二〇〇メートルにわたって冠水。釧路村の水害概況では、床上、床下浸水家屋三三〇戸を数えた。</p> <p>「水害統計」より 浸水面積 255.3ha [釧路市、釧路町]、建物被害 378棟 [釧路市、釧路町]</p> <p>「災害記録」より 浸水面積 544.2ha [阿寒町、鶴居村]、建物被害 734棟 [釧路市、阿寒町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、釧路町]</p>

4-3 治水事業の沿革

4-3-1 治水事業の推移

(1) 拓殖計画

釧路川の治水工事は、明治23年にまだ釧路川の支流であった阿寒川の改修として山花のオンネ沼から南東南に大楽毛川下流に通ずる6.24kmの大分水溝(第1分水溝)を開削したのが始まりであった。その後明治31年に大洪水があり翌32年に阿寒川を北斗から南西南に向け第1分水溝へ通ずるよう第2分水溝2.75kmを実施した。また釧路港修築に伴って、運搬土砂が多い阿寒川の流入土砂対策として阿寒川を釧路川から切離して、昭和地区から直接海に流す工事(延長1.4km、幅35m)を大正3年から大正6年まで実施し、これを阿寒新川とした。これが現在の釧路川の河口となっている。

大正9年8月10日に未曾有の大洪水があり釧路川は増水し、氾濫した水は1週間も減水しなかった。このとき阿寒川の洪水は上述の第1分水溝へ流れ込み、流域が変更して現在の阿寒川となった。この大洪水を契機として大正10年より昭和12年に至る大規模な釧路川治水計画が樹てられた。

この治水計画を政府は拓殖計画として採択し推進した。この計画は釧路川を岩保木より分流し、上述の「阿寒新川」の河口まで延長11.2km、土量3,512千 m^3 を掘削し、釧路川新水路とする一方、釧路川の旧水路を岩保木地点で水門を新設して遮断し、洪水時には全流量を釧路川新水路で流し、平水時には水門より28 m^3/s の水量を送り木材流送その他水利水運の便を計ることとするものであった。この計画の実施により岩保木から下流の旧水路は旧釧路川と命名された。なお、岩保木から旧釧路川への分流は現在行われていない。

釧路川新水路の築堤は、左岸側は河口より上流1.8km附近から岩保木山麓まで、延長9.8km、盛土量11,904 m^3 、天端幅8.0mを、右岸側は河口よりオンネナイ山麓に取付けるまで、延長14.2km、盛土量949千 m^3 、天端幅5.4mを施行した。堤防法留工は特に堤外地盤の低い箇所に堤防法尻の洗堀防止のため新水路左岸で3,640m、右岸で1,630mの法留柳柵工を施行した。護岸工事は、新水路河口より測点2.5kmまでであった。兩岸併せて4,380m施行した高水敷は河岸砂質を含み容易に決壊を生ずる状態であった。また新水路工事に併せて久著呂川を釧路川へ直接放流するための延長2.78kmの河道切替工事及び幌呂川と雪裡川の合流点から釧路川新水路への延長1.12kmの水路開削も実施した。

その他の工事として旧釧路川の岩保木取水口水門(幅6.4m、高さ4.5m~2連)、雪裡水門(幅2.4m、高さ3.0m~3連)、道路橋2カ所(鳥取橋、新川橋)、鉄道橋2カ所(鉄道橋、湧別炭鉱鉄道橋)、堤内排水21kmを施工した。これらの工事の施工により新水路工事が通水したのは昭和6年9月19日であった。

その後釧路川の治水工事は上流部の標茶、弟子屈附近で局所的に新水路掘削、護岸工事を実施したが、戦争のため、みるべきものはなく終戦を迎えた。

(2) 戦後の治水事業

終戦直後の混乱期においては、治水事業は応急的工事に止まっていたが、昭和 22 及び 23 年の出水によって弟子屈～五十石間で甚大な被害を被り、このため昭和 24 年度より標茶五十石～弟子屈間の改修に着工した。

昭和 25 年 5 月 1 日北海道開発法の制定を見るに至り、翌年 7 月 1 日に北海道開発局発足と同時に釧路開発建設部釧路川標茶改修事業所が設置され、昭和 28 年より改修計画の基本調査を実施し、昭和 28 年に改修全体計画をとりまとめた。この計画に基づき主として中流部標茶周辺の河道掘削、築堤を重点的に施行した。昭和 40 年には、第 2 次治水事業 5 ヶ年計画を策定し、オソベツ川合流点から上流弟子屈市街に至る 44.2km 間の洪水防御として、築堤、蛇行修正を行い、洪水の疎通能力ならびに河道の維持を図った。

昭和 40 年新河川法が施行され、釧路川も一級河川に指定されることとなるに伴い、基本高水の改訂を行った。基本高水のピーク流量は昭和 16 年 9 月洪水を主要な対象洪水として基準地点標茶において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とし基本点より上流については河道内で処理するものとした。オソベツ川合流後は釧路原野を釧路遊水地として計画し、遊水効果により河口における高水流量を $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とした。

昭和 43 年度以降 5 ヶ年間の第 3 次治水事業 5 ヶ年計画では、流量改訂に伴い必要となった標茶地区の引堤、上流熊牛築堤工事を計画し実施した。昭和 47 年には第 4 次治水事業 5 ヶ年計画を策定し、本川沼幌地区及びオソベツ川の浚せつ工事に着手し、附帯工事開運橋を完了した。昭和 49 年には上流弟子屈市街の築堤工事に着手した。この工事では温泉街弟子屈のもつ環境をそこなわないよう配慮し積みブロックによる特殊堤工法で実施した。昭和 52 年度以降第 5 次治水事業 5 ヶ年計画に基づき、本川弟子屈、熊牛築堤及び沼幌地区、オソベツ川の掘削を促進するとともに、昭和 55 年には遊水地関連事業に着手し、左右岸暫定堤防の完成断面への盛土、横堤盛土を施行し、57 年現在横堤低水路部の地盤改良(サンドコンパクション)を施工中である。

釧路原野の開発との関連において、河川改修計画を調整検討することとしていたが、検討の結果、遊水地計画を確定したため、昭和 59 年 3 月工事实施基本計画の一部を改定したものである。

(3) 釧路川下流域の改修経緯

釧路川の治水事業は、大正9年8月の浸水家屋2千戸を超える大洪水を契機に計画され、大正10年から、流域の洪水防止、川沿いの湿地開発、釧路港への土砂流入防止を目的とした新水路の建設工事が開始された。昭和5年10月に新水路である新釧路川(河川法改正により昭和42年5月から平成13年4月まで釧路川と呼ばれる)が完成し、現在の釧路川下流域が形成された。

釧路川では、もともと木材搬送などを行うための舟運が盛んであったが、新水路の建設により釧路川下流域の流量が減少し、水位が低下したため、舟運に支障を来すことになった。このため、昭和7年より幣舞橋から上流の浚渫工事に着手、昭和15年には別保川合流点まで浚渫が進み、その合流点位置で床固め工事が行われた。また、昭和8年には、釧路港内への土砂流入防止のため、岩保木水門が閉鎖され、同年、木材等の流送を目的として、現在のアセツリ川合流点の下流200m地点から釧路運河の開削工事が行われた。しかし、新水路完成後、上流からの物資は新釧路川から直接船に積み込まれるようになったことや、昭和6年の釧網線開通などによって地域の輸送形態が変わり、運河は次第に使われなくなり、現在では、運河とその周辺は埋め立てられ、公園として利用されている。

その後、釧路川下流域は、昭和42年に策定された釧路川水系工事実施基本計画(昭和59年一部改訂)が策定され、別保川合流後の計画規模を1/100、計画高水流量700m³/sと定めたものの、部分的な浚渫を除き本格的な改修工事は長い間行われなかった。

しかし、近年、河口に近い市街地において、高潮などによる冠水被害が頻発し、早急な治水対策が必要になったため、北海道では平成7年から広域基幹改修事業に着手し、現在に至っている。

表 4-3 治水史(1)

和暦	治水史
明治元	・ 治河使の設置 (太政官布告)
明治 7	・ 釧路川の渡船料を、一人に付き1銭、馬一匹に付き2銭とする
明治10	・ 全道三角測量図完成
明治12	・ 札幌の地位の高低を測量 (銭函の水準を札幌地理課天測室に及ぼし、海面上63尺を得)
明治13	・ 秋・ 標茶地区氾濫
明治18	・ 10月19日、暴風雨、阿寒川溢水、支流氾濫、鳥取村耕地一円浸水。11月21日より5日間昼夜止むなく霜雨。25日阿寒川溢水支流を押し上げ鳥取村皆浸水
明治19	・ 北海道庁が英人技師C・S・メークに港湾調査を命ずる ・ 秋、阿寒川氾濫
明治20	・ 釧路川洪水
明治21	・ 英人C・S・メーク初めて釧路港修築の設計を試みる ・ 釧路川洪水
明治22	・ 釧路川左岸7,000坪を埋め立てる ・ 鳥取村より大楽毛川に阿寒川の一部を分水して溝河を掘削する (工費4,000円) ・ 愛北物産合資会社は私費を投じて釧路川 (今の幣舞橋の位置) に延長120間の架橋工事を竣成して愛北橋と命名し、工費を償却するため橋賃を徴収した ・ 阿寒川洪水 (4月19日~20日平水位以上8尺。9月3日、12日両度の出水あり。61町余被害。12月13日夜洪水あり。耕宅地に被害あり)
明治23	・ 阿寒川第1分水工事が実施される (延長3,429間、工費9,800余円)
明治24	・ 郡役所所属の官舎内に観測所を置き気象の観測を行う ・ 知人に釧路岬灯台を設置する
明治29	・ 河川法交付される ・ 8月30日より9月6日まで豪雨が続き、大洪水のため別府原野辺5,6尺浸水し損害多大、1ヶ月後漸く減水する
明治30	・ 道庁は広井工学博士に再度釧路港修築の設計をさせる
明治31	・ 全道的に大洪水 ・ 道庁に北海道治水調査会を設置する
明治32	・ 阿寒川第2分水工事を施工する
明治33	・ 釧路川左岸35,209坪の埋立工事が着手される ・ 幣舞橋が架設される ・ 陸軍陸地測量部、北海道1等三角測量、1等水準測量に着手する
明治36	・ 釧路川左岸の埋立工事が完成し、入舟町が新設される ・ 8月21日、二股水位観測所設置する ・ 8月26日、五十石水位観測所設置する ・ 9月1日、標茶水位観測所設置する ・ 9月3日、弟子屈水位観測所設置する ・ 9月7日、屈斜路水位観測所設置する
明治39	・ 7月4日、タッコブ水位観測所設置する
明治42	・ 釧路港修築事業に着手する ・ 釧路築港事務所設置される ・ 10月15日、熊牛野水位観測所設置する
明治43	・ 釧路土木派出所が設置される ・ 6月13日、別保水位観測所設置する ・ 道庁河川課、主任技手土井良太郎釧路川の調査に着手する
明治44	・ 港湾修築工事の一部としての阿寒川付替の用地買収をはじめ
明治45	・ 9月20日阿寒川切替工事に着手する
大正元	
大正 2	・ 道庁が堤防敷地特別使用規定を設ける
大正 3	・ 関谷忠正が釧路水道計画を樹てる ・ 釧路川設計調査に着手する
大正 4	・ 山中解部が釧路川河口より標茶まで、小蒸汽船による貨客輸送をはじめ
大正 5	・ 道庁が土木工事設計調査規程を定める ・ 正置運送部、釧標合資会社、川井運送部が、それぞれ発動機船による釧路川の河川運輸をはじめ
大正 6	・ 10月1~2日釧路川洪水、畑地の浸水8尺、冠水面積103町に及ぶ
大正 7	・ 阿寒川通水 (3月)。阿寒新川と呼ぶ
大正 9	・ 釧路十勝地方の豪雨で、釧路川・阿寒川が氾濫し、未曾有の洪水となる。この洪水による阿寒川現河道となる
大正10	・ 釧路川・常呂川治水事務所を釧路市に設置する ・ 釧路川治水工事が着工される ・ 釧路川河口浚渫組合、釧路港湾会が誕生する
大正11	・ 釧路川新水路の掘削に着手する。機械掘削の7月8日を治水記念日とする ・ 釧路土木派出所を釧路土木事務所に改称される
大正13	・ 別保川を水源とする上水道工事はじまる
大正15	・ 新水路70%の掘削を完了する
昭和元	

表 4-4 治水史(2)

和暦	治水史
昭和2	<ul style="list-style-type: none"> 治水工事費が改定増額される 岩保木水門着手する
昭和3	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、釧路川・常呂川治水事務所、帯広治水事務所に合併される 雪裡暗渠が竣工する 4月鳥取橋着工する 6月鉄道橋・雄別炭礦鉄道橋竣工する
昭和4	<ul style="list-style-type: none"> 4月新川橋着工する 5月鳥取橋（永久橋）竣工する 6月雄別炭礦鉄道橋竣工する
昭和5	<ul style="list-style-type: none"> 5月新川橋竣工する 8月雪裡川切替完了し通水を行う 9月岩保木水門竣工する 10月新水路工事が完了し通水を行う 10月鉄道橋竣工する 11月久著呂川切替完了し通水を行う
昭和6	<ul style="list-style-type: none"> 9月19日新釧路川の通水式を行う 左岸堤防完成する
昭和7	<ul style="list-style-type: none"> 旧釧路川の凌渌がはじまる（住吉丸） 釧路川上流の局部改修工事が救農土木事業として着工する（釧路土木事務所担当昭和18年まで） 釧路運河の凌渌に着手する
昭和8	<ul style="list-style-type: none"> 旧釧路川の河床岩盤掘削に着手する
昭和9	<ul style="list-style-type: none"> 右岸堤防完成し、兼用道路として使用される 旧釧路川の河床岩盤掘削終わる
昭和14	<ul style="list-style-type: none"> 8月1日釧路土木事務所が釧路土木現業所となる
昭和15	<ul style="list-style-type: none"> 釧路川治水工事が完了し、鳥取工場が廃止される
昭和22	<ul style="list-style-type: none"> 弟子屈～五十石間に洪水被害あり
昭和23	<ul style="list-style-type: none"> 弟子屈～五十石間に洪水氾濫あり
昭和24	<ul style="list-style-type: none"> 北海道総合開発審議会設置される（3月） 釧路川中・上流部（標茶・五十石～弟子屈間）の改修工事に着手する
昭和25	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発法公布される（五月） 6月1日、北海道開発庁が設置される 標茶町開運橋上流川切替工事竣工する
昭和26	<ul style="list-style-type: none"> 7月1日北海道開発局が発足する 7月1日釧路開発建設部が設置される 標茶に、釧路川標茶改修事業所が設置される
昭和27	<ul style="list-style-type: none"> 第1期北海道総合開発第1次5ヶ年計画が開始される
昭和28	<ul style="list-style-type: none"> 釧路川改修全体計画策定される 標茶町番外地川上橋上流掘削・築堤工事竣工する
昭和29	<ul style="list-style-type: none"> 標茶町左岸旭町・多和町築堤工事竣工する
昭和30	<ul style="list-style-type: none"> 標茶町左岸富士町築堤工事竣工する
昭和31	<ul style="list-style-type: none"> 標茶町左岸ルルラン築堤工事竣工する 標茶町市街地下流右岸築堤に着手する
昭和33	<ul style="list-style-type: none"> 第1期北海道総合開発第2次5ヶ年計画が実施される 開運橋竣工する
昭和34	<ul style="list-style-type: none"> 右岸築堤、オソベツ左岸築堤竣工する オソベツ川新水路掘削に着手する
昭和35	<ul style="list-style-type: none"> 治山治水緊急措置法・治水特別会計法交布される 「治山および治水10ヶ年計画」が策定される 前期昭和35～39年（第1次5ヶ年計画） 後期昭和40～44年（第2次5ヶ年計画） 左岸多和築堤工事竣工する
昭和36	<ul style="list-style-type: none"> 南弟子屈新水路掘削工事竣工する
昭和37	<ul style="list-style-type: none"> 磯分内掘削工事に着手する
昭和38	<ul style="list-style-type: none"> 第2期北海道総合開発計画が実施される
昭和39	<ul style="list-style-type: none"> 新河川法交付される 左岸五十石築堤工事に着手する

表 4-5 治水史(3)

和暦	治水史
昭和40	・治水新5ヵ年計画(第2次5ヵ年計画)発足する
昭和41	・計画高水流量の改訂を行う(釧路湿原を遊水地とする)
昭和42	・釧路川一級河川に指定される(5月)
昭和43	・第3次治水5ヵ年計画(昭和43~47年)閣議決定する ・標茶右岸引堤に着手する ・五十石橋竣工する
昭和44	・熊牛築堤に着手する ・河川区域6,900haを洪水調節地(遊水地)として指定される(12月)
昭和46	・第3期北海道総合開発計画(昭和46~55年)実施される
昭和47	・第4次治水事業5ヵ年計画(昭和47~51年)策定する ・開運橋の伸張・拡幅工事に着手する
昭和48	・沼幌・オソベツ川の凌瀦に着手する ・開運橋完工する
昭和49	・オソベツ川が指定区間外区間となる ・弟子屈市街築堤に着手する
昭和50	・5月に大雨洪水が発生する ・左岸河口特殊堤に着手する
昭和51	・標茶左岸引堤に着手する
昭和52	・第5次治水5ヵ年計画(昭和52~56年)発足する
昭和53	・新北海道総合開発計画(昭和53~62年)発足する
昭和54	・10月19日、台風20号による床上、床下浸水、土砂崩れ等の被害発生する
昭和55	・釧路川遊水地(横堤)工事に着手する ・6月1日、北海道開発庁30周年を迎える
昭和56	・7月1日北海道開発局30周年を迎える ・7月1日釧路開発建設部30周年を迎える ・弟子屈市街築堤完了する
昭和57	・第6次治水事業5ヵ年計画(昭和57~61)策定する ・弟子屈市街築堤完工式挙行する(6月18日)
昭和60	・岩保木水門の改築に着手する
昭和62	・オソベツ築堤に着手する
平成 9	・第9次治水事業7ヵ年計画(9~15)策定する

※ 出典：釧路川治水史、パンフレット「釧路川 RIVER STORY」、平成11年度 管内事業概要

第5章 水利用の現状

5-1 水利用の実態

釧路川水系における河川水の利用については、主に水道用水や製紙工場等の工業用水に利用されており、全体の取水量に対し水道用水が35.0%、工業用水が63.3%という利水状況になっている。

また少量ではあるが、機関車洗浄用水や養魚用水等の雑用水としても利用されている。

表 5-1 釧路川水系水利用現況

種別	件数	取水量 (m ³ /s)
水道用水	4	1.38097
工業用水	1	2.5
雑用水	5	0.07043
合計	10	3.9514

(参考文献：一級水系水利権調書(北海道開発局) 平成17年3月現在)

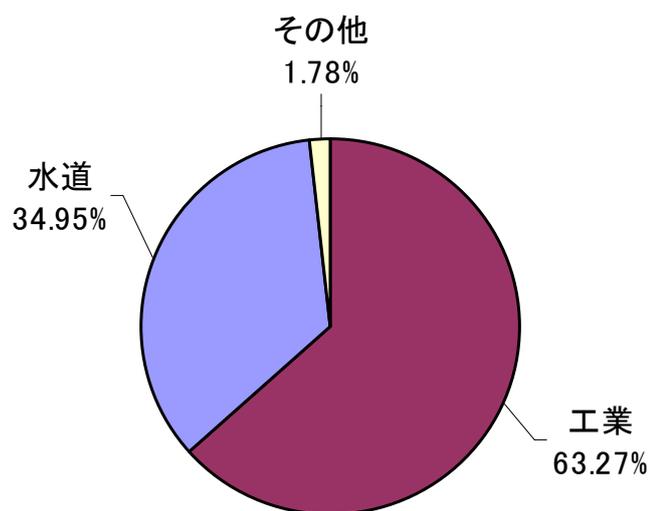


図 5-1 水利用割合図

(参考文献：一級水系水利権調書(北海道開発局) 平成17年3月現在)

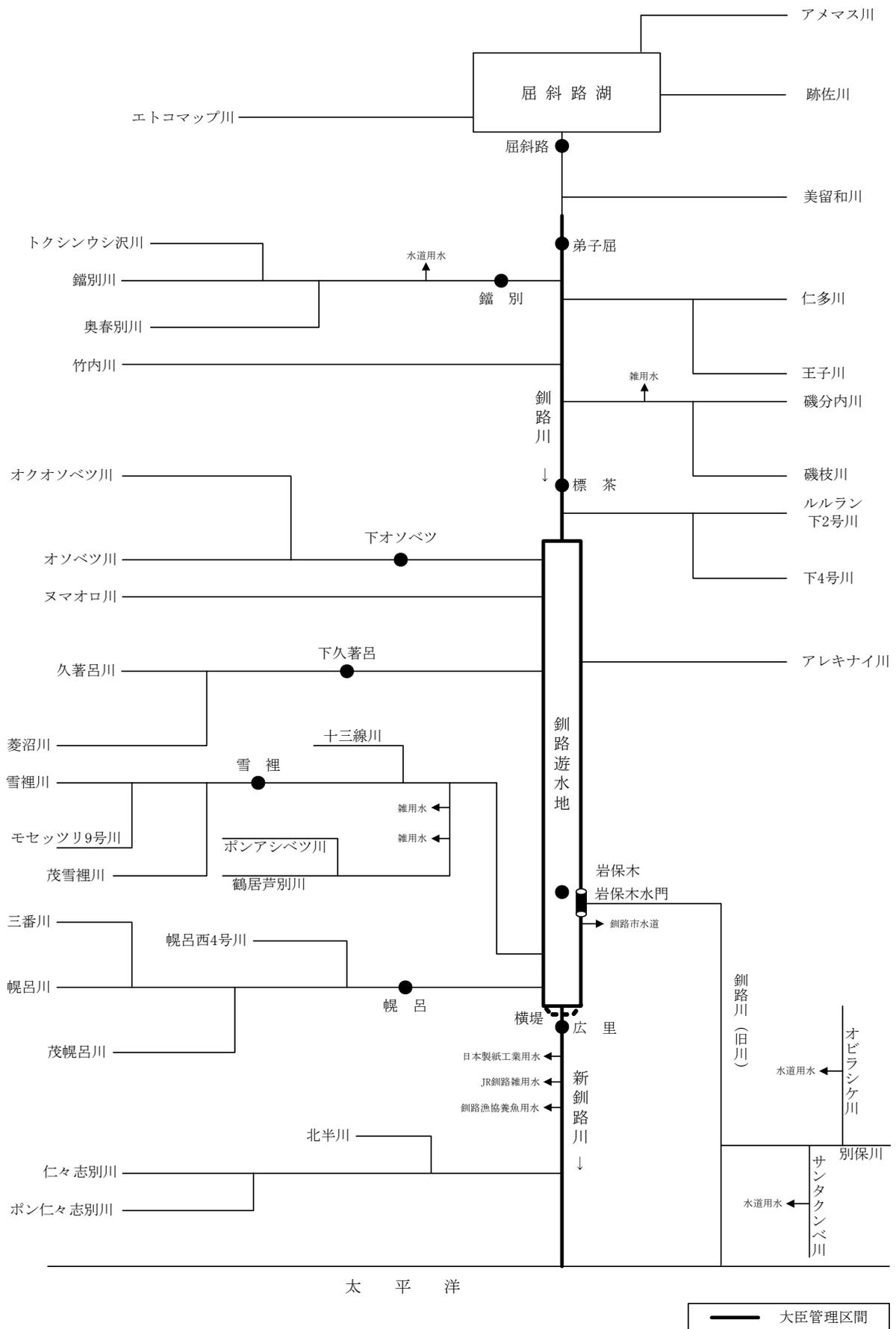


図 5-2 釧路川水系水利権模式図

(内水面漁業)

釧路川及び塘路湖、シラルトロ沼における内水面漁業は、釧路市漁業協同組合(昭和24年8月22日設立)と塘路漁業協同組合(昭和24年9月5日)により行われている。漁業対象は、ひし、たにし、まりも、ししやも、わかさぎ、こい、はぜ、えび、ふな、ざりがにである。

○漁業権の概要

ア. 内水面漁業権

漁協：釧路市漁業協同組合、塘路漁業協同組合

漁場番号：釧内共第5号(釧路川、雪裡川等)、釧内共第8号(塘路湖、シラルトロ沼等)

設定区間：①釧路川河口から釧路町と標茶町との境界線までの区間

②釧路川と雪裡川との合流点から雪裡川と幌呂川合流点までの区間

③釧路川と達古武川との合流点から達古武湖までの区間

④塘路湖と釧路川までの合流区間

⑤シラルトロ沼と釧路川までの合流区間

漁業権	魚種	漁業許可期間
第1種共同漁業権	ひし	1月1日～12月31日
	たにし	1月1日～12月31日
	まりも	1月1日～12月31日
第5種共同漁業権	ししやも	1月1日～12月31日
	わかさぎ	1月1日～12月31日
	こい	1月1日～12月31日
	はぜ	1月1日～12月31日
	えび	1月1日～12月31日
	ふな	1月1日～12月31日
	ざりがに	1月1日～12月31日

(参考文献：平成12年度釧路の水産(北海道釧路支庁))

イ. 北海道特別採捕許可

漁協：水産庁さけ・ます資源管理センター

漁場番号：北海道の特別採捕許可

魚種	漁業許可期間
サケ	8月1日～12月31日(毎年更新)
ベニザケ	8月1日～12月31日(毎年更新)
カラフトマス	8月1日～12月31日(毎年更新)

(参考文献：平成16年度釧路川水系(釧路川、オソベツ川)河川水辺の国勢調査魚介類調査報告書)

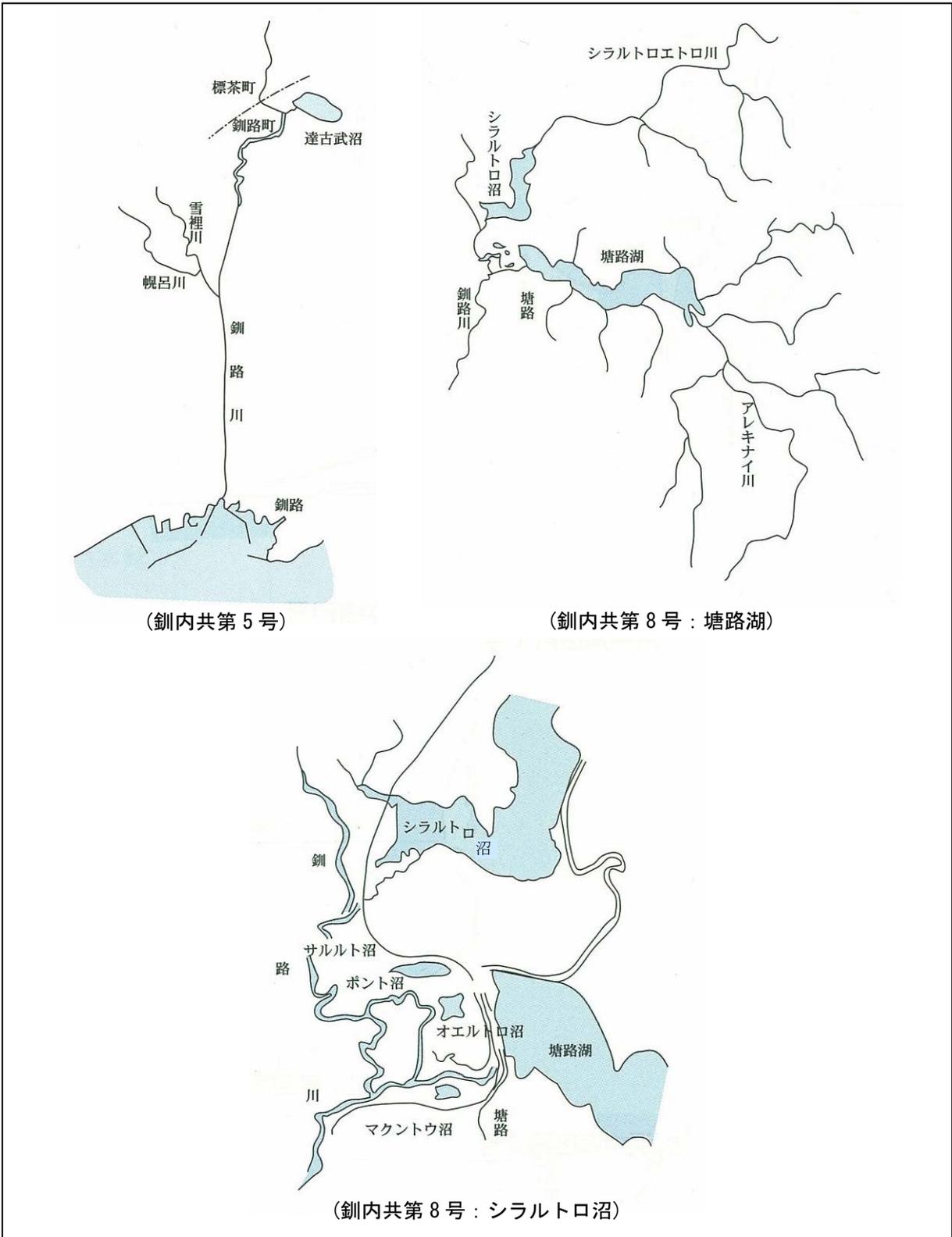


図 5-3 漁場の区域

(出典：平成 12 年度鉏路の水産(北海道鉏路支庁))

5-2 渇水被害及び渇水調整

釧路川水系において、過去に大きな渇水被害はない。また、過去に渇水調整は行っていない。

第6章 河川流況及び水質

6-1 河川流況

釧路川の標茶地点における過去46年間(昭和34年～平成16年)の流況は表6-1のとおりで、低水流量約20.7m³/s、濁水流量約17.7m³/sである。

表 6-1 標茶地点における流況表

年	データ数	欠測数	流量(m ³ /s)						
			最大	豊水	平水	低水	濁水	最小	年平均
S34	365	—	80.01	29.85	26.27	22.91	21.54	21.10	27.84
S35	366	—	165.84	40.28	28.36	22.85	16.25	16.25	32.23
S36	365	—	84.41	29.10	24.73	21.49	19.96	19.21	26.62
S37	365	—	161.50	34.00	25.40	20.00	16.60	16.60	28.74
S38	365	—	74.80	30.40	25.40	22.90	20.20	19.60	28.17
S39	366	—	115.40	35.10	28.00	24.40	21.70	21.70	31.74
S40	365	—	98.10	33.70	26.40	23.30	19.60	19.60	30.29
S41	365	—	102.33	32.96	27.25	23.01	19.14	19.14	30.51
S42	365	—	159.58	28.38	25.36	24.73	20.52	20.14	27.91
S43	366	—	141.69	22.71	21.28	20.96	20.30	19.98	22.28
S44	365	—	57.33	27.02	22.16	18.28	15.36	14.26	24.37
S45	365	—	126.06	30.35	22.21	18.10	16.56	16.56	25.13
S46	365	—	52.71	26.40	23.69	19.00	15.56	15.02	23.50
S47	366	—	111.10	32.07	26.43	19.14	15.69	13.70	27.86
S48	365	—	104.16	32.25	26.12	23.42	21.21	17.22	29.62
S49	365	1	82.88	31.47	27.25	23.50	15.82	15.67	28.70
S50	365	—	158.32	42.28	35.30	25.42	20.44	20.26	36.24
S51	366	—	91.60	26.72	23.55	21.87	18.11	17.55	25.03
S52	365	—	55.74	25.77	20.80	19.05	16.73	16.00	23.00
S53	365	—	124.54	24.06	19.60	17.43	11.76	10.93	21.07
S54	365	—	232.67	27.80	22.35	17.50	15.61	14.39	25.70
S55	366	—	37.95	23.14	21.30	18.88	15.66	15.24	21.15
S56	365	—	208.37	33.81	28.32	19.98	17.98	16.13	29.37
S57	365	—	67.48	23.50	21.33	19.71	18.34	17.70	23.06
S58	365	—	142.67	23.37	20.40	18.38	16.84	15.88	22.43
S59	366	—	52.89	20.44	17.93	16.64	14.91	13.91	19.04
S60	365	—	144.78	23.64	19.36	16.66	11.92	11.24	20.79
S61	365	—	89.79	23.96	20.38	16.68	14.59	13.91	21.82
S62	365	4	56.28	20.63	18.52	15.94	14.63	13.57	19.22
S63	366	—	140.71	21.16	17.75	15.48	14.40	14.00	20.01
H1	365	—	65.76	25.12	21.48	19.31	16.26	15.95	23.44
H2	365	—	155.72	31.14	26.53	21.12	16.22	15.60	27.28
H3	365	—	127.11	23.96	21.98	20.64	18.44	16.30	23.36
H4	366	—	134.37	28.84	22.86	18.50	16.35	16.08	26.19
H5	365	—	90.32	29.92	25.32	22.84	20.27	18.68	27.05
H6	365	—	145.65	32.58	23.84	21.40	18.33	17.40	27.97
H7	365	—	131.20	31.37	26.26	22.17	17.63	17.33	28.10
H8	366	—	79.53	30.36	25.22	22.47	20.76	19.77	27.44
H9	365	—	242.07	30.50	25.95	21.15	18.26	17.85	27.87
H10	365	—	163.20	28.03	22.54	21.17	19.86	19.43	27.69
H11	365	—	105.72	27.33	22.56	21.34	19.28	18.12	25.31
H12	366	—	111.41	33.48	24.45	19.91	18.63	18.31	29.36
H13	365	—	182.74	26.54	22.73	21.14	18.96	16.50	25.25
H14	365	—	149.98	32.13	27.63	24.37	20.48	16.79	29.41
H15	365	—	192.21	29.12	25.42	22.68	19.83	19.44	27.48
H16	366	—	51.42	27.18	24.09	22.71	15.82	15.55	25.70
最大値			242.07	42.28	35.30	25.42	21.70	21.70	36.24
平均値			118.48	28.78	23.96	20.66	17.68	16.86	26.14
最小値			37.95	20.44	17.75	15.48	11.76	10.93	19.04
近年46年間(S34～H16)第5位			55.74	23.14	19.60	16.68	14.63	13.91	21.07
近年40年間(S40～H16)第4位			52.89	22.71	19.36	16.66	14.59	13.70	20.79
近年30年間(S50～H16)第3位			52.89	21.16	18.52	16.64	14.40	13.57	20.01
近年20年間(S60～H16)第2位			56.28	21.16	18.52	15.94	14.40	13.57	20.01
近年10年間(H7～H16)第1位			51.42	26.54	22.54	19.91	15.82	15.55	25.25

注)流域面積:894.6km²

6-2 河川水質

釧路川水系における水質汚濁にかかわる環境基準の類型指定は表 6-2、図 6-1 に示すとおりであり、多和川合流点より上流及び多和川、茂雪裡川合流点より上流の雪裡川及び茂雪裡川は AA 類型、多和川合流点から釧路取水口までは A 類型、釧路取水口から下流及び茂雪裡川合流点から下流の雪裡川は B 類型、新釧路川への分派点から下流は E 類型に指定されている。

釧路川では BOD75% 値が近年上昇傾向にあり、中下流域の基準地点において指定されている環境基準値を超過している。一方、屈斜路湖では湯川流入点を除くすべての地点で、COD75% 値が環境基準の 3mg/l を概ね満足している。

表 6-2 環境基準類型指定状況(昭和 47 年 4 月 1 日指定(北海道告示第 1093 号))

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点名	備考
釧路川	釧路川上流 (多和川合流点から上流(多和川を含む))	AA	イ	瀬文平橋 (多和川合流前)	S47. 4. 1 指定 道告示第 1093 号
	釧路川中流 (多和川合流点から釧路取水口まで)	A	イ	釧路市上水 愛国浄水場取水口	
	釧路川下流(1) (雪裡川、茂雪裡川合流点から上流(茂雪裡川を含む))	AA	イ	茂雪裡橋	
	釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B	口	新川橋	
	釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E	口	幣舞橋	

注) 達成期間の「イ」は直ちに達成、「口」は 5 年以内に可及的速やかに達成を意味する。

表 6-3 水質環境基準の類型指定状況(屈斜路湖)

水域名	該当類型	達成期間	備考	指 定 年 月 日
屈斜路湖 (全域)	湖沼 ア A	イ		昭和 48 年 3 月 15 日 道告示第 642 号
	イ I	イ		昭和 59 年 11 月 29 日 道告示第 2062 号

注) 1. 『該当類型』の湖沼、ア、イ

ア: COD、SS、D0、大腸菌群数の環境基準 ※屈斜路湖では pH を適用しない

イ: 全りんの環境基準 ※屈斜路湖では全窒素を当分の間適用しない

2. 達成期間の「イ」は直ちに達成、「口」は 5 年以内に可及的速やかに達成を意味する。

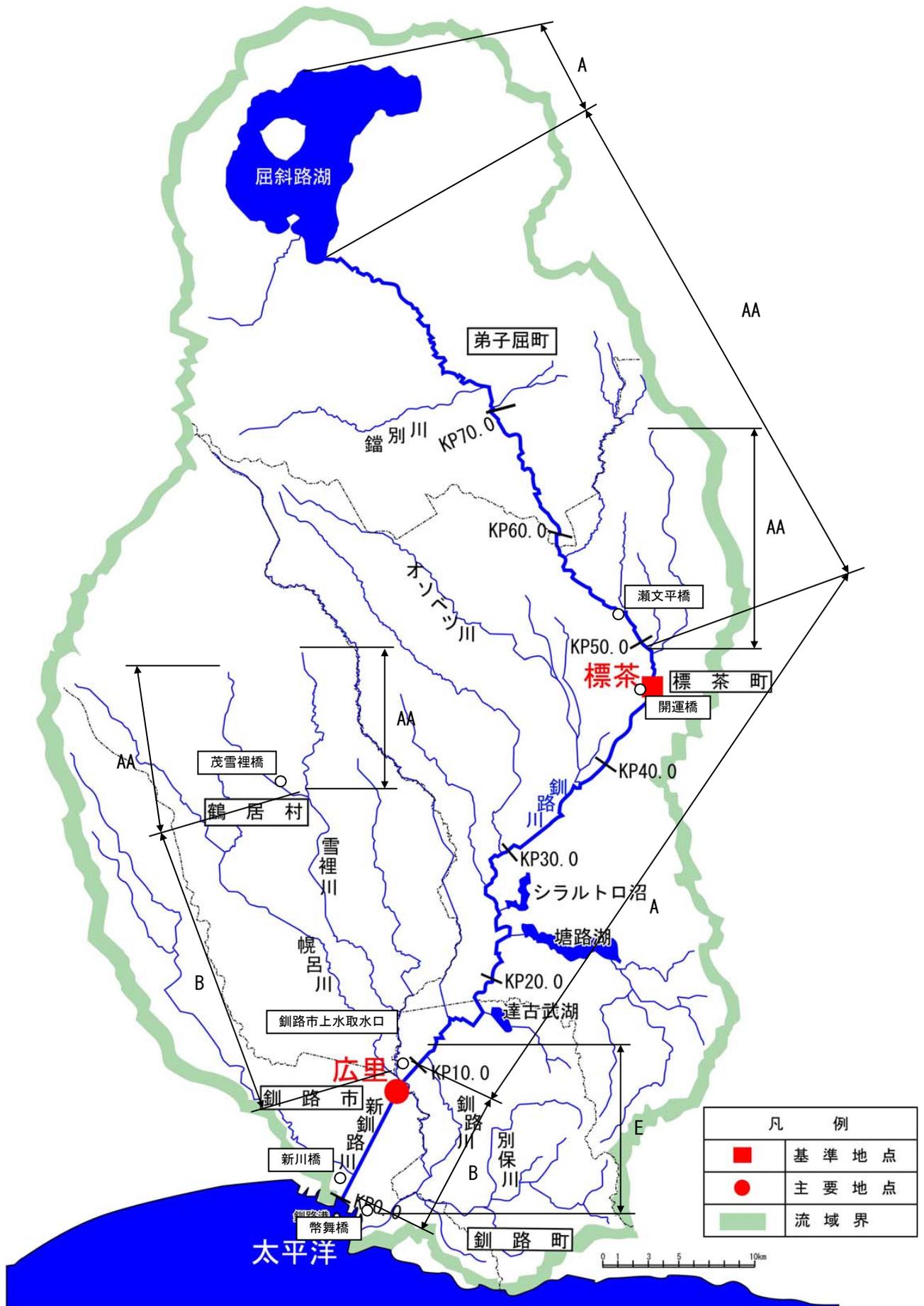


図 6-1 釧路川水系水質環境基準地点及び類型指定区間

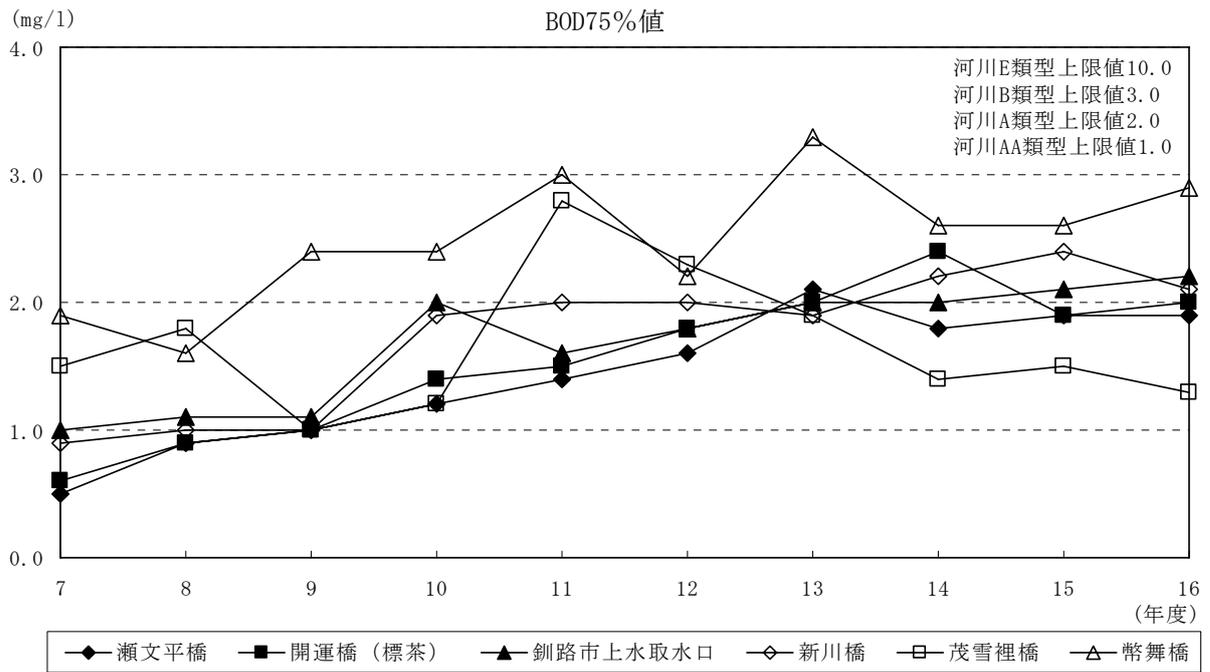


図 6-2 釧路川における水質 (BOD75%値) の経年変化

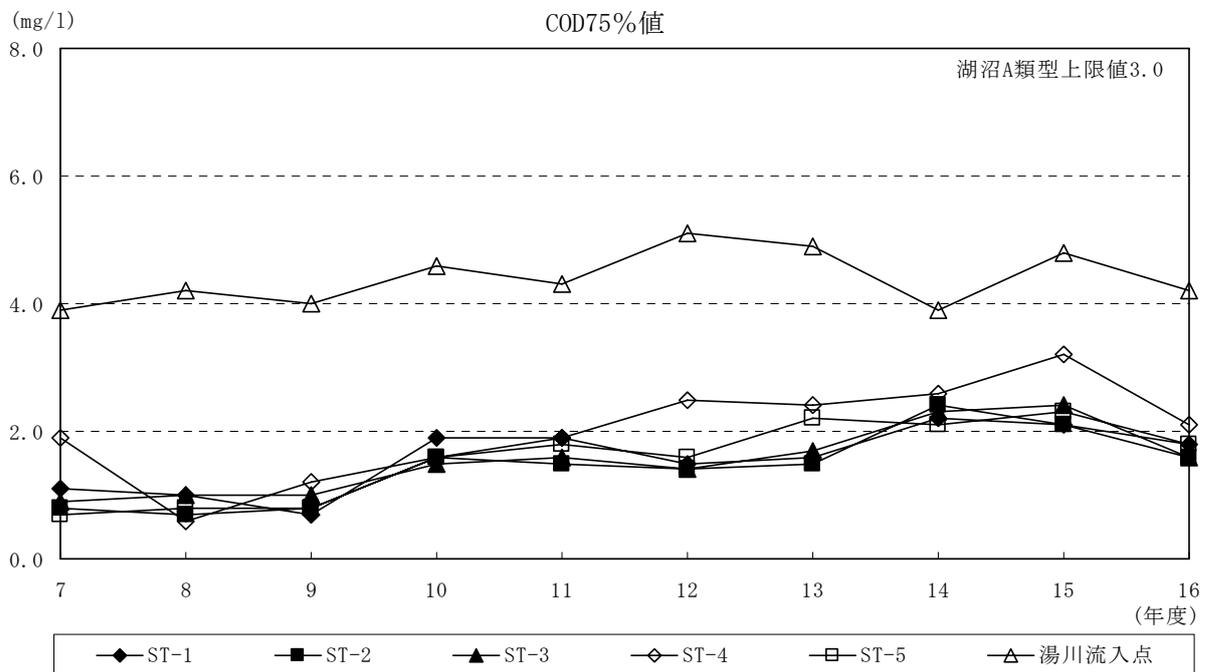


図 6-3 屈斜路湖における水質 (COD75%値) の経年変化

第7章 河川空間の利用状況

7-1 河川敷等の利用状況

7-1-1 河川敷地の利用状況

釧路川の年間河川空間利用者総数(推定)を以下に示す。

平成12年度の調査では夏季の利用者が減少しているが、全体的には横這い状態である。

平成12年度の利用者数の推計は約7万人で、平成9年度(12.7万人)と比較すると約45%減少しているが、これは調査時の高水敷イベントの有無や隔雪の遅れ等によるところが大きい。

区分	項目	年間推計値(千人)		利用状況の割合	
		平成9年度	平成12年度	平成9年度	平成12年度
利用形態別	スポーツ	46	36		
	釣り	13	7		
	水遊び	2	0		
	散策等	66	27		
	合計	127	70		
利用場所別	水面	0	0		
	水際	15	7		
	高水敷	103	56		
	堤防	9	7		
	合計	127	70		

※ 出典：河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査編)

図 7-1 河川敷の利用

7-1-2 高水敷の利用状況

高水敷は、洪水時以外は未使用であるよりも洪水流通時管理面で支障の生ずることが無く、かつ、河川の公共用物としての性格にあった利用がなされる場合は、河川にとって好ましいものである。オープンスペースの少ない都市部では、河川空間の存在は貴重であり、河川敷地の緑地化、公園化を推進し、積極的に開放、利用を図っている。利用状況は表 7-1のとおりである。

表 7-1 河川敷地の占用状況(直轄管理区間)

河川敷地占用許可実態調書(1) 【河川敷地利用状況】 (1) 敷地占用に係るもの

釧路開発建設部

釧路川水系

釧路川

占 用 目 的	件 数	面 積 (m ²)	備 考
公 園 ・ 緑 地	7	325,105.42	
運 動 場 (団 体 等)	0	0	
運 動 場 (私 人)	0	0	
運 動 場 (学 校)	0	0	
採 草 放 牧 地	47	1,346,134.55	
水 田	0	0	
畑	0	0	
ゴ ル フ 場	0	0	
自 動 車 練 習 場	0	0	
駐 車 場	0	0	
物 置 場	7	4,200.45	
水 産 物 干 場	1	1,350.00	
庭 園	3	159.89	
果 樹 園	0	0	
植 林 地	0	0	
船 置 場	1	361.78	
そ の 他 敷 地	15	78,986.16	
漁 業 等 水 面	3	36,055.90	
係 留 水 面	1	200.10	
計	85	1,792,554.25	

河川敷地占用許可実態調書(1) 【河川敷地利用状況】 (2) 工作物設置に係るもの

釧路開発建設部

釧路川水系

釧路川

占 用 目 的	件 数	面 積 (m ²)	備 考
住 宅	6	586.88	
倉 庫 ・ 物 置 等	2	56.07	
橋 梁	28	96,609.28	
道 路	32	223,288.90	
鉄 道	6	95,257.08	
電 柱	32	327.00	
支 線 ・ 支 柱	26	243.50	
H 柱	3	10.00	
鉄 塔	2	726.92	
電 線 架 空 横 断	45	43,344.62	
橋 梁 添 架	16	1,080.42	
架 空 横 断 工 作 物	5	89.92	
埋 設 物	40	1,547.73	
水 路	7	2,764.28	
貯 水 ・ 係 留 施 設	0	0	
樋 門 ・ 樋 管	3	3,385.54	
そ の 他 工 作 物 (建 物)	5	5,779.31	
そ の 他 工 作 物 (建 物 以 外)	49	14,357.67	
計	307	489,455.12	
合 計	392	2,282,009.37	

表 7-2 河川敷地の占用状況(直轄管理区間)

河川敷地占用許可実態調書 (1) 【河川敷地利用状況】 (1) 敷地占用に係るもの

釧路開発建設部

釧路川水系

オソベツ川

占 用 目 的	件 数	面 積 (㎡)	備 考
公 園 ・ 緑 地	0	0	
運 動 場 (団 体 等)	0	0	
運 動 場 (私 人)	0	0	
運 動 場 (学 校)	0	0	
採 草 放 牧 地	3	23,589.00	
水 田	0	0	
畑	0	0	
ゴ ル フ 場	0	0	
自 動 車 練 習 場	0	0	
駐 車 場	0	0	
物 置 場	0	0	
水 産 物 干 場	0	0	
庭 園	0	0	
果 樹 園	0	0	
植 林 地	0	0	
船 置 場	0	0	
そ の 他 敷 地	0	0	
漁 業 等 水 面	0	0	
係 留 水 面	0	0	
計	3	23,589.00	

河川敷地占用許可実態調書 (1) 【河川敷地利用状況】 (2) 工作物設置に係るもの

釧路開発建設部

釧路川水系

オソベツ川

占 用 目 的	件 数	面 積 (㎡)	備 考
住 宅	0	0	
倉 庫 ・ 物 置 等	0	0	
橋 梁	3	1,587.59	
道 路	3	4,001.58	
鉄 道	0	0	
電 柱	1	2.00	
支 線 ・ 支 柱	1	2.00	
H 柱	0	0	
鉄 塔	0	0	
電 線 架 空 横 断	2	471.58	
橋 梁 添 架	1	24.04	
架 空 横 断 工 作 物	0	0	
埋 設 物	1	20.73	
水 路	0	0	
貯 水 ・ 係 留 施 設	0	0	
樋 門 ・ 樋 管	0	0	
そ の 他 工 作 物 (建 物)	0	0	
そ の 他 工 作 物 (建 物 以 外)	0	0	
計	12	6,109.52	
合 計	15	29,698.52	

表 7-3 河川敷地の占用状況(直轄管理区間)

河川敷地占用許可実態調査(1) 【河川敷地利用状況】 (1) 敷地占用に係るもの

占 用 目 的	件 数	面 積 (㎡)	備 考
公園・緑地	7	325,105.42	
運動場(団体等)	0	0	
運動場(私人)	0	0	
運動場(学校)	0	0	
採草放牧地	50	1,369,723.55	
水田	0	0	
畑	0	0	
ゴルフ場	0	0	
自動車練習場	0	0	
駐車場	0	0	
物置場	7	4,200.45	
水産物干場	1	1,350.00	
庭園	3	159.89	
果樹園	0	0	
植林地	0	0	
船置場	1	361.78	
その他敷地	15	78,986.16	
漁業等水面	3	36,055.90	
係留水面	1	200.10	
計	88	1,816,143.25	

河川敷地占用許可実態調査(1) 【河川敷地利用状況】 (2) 工作物設置に係るもの

占 用 目 的	件 数	面 積 (㎡)	備 考
住宅	6	586.88	
倉庫・物置等	2	56.07	
橋梁	31	98,196.87	
道路	35	227,290.48	
鉄道	6	95,257.08	
電柱	33	329.00	
支線・支柱	27	245.50	
H柱	3	10.00	
鉄塔	2	726.92	
電線架空横断	47	43,816.20	
橋梁添架	17	1,104.46	
架空横断工作物	5	89.92	
埋設物	41	1,568.46	
水路	7	2,764.28	
貯水・係留施設	0	0	
樋門・樋管	3	3,385.54	
その他工作物(建物)	5	5,779.31	
その他工作物(建物以外)	49	14,357.67	
計	319	495,564.64	
合計	407	2,311,707.89	

7-2 河川の利用状況

釧路川は、釧路湿原を含み広大な河川空間を有しており、特に河川敷は水面および背後地の諸条件により、その地域のニーズに適応した利用がなされている。自然のうるおいとやすらぎを得られる重要なオープンスペースとして、釧路川下流部では公園緑地、中流域の標茶市街地では公園緑地、パークゴルフ場、採草放牧地等多目的に利用され、また、各種イベントも実施されている。

河川の利用については、屈斜路湖や釧路川中流部の湖沼周辺にキャンプ場や散策路等が整備されている。また、釧路川ではカヌーやラフティング、釣り等四季を通じて広く利用されている。さらに、市街地付近の河畔公園では様々なお祭りなどの河川空間を利用したイベント等も行われている。



写真 7-1 カヌー川下り



写真 7-2 釧路町昆布森港まつり



写真 7-3 パークゴルフ(標茶町)



写真 7-4 標茶町



写真 7-5 憩いの場治水公園(釧路市)



写真 7-6 釧路湿原散策

※参考:「釧路川」発行:釧路開発建設部、「釧路町史」H2.8.31発行:釧路町役場

第8章 河道特性

8-1 釧路川の諸元

釧路川は、北海道東部の太平洋側に位置し、その源を藻琴山（標高 1,000m）など屈斜路カルデラの外輪山に発し、カルデラ湖の屈斜路湖から流れ出て、弟子屈原野を流れ、弟子屈町で鑑別川、標茶町でオソベツ川等の支川を合流し、釧路湿原に入り、さらに久著呂川、雪裡川等の支川を湿原内で合わせ、岩保木地点において新釧路川となり釧路市街地を貫流し、太平洋に注ぐ、幹川流路延長 154km、流域面積 2,510km² の一級河川である。

■上流域（屈斜路湖から弟子屈市街部付近）

河床勾配が 1/1,000 程度であり、針葉樹と広葉樹の針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成し、また硫黄山と山麓の高山植物が特徴的な自然景観を形成している。

■中流域（弟子屈市街部付近からオソベツ川合流点付近）

河床勾配が約 1/200～1/1,200 であり、流域の基幹産業を支える約 5 万 ha の広大な酪農地帯が広がり、釧根地域の代表的な景観を形成している。

■下流域（国内最大の湿原である釧路湿原から新釧路川河口部まで）

河床勾配が 1/3,000～1/8,000 となっており、釧路湿原においては多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約 2,000 種の野生生物の生息・生育の場となっている。

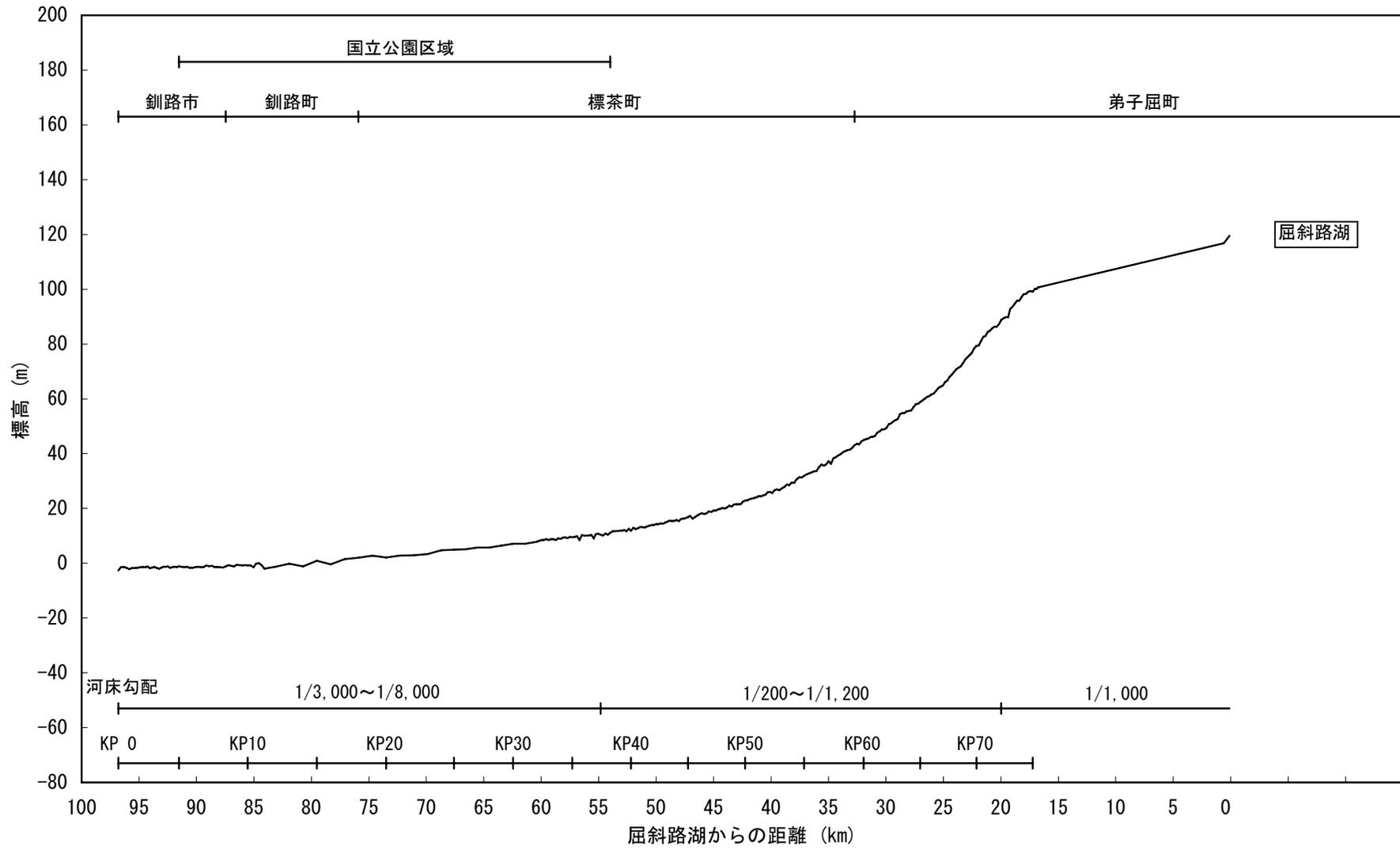


図 8-1 釧路川 河床高縦断図

第9章 河川管理の現状

9-1 河川管理施設

釧路川における河川管理施設等の整備状況は下記の通りである。

9-1-1 堤防

表 9-1 釧路川水系堤防整備状況

	延長 (km)
完成堤防	57.9 (51.8%)
暫定堤防	21.8 (19.5%)
(未施工区間)	32.1 (28.7%)
(堤防不必要区間)	79.7
計	191.5

※延長は、直轄管理区間の左右岸の計である。

9-2 砂利採取

釧路川では、昭和 63 年まで砂利採取を継続したとされているが、存在が確認されたのは下に示す部分である。ただし、予定量であり、実際の掘削量については不明である。

表 9-2 砂利等の採取に関する規制計画

河川名		釧路川			
対象区間 (KP)		-2.0/0~-1.1/0	6/45~8/72	合計	
基本計画	掘削可能量	30.0	1144.7	1174.7	
規制計画	採取可能量	30.0	198.5	403.5	
	(堆積予想量)	175.0			
年次計画	昭和46年	許可予定量	40.0	30.0	70.0
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	30.0	35.0
		堆積予定量	35.0	0.0	35.0
	昭和47年	許可予定量	40.0	30.0	70.0
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	30.0	35.0
		堆積予定量	35.0	0.0	35.0
	昭和48年	許可予定量	40.0	30.0	70.0
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	30.0	35.0
		堆積予定量	35.0	0.0	35.0
	昭和49年	許可予定量	40.0	30.0	70.0
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	30.0	35.0
		堆積予定量	35.0	0.0	35.0
	昭和50年	許可予定量	40.0	30.0	70.0
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	30.0	35.0
		堆積予定量	35.0	0.0	35.0
	昭和51年以降	許可予定量	5.0	48.5	53.5
		掘削可能量中の許可予定量	5.0	48.5	53.5
		堆積予定量	0.0	0.0	0.0

※ 「釧路川治水史 昭和58年10月」より

9-3 水防体制

9-3-1 河川情報の概要

釧路川では、流域内に雨量観測所(17箇所)、水位観測所(14箇所)を設置し、無線等により迅速に情報収集を行うと共に、これらのデータを用いて河川の水位予測や洪水予報等を行い、水防活動に活用している。また、近年では光ケーブル網により接続された遠隔監視カメラを用いた管理も行っており、それが迅速な水防活動の一助となっている。

9-3-2 水防警報の概要

釧路川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、標茶地点等の基準となる水位観測所の水位を基に市町村を含む水防関係機関に対し、河川の巡視や災害発生防止のための水防活動が迅速かつ的確に行えるように水防警報を発令している。

9-3-3 洪水予報

釧路川では、水防法及び気象業務法に基づき、「洪水予報」を気象台と共同で発表している。流域の雨量や水位の状況、水位予測等を一般住民にわかりやすく迅速に伝えるべく整備を進めている。

表 9-3 国土保全管理データ収集・提供に係る主要な施設一覧

観測システムの種類	施設名
水位・流量観測施設 (14箇所)	屈斜路、弟子屈、熊牛原野、下オソベツ、標茶、五十石、岩保木、広里、鳥取、鑑別、下久著呂、雪裡、幌呂、屈斜路湖
雨量観測所 (17箇所)	(開発局) 屈斜路、弟子屈、虹別、奥春別、熊牛原野、奥久著呂、中オソベツ、標茶、上幌呂 (気象台) 川湯、弟子屈、標茶、鶴居、塘路、釧路、中徹別、阿寒
水質自動監視計 (5箇所)	瀬文平橋 開運橋、愛国浄水場取水口、新川橋、幣舞橋は水質分析地点で、自動観測は行っていない。
地震計 (開発局 15箇所) (気象庁 1箇所)	(開発局) 釧網跨線橋、弟子屈道路総合構内、野上峠、標茶河川、岩保木、釧路川堤防左岸KP7.4(4箇所)、釧路川堤防右岸KP10.1 (2箇所)、釧路川堤防左岸KP9.85 (2箇所)、釧路川堤防左岸KP6.15 (2箇所) (気象庁) 釧路
地下水水位計 (70箇所)	釧路湿原内70箇所

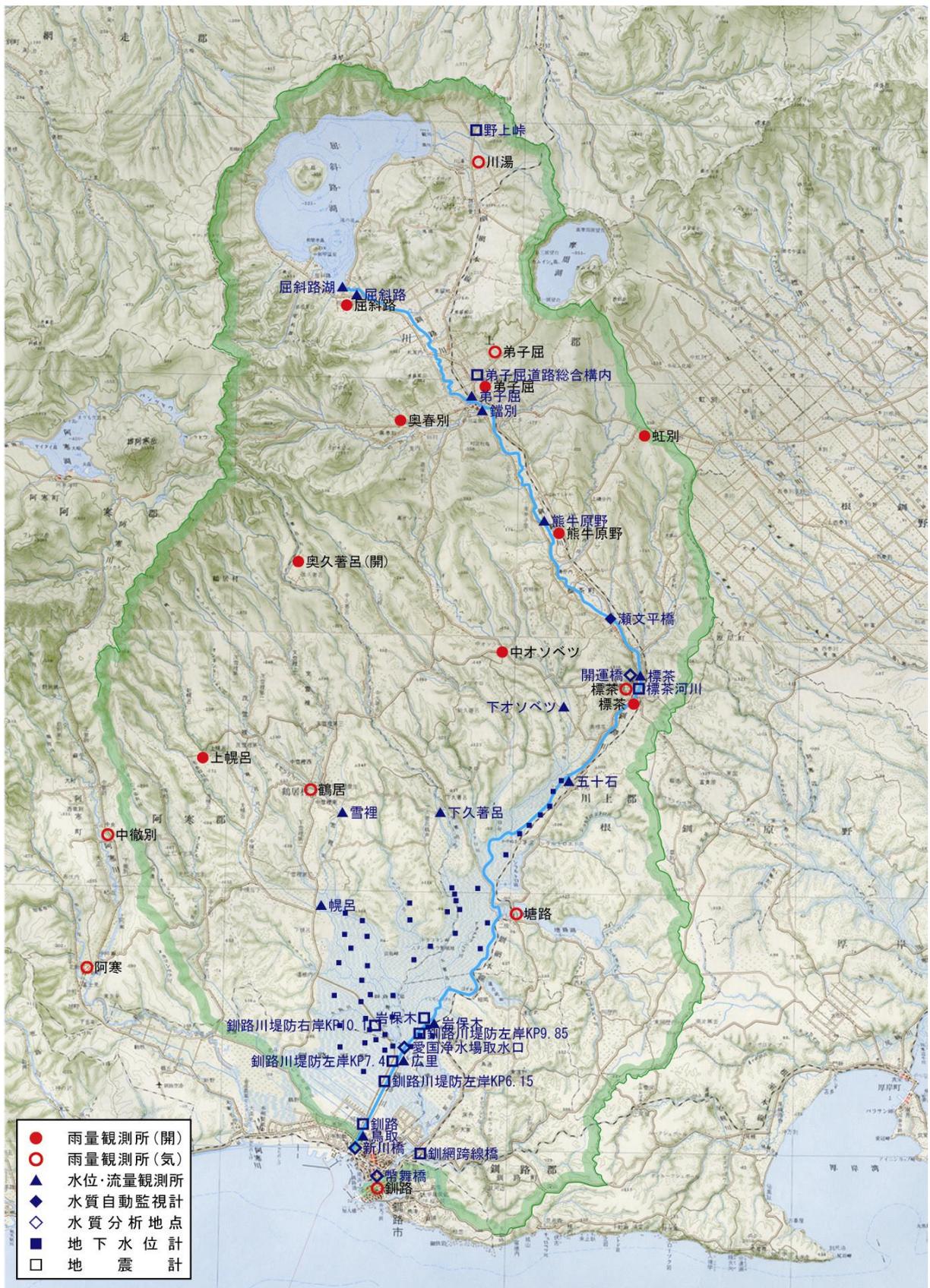


図 9-1 洪水予測区間及び雨量・水位観測所

9-4 危機管理への取り組み

9-4-1 水防連絡協議会との連携

洪水・高潮等による被害発生の防止または軽減を行うため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うための水防連絡協議会が結成されている。この協議会により、重要水防箇所の合同巡視、水防団、水防資材の整備状況の把握、定期的な水防訓練等を行っている。

9-4-2 水質事故対策の実施

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利用者にも多大な被害を与えている。水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速で適切な対応が必要になっている。このため、環境保全連絡協議会により、連絡体制を強化すると共に、水質事故訓練等を行ったり、水質事故に備え、常時から資機材の備蓄を行っている。

9-4-3 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理に於いて、平常時から危機管理に対する意識の形成を図ると共に、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図を公表すると共に水防計画・避難計画の策定の支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。

9-5 地域との連携

釧路川流域では、釧路川に沿って町が連なっており、釧路川を中心に各地域間での街づくりの連携が進められている。

流域内では、釧路川流域委員会、釧路湿原自然再生協議会が設置され、今後の川のあるべき姿や、川づくりのあり方について、関係河川使用者、地元漁業者、学識経験者、関係行政機関等との意見交換が行われている。

一方、今後、流域のまちづくり事業と連携し、河川を地域レクリエーション、防災、まちづくりの拠点として位置付け、地域と一体となった河川管理を行うことが必要とされている。地域住民と協力して河川管理を進めるためには、インターネット等のメディアを利用する等して、様々な河川情報を発信すると共に、地域からの河川整備に対する要望等を集約し、住民参加型の管理体制を構築する必要がある。また、河川清掃や、節水・水の再利用等を通じて、地域住民の河川に対する愛護精神を啓発していくことも重要である。